

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## Society and Culture of Peoples of the Lower Amur under the Rule of the Qing Dynasty

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 史郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00004298">https://doi.org/10.15021/00004298</a>

## アムール川下流域諸民族の社会・文化における 清朝支配の影響について

佐々木 史郎\*

Society and Culture of Peoples of the Lower Amur  
under the Rule of the Qing Dynasty

Shiro SASAKI

The influence of the rule of the Qing empire (the dynasty established by the Manchus, 1616–1912) on the people of the Lower Amur and Sahalin has been long neglected by the many researchers engaged in ethnological and anthropological studies of that region. However, it is a very important problem in this field.

Until the middle of the 19th-century, contact with the Manchus and their government was indispensable to those peoples. Their material culture, social life, and even religious life were dependent on the rule of the Qing dynasty. The societies and cultures which researchers have investigated since the end of the 19th-century was formed under the strong influence of the rule of the Qing empire.

In this paper I examine the ruling system of the Qing dynasty that governed the peoples of the Lower Amur and Sahalin, and evaluate its influence on their societies and cultures.

Territorial expansion of Manchu empire to the lower Amur basin began in the end of the 16th-century. But it took about 150 years to construct the ruling system which was finally established in the middle of the 18th-century, since the Manchus had to contest possession of the Amur basin with the Russians.

The principal purpose of the rule of this region was to collect regularly sable furs, which was in great demand in the palace of the Qing dynasty. In the ruling system, people were registered in clans and villages, officially recognized by the government.

---

\* 国立民族学博物館第1研究部

In each the government appointed the chief, *hala i da* (clan chief) and *gašan da* (village chief), who were expected to keep order in their community, to collect sable furs from every registered member, and to take them to a local office of the government (e.g., Ningguta, Sansin, or Kiji) every year.

This system played very important role in daily life of the peoples of the Lower Amur and Sahalin during the 18th- and the 19th-centuries.

For example, it changed their clothing culture. Cotton or silk costumes, which were given by the Manchu government as gifts against payment of sable furs, were so widely distributed in the 18th- and the 19th-centuries that they became one of the main materials of clothing, together with fish skin and animal fur, materials traditionally used. When worn out and no longer usable as one costume, pieces of silk or cotton were sewn into fish skin or animal fur clothes as ornaments.

In addition, government of the Qing dynasty also provided those who came to the local office to sell sable furs, with rice, flour, bread, beans, and so on. Though such food was not enough to change their food culture, rice and flour were largely distributed among the peoples of the Lower Amur and Sahalin.

The society was also influenced or even changed by the ruling system. All the Tungus-speaking peoples of this region had a patrilineal clan (*hala or xala*) and villages (*gašan, gasyan or gassa*) just like those of the Manchus. The Manchu governors found the same functions in these organizations as their own, and used them in their ruling system. They identified each of the people in clans and villages who were to pay sable furs, and recognized them as official organizations. As a result this system defined characters and functions of their clans and villages.

Generally speaking, patrilineal descent groups, like clans or lineages, are not stable organizations and often repeat integration and segmentation during several generations. Clans of the Nivkhi (Gilyaks), *kxal*, who had never been under the control of any external nations, though they had lived in the Lower Amur basin for a long time, were in such a condition when Russian ethnologists investigated them in the end of the 19th-century. There were numerous small clans or lineages in their society. However, the clans of the people who paid sable furs to the Qing government, for example the Nanai (Golds), were comparatively stable. Several large clans in Nanai society have existed since the middle of the 17th-century. The

Qing government restrained their free integration and disintegration, in order to maintain the ruling system.

As is demonstrated in this paper, the ruling system of the Qing government in the 18th- and the 19th-centuries had a large influence on the societies and the cultures of the peoples of the Lower Amur and Sahalin. The rule of the Qing empire, which lasted for more than 200 years, had something to do with ethnic processes of this area.

序節	7) 物質文化面での辺民制度の影響
第1節 清朝の東北辺民制度の成立過程	第3節 東北辺民制度下における氏族と集落の機能
第2節 東北辺民制度の実態	
1) 朝貢の場所	1) 清朝が規定した辺民の社会組織
2) 朝貢の時期	2) 辺民氏族 hala の属性と機能
3) 出張官吏のようす	3) 集落 gašan の属性と機能
4) 朝貢業務のようす	4) 辺民支配の社会的影響
5) 烏林(恩賞)の内容	終節 結論
6) 朝貢者に支給された食糧	

## 序 節

アムール川下流域とサハリンの住民<sup>1)</sup>の文化は19世紀中期に初めてロシア、ヨーロッパ系の研究者が調査に入って以来、様々な側面から研究されてきたが、その中で未

1) 現在、本稿で考察する地域にはロシア人、ウクライナ人などのヨーロッパ系の住民が主流を占めているが、元来この地域に「原住民」として古くから住んでいたのはツングース語、ニヴフ語(ギリヤーク語)、アイヌ語の3つの言語系統に属す人々である。そのうち、アムール川河口周辺とサハリン北部を中心に分布するニヴフ Nivx(ロシア語では Nivkhi)とサハリン南部にいるアイヌ Ainu はそれぞれ一民族とされるが、ツングース系の住民は次の6つの民族に分類されている。松花江下流から、烏蘇里江、そしてゴリン川河口周辺までのアムール川沿岸のナナイ Nanai(旧称ゴルドないしゴルディ Gol'dy, 中国領内では「赫哲」と呼ばれる)、ゴリン川河口周辺でナナイと接し、さらに下流でニヴフと隣接するウリチ Ul'chi(旧称オルチャ Ol'chi またはマンゲン Manguny)、アムゲン川流域のネギダール Negidal(ロシア語では Negidal'tsy)、アムール川右岸の支流からタタール海峡(間宮海峡)沿岸に分布するオロチ Orochi、その南部にいるウデヘ Udehe(ロシア語では Udegeitsy)、サハリン中部を中心にトナカイを飼育するウイルタ Uilta(旧称オロッコ、ロシア語では Oroki)、そしてアムール川左岸の支流域や山岳地帯を漂泊するエヴェンキ Evenki である(各民族の分布については図1を参照)。現在の当該地域の民族分類は、1854年から56年にかけて自ら民族調査を行なうとともに、19世紀中期以来のロシアの探検家たちの調査報告を整理した、シュレンク L. Shrenk の設定を基礎に、後の研究者、調査者たちが補足訂正を加えたものである。分類の基礎には言語といくつかの代表的な文化要素、そして本人の帰属意識などがあるが、研究者の間では古くより疑問をもたれている名称や分類が残されている節があり、一般に通用している名称、分類や行政上の要請と妥協していることも否めない。

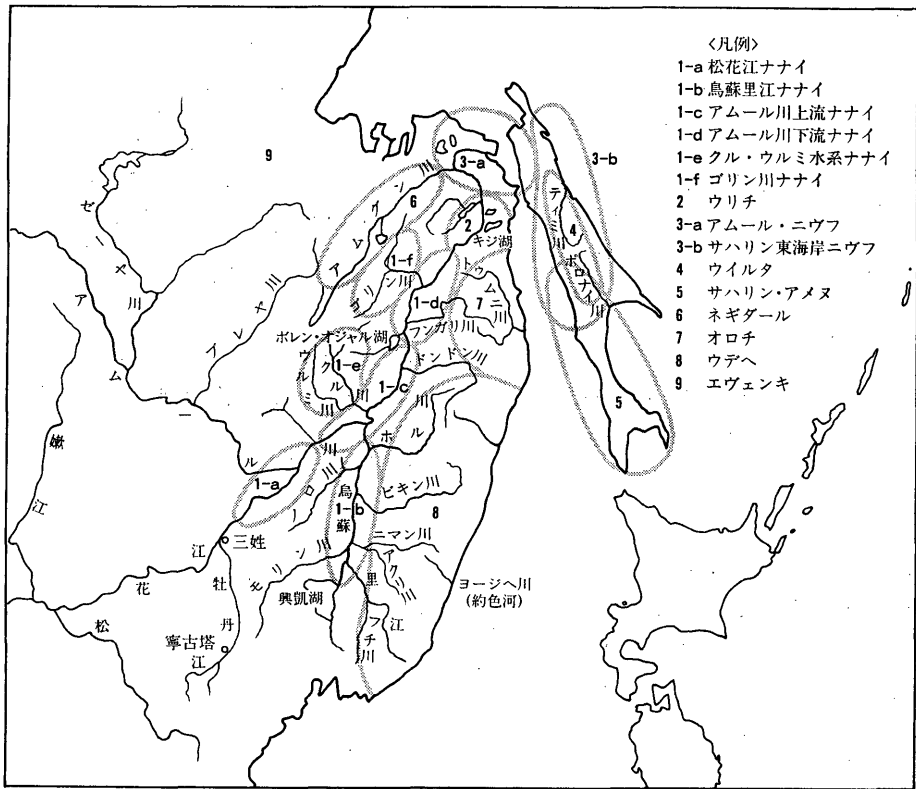


図1 19世紀中期～今世紀初頭の言語，民族分布

だに十分な検討がなされていないのが200年以上に渡って続いたこの地域に対する清朝支配の影響である。確かに、マーク R. K. Maak, シュレンク L. Shrenk らが調査に入った1850年代にはこの地域における清朝の権威は全く地に落ちていた。だからこそ彼らが調査に入れたわけである。そして、その影響力も政治的な側面だけでなく、文化的な側面でも物心両面で著しく低下していた。したがって、その時代から調査に入った者が清朝の影響など問題にならないと判断するのも理由がないわけではない。

そのような時代的な制約とともに、研究者側の認識不足、問題意識の欠如ということも当該地域への清朝支配の影響が問題にならないことに関係している。もとより、東アジアの国家そのものがヨーロッパの研究者には謎なのであり、周辺の被支配民に対する統治方法、その影響力などは想像もできなかったようである。彼らが彼らの見た現実をありのままに描こうとした、その意図、努力の跡は各報告書、研究書に現れてはいる。しかし、彼らは清朝がこの地域をかつて統治していた痕跡、その影響によって生じる様々な現象についてはほとんど理解できないといった状態で放置している

のである。

清朝統治の痕跡は今世紀の初めまで、社会生活の面でも精神生活の面でも、また物質文化の面でも数多く残っていた。レニングラードにある『人類学民族学博物館』(Muzei Antropologii i Etnografii, 通称クンスト・カメラ Kunst Kamera) にはアムール川下流域とサハリンの住民に関する多数の標本資料が収蔵されているが、その中に数こそ多くはないが、清朝支配の痕跡をとどめる貴重な資料がいくつかある。例えば、標本番号5747-176はアムール川をめぐる露清の関係が緊張した咸豊年間、具体的には咸豊4年(1854年)にその住民に対して発せられた命令書であり、5747-177, 178, 179, 454は三姓副都統が発行した郷長 *gašan da* の任命書である(文書の詳細については拙稿「レニングラードの人類学民族学博物館所蔵の満州文書」畑中幸子編『東北アジアの歴史と社会』名古屋大学出版会, 1991年刊行予定を参照)。また、5747-165~172は姓長 *hala i da* と郷長に与えられた帽子とそれを示す飾りの類である。標本番号3348-69と143~204は中国の民間信仰上の神格を描いたと思われる聖画像であり、それらはナナイのサマル氏族 *Samar* の居住地であるゴリン川一帯から採集されたものである。さらにその他にも中国製の陶器、衣服、布、鍋などの鉄製品、装飾品となる貴金属、貨幣、ガラス、ビーズなどが多数ある。またごくわずかではあるが、日本製品も混じっている。

それらの収蔵資料はソ連でも今のところまだ公開されていないばかりか、それに注意を向ける研究者もいないといった状態である。各標本資料には収集時に聞き出した資料に関する情報が必ず付けられているが、それも収集時の状態を示すものばかりで、例えば、満州文書や郷長の任命書の内容までは明らかにされていない。それらが解読された形跡もない。このことは従来のロシア、ヨーロッパ系の民族学者がアムール川下流域の民族的、人類学的調査、研究を行なうに際していかに清朝の影響を、さらに過去の歴史を軽視したか、または問題にできなかったかを表している。

アムール川下流域における清朝統治の影響が今まで検討されてこなかった原因にはさらに資料的な制約もあった。

どの地域からいつ朝貢に現れたかといった概略は、従来の我国の東洋史学者達が史料として頻りに引用してきた『満文老檔』、『清実録』、『大清会典』、『大清一統志』、『柳邊紀略』、『欽定満州源流考』、『聖武記』などの既に公にされて日が長い資料から知ることができる。しかし、どの集落の誰が何人で現れて毛皮を何枚払い、烏林 *ulin* (満州語で、本来は「財貨」という意味であるが、朝貢に対する恩賞の意味にも使われた) として何をどれだけ受け取ったかといった細かい資料は今まで公開されていな

かった。民族学、人類学の立場から清朝統治の影響を検討する場合、特にそれが当該地域のエスニック・グループや様々な文化複合の形成または変遷にどこまで影響があったかということの研究する場合には、そのような細かい資料が必要になる。

そのような意味で1981年に北京で刊行された『清代中俄関係檔案史料選編』と1984年に瀋陽で刊行された『三姓副都統衙門満文檔案訳編』は重要な資料である。そこに収められている檔案（中国の行政機関が作成、保存している公文書類）には朝貢に現れた住民の氏族、集落といった内部組織の名称とその規模、そして統率者の名前まで記載されているものがあるからである。ただし満州語で書かれた檔案をすべて現代漢語に訳し、固有名詞まで漢字で表しているために満州語の原音が損なわれているという点がこの2つの資料の大きな欠陥である。

近年このような檔案類を資料とした研究が中国側から発表されるようになり、ようやくアムール川流域における清朝統治時代の研究が本格的に問題となってきた。しかし、中国側の論文では逆にソ連側の研究、資料を顧みない傾向があり、互いに蓄積してきた成果を活かしていない。

本稿では両者を突合せながら、まず清朝のアムール川下流域住民の統治機構を明らかにし、それが当該地域の住民の生活、特に物質文化と社会構造にどのような影響を及ぼしているかをさぐることにする。それによって200年以上にわたる清朝の支配が、複雑な分布を見せる多彩で豊かな当該地域の文化と多様なエスニシティの形成にどのような意味を持っていたのかが見直されることになる。

なお、本論文の表記については、基本的には現代かな使い、常用漢字を使用するが、引用に際しては原文に忠実にするために歴史的かな使い、旧漢字をそのままにした。漢語の表記については時代、出版地を問わず、すべて繁体字を使用し、その音は拼音字母（ローマ字）で表した。簡化字で書かれた現代漢語を引用するときも繁体字に直して表記している。満州語はメルレンドルフ方式で、ロシア語は英国規格（BS 2979: 1958）に準じてローマ字化した。ただし、本稿で考察対象とした諸民族の言語については引用原典によって使用文字が異なるため、原典がローマ字表記のものはそのまま引用し、それ以外は原典の表記から類推した最も近い音をローマ字で表記した。したがって、原典でロシア文字や満州文字、漢字で表記されたものでも上記の原則には則っていない。

## 第1節 清朝の東北辺民制度の成立過程

清朝のアムール川下流域、沿海州、サハリンの住民に対する支配は16世紀末期のヌルハチ（太祖、在位1616年～1627年）による沿海州南部のワルカ（瓦爾喀 Warka）部討伐から始まる。それから約150年にわたって、清朝は武力制圧、宥和政策の柔剛両政策を駆使して当該地域の統治機構の基礎を築き、さらにロシアとその領有権をめぐって激しく争った。

清朝の当該地域の住民に対する政策は基本的には武力制圧と朝貢の促進の二本立てであった。前者は制圧した後、住民を満州八旗に編入して、彼らを満州内地へ移住させる政策で、「徙民政策」と呼ばれ、後者は自主的に毛皮などの特産品を持参して清朝の支配に入る意思表示をさせ、それに対して恩賞を与えて慰撫するもので、「辺民制度」と呼ばれる。「辺民制度」下に入った住民は「辺民」と呼ばれ、現住地に留まる

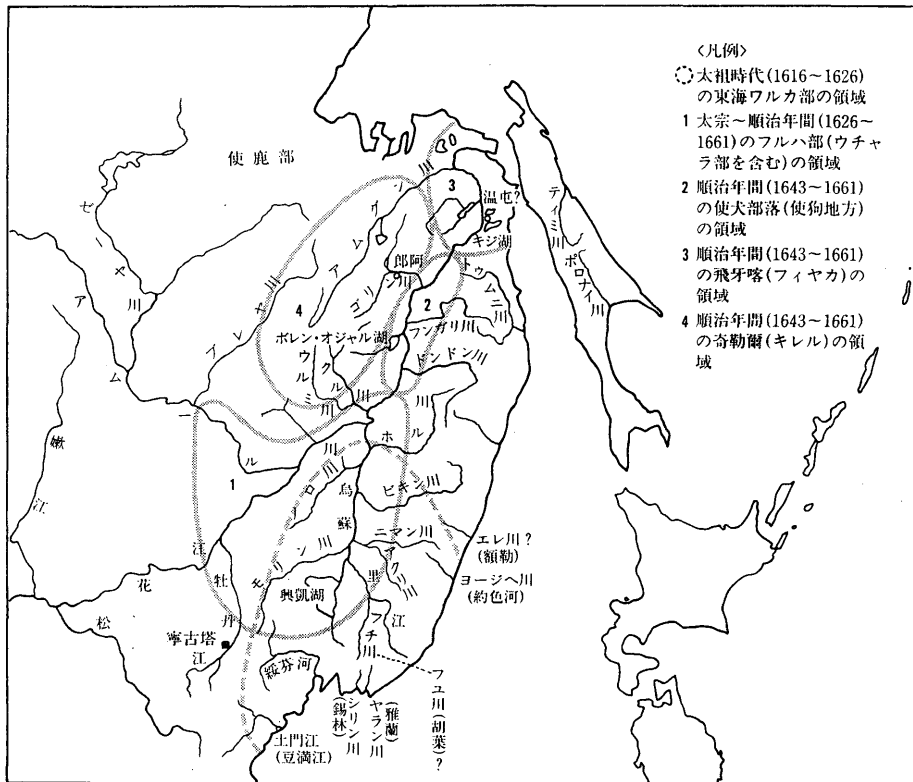


図2 明末清初の住民構成と分布（『清実録』による）



ことが許された。本稿で「清朝のアムール川下流域住民に対する統治機構」として扱うのは後者の「辺民制度」のことである。この制度が最終的に確立するまでにはアムールをめぐる露清紛争が間に挟まったことから、複雑な成立過程を経ることになるが、完成するのは乾隆15年（1750年）に辺民戸数固定化政策が採用された時点である。

清朝のアムール川下流域住民の統治機構である辺民制度の成立過程については松浦茂の優れた論考があるので[松浦 1987: 1-38]、本節ではそれに基づいて統治機構完成までを振り返っておこう。

中国では周知の通り、古来より周辺の漢化されていない住民が特産物を貢納品として朝貢してきた場合、それに対する恩賞として布類、装飾品などを中心とした中華文明の高さを誇れる品物を大量に与えて、その権威を誇示することが行なわれてきた。建州女直を中心に発展した清朝の場合も、当初よりアムール川下流域、沿海州、サハリンの住民に対する接し方は全くその方式を踏襲している。

16世紀末期以来、沿海州から松花江流域にかけての地域には、漢人には「野人女直」、建州女直らには「ワルカ部」Warka（漢字では「瓦爾喀」などと表される）、「フルハ部」Hürha（漢字では「虎爾哈」、「瑚爾哈」、「虎兒凱」などと表される）、「ウエジ部」Weji（「窩集」、「窩稽」などと表される。ただしウエジ部は実体が明確でないため、その存在を疑問視する意見もある[田中 1959]）と呼ばれる2つないし3つの集団があった<sup>2)</sup>(各部の範囲については図2を参照)。清の太祖ヌルハチが彼らを従わせよう

2) ワルカとは現在の沿海州南部から朝鮮東北部にかけて居住していた住民に対する呼称、フルハとは松花江、牡丹江、アムール川流域に居住していた住民の呼称である。ウエジは実体が明瞭でないが、松花江下流から烏蘇里江流域にかけての住民の呼称として使われる場合が多い。彼らがどのような住民で構成されていたかについての研究は、従来島田好、田中克己、吉田金一、阿南惟敬ら東洋史学の研究者が漢文、満文の資料を基礎に、ロシア、ヨーロッパ側の民族誌資料との対照をしながら進められてきた。まず、島田はワルカを満州と同族とし、ウエジを烏蘇里江のナナイ、フルハを松花江からアムール川のナナイとしている。続いて、田中はウエジは実体がないとした上で、フルハもワルカも満州と同族であるとする。吉田は概ね田中の説を支持し、さらにロシア側の資料との対照を行なっている。阿南は『清実録』を再検討することにより、時代によって指し示す範囲が変化していることを明らかにしたが、大体ワルカが満州と同族で、フルハとウエジはナナイの祖先であるという説に傾いている[島田 1937; 田中 1959; 吉田 1973, 1974, 1984; 阿南 1980a, 1980b, 1980c, 1980d, 1980e]。また、最近の研究では増井寛也が漢文、満文資料に残された氏族名を手がかりとした興味深い研究をしているが、彼は阿南説に最も近い立場をとっている[増井 1983]。

しかし、いずれも中国側が残した歴史資料とロシア、ヨーロッパ側の民族誌資料との比較に際して、両者の住民分類の基準を十分検討していないなど研究方法の根幹に欠陥が見られる。問題とすべき点は歴史資料上の集団と民族誌資料上の集団との直接の同定ではなく、両者を繋ぐ過程の方である。つまり、呼称とその対照となる住民の範囲の変遷過程を追跡することである。筆者は歴史資料に登場する氏族を手がかりに歴史資料における住民分類の変遷を追跡した結果、ワルカ、フルハとも満州八旗（新満州八旗も含む）に組み込まれたものが満州人の形成に参加し、地元に残留したものがナナイの形成に参加していたことを明らかにした[SASAKI 1989]。

表1 太祖、太宗時代のワルカ部、フルハ部の貢納状況

西暦	年号	地域名	貢納者首長名	人数	氏族名	貢納品
1599年	萬曆27年	東海 Weji 部内 Hūrha 路 2 路 <sup>1)</sup>	Janngge, Wangge, (Bojiri)	100		貂皮, 貂皮
1611年	萬曆39年	東海 Hurha 部内 Jakuta				
1618年	天命 3 年 2 月	東海 Hūrha 部 <sup>2)</sup>	Bojiri			
1618年	天命 3 年 2 月	Indahun Ta- kurara 国, Nooro 国, Sirahin 国 <sup>4)</sup>	三処長40人	500 <sup>3)</sup>		
1618年	天命 3 年10月	東海 Hūrha 部	Nakeda	500 <sup>5)</sup>		
1626年	天命11年12月	黒龍江人				名犬, 黒狐, 玄 狐, 紅狐皮, 猓 狸孫, 黒貂, 水 獺, 青鼠皮等 黒貂皮
1627年	天聰元年12月	長白山の彼方東 海の Hūrha 部	3 人			
1628年	天聰 2 年正月	東方 Geikeri 国	頭目 4 人	40	Geikeri	
1628年	天聰 2 年 5 月	長白山の彼方東 海の Hūrha 部	Lifota, Bukshan, Kasio, Keikela			
1628年	天聰 2 月12月	東方 Bayara 国	Ilbio, Torga, Butao, Ituka	7	Bayara	貂皮, 狐皮
1629年	天聰 3 月 7 月	Kūrka 部		9		海豹皮
1630年	天聰 4 年 5 月	Hūrha 部		21		貂皮
1630年	天聰 4 年 6 月	Hūrha 部		11		貂皮
1631年	天聰 5 年 7 月	黒龍江地方 Hūr- ha 部	托思料, 羌圖里, 恰克莫, 挿球		Meljere	貂皮, 狐皮, 猓 狸孫皮
1631年	天聰 5 年 7 月	Nooro 地方 Hūr- ha 部	頭目 4 人			貂皮, 狐皮, 猓 狸孫皮, 水獺皮
1632年	天聰 6 年10月	Bayara 路	Hurga, Marga, Mafa, Turga	12	Bayara	貂皮, 狐皮
1633年	天聰 7 年 6 月	東海使犬部落	Sengge(僧格)と 妻	52	Bayara	方物
1633年	天聰 7 年10月	Ujala 地方 Hūr- ha 部	綽奇	4		貂皮, 狐皮
1634年	天聰 8 年正月	黒龍江地方	羌圖里, 嘛爾干	69	Meljere, Bayara	貂皮 <sup>6)</sup>
1634年	天聰 8 年11月	使犬部蓋清屯	Sengge (僧格)	51	Bayara	貂皮
1634年	天聰 8 年12月	黒龍江地方	南地悠, 杜莫訥	74	Tohoro	貂皮
1634年	天聰 8 年12月	松阿里地方	Sengge (僧格)	52	Bayara	貂皮
1635年	天聰 9 年正月	使犬部	索瑣料			黒狐, 黄狐, 貂 鼠, 水獺皮, 狐 裘, 貂裘

1637年	崇徳2年2月	Hūrha部	三姓頭目	63	Tohoro, Geikeri, Luyere	貂皮, 狐皮
1637年	崇徳2年12月	黒龍江地方	羌圖里	122	Meljere	貂皮
1637年	崇徳2年12月	Hūrha部		10	Hei	貂皮
1637年	崇徳2年12月	Hūrha部		22	Tohoro, Meljere, Bayara	貂皮
1638年	崇徳3年6月	Ujala部	井瑤		Ujala	貂皮, 猓狸獠, 水獺皮
1638年	崇徳3年11月	Hūrha部	達爾漠, 納木達 礼	23	Geikeri, Hūsihari	玄狐, 黃狐, 貂 鼠, 青鼠皮
1638年	崇徳3年11月	Kūrka部	頼達庫	4		海豹皮
1639年	崇徳4年正月	Hūrha部				貂, 玄狐皮
1639年	崇徳4年2月	東方(Hūrha部)	敖里堪, 僧格, 扎克蘇			貂皮
1640年	崇徳5年正月	東方(Hūrha部)	布珠, 精達礼妻	59	Geikeri	貂皮
1640年	崇徳5年2月		南地悠, 葛留		Tohoro	貂皮
1640年	崇徳5年12月	Hūrha部				貂皮
1641年	崇徳6年2月	東藩	和託, 糾察納	58		貂皮
1641年	崇徳6年12月	東方(Hūrha部)	八姓頭目使者董 糾		Bayara, Tohoro, Luyere, Hei, Meljere, 科爾仏科爾 Geikeri, Hūsihari	貂皮
1641年	崇徳6年12月	Kūrka部	加禪哈等			海豹皮
1642年	崇徳7年正月	Kūrka部	察庫納等	77		貂皮
1642年	崇徳7年9月	Kūrka部	頼塔庫等	55		海豹皮
1643年	崇徳8年正月	Hūrha部	羌圖里等		Meljere	貂皮
1643年	崇徳8年2月	Hūrha部	精德里	13	Geikeri	貂皮
1643年	崇徳8年10月	Kūrka部, 炎楮 地方	頼塔庫等	130 <sup>7)</sup>	Kuyala	貂, 狐皮

(『満文老檔』と『清実録』による)

註:

- 1) 『満州実録』にはその後毎年入貢とある。しかし、天命元年2月に Bojiri が反旗を翻して征討を受ける。
- 2) Bojiri 再度帰服。
- 3) 約100余戸(1戸当り5人とする) [清実録 1985a: 194]。
- 4) この3つの「国」は満文老檔では gurun すなわち「国」または「部」とされているが、満州実録では gurun の下の行政単位である golo すなわち「路」となっている [満文老檔 1955: 74, 83; 清実録 1985a: 191, 193]。
- 5) 約100戸(1戸当り5人とする) [満文老檔 1955: 112; 清実録 1985a: 220]。
- 6) 貂皮668張持参とある [清実録 1985b: 221]。
- 7) 実際は26戸(1戸当り5人とする) [清実録 1985c: 38]。

とした背景には、勇猛果敢で知られた彼らを八旗軍に編入して、明朝との抗争の戦力を補充しようとしたことにあるといわれる。また、この地域は当時中国、朝鮮の宮廷で非常に人気があり、需要の高かった黒貂の毛皮の供給源であり、ワルカ、フルハラに毛皮による朝貢を命じたのは、黒貂の毛皮の供給地を独占することによって、それを財政的、戦略的に使おうとしたことによるとも考えられる。

彼らの内、沿海州南部から現在の豆満江、綏芬河流域にいたとされるワルカは満州に近かったこともあって、「徙民政策」によって多くの住民がその原住地から連れ去られ、満州八旗に組み込まれたが、フルハの方は多くが自分らの居住地に残って、毎年毛皮類を持って朝貢に赴いた。その最初の事例が萬曆27年(1599年)の王格 Wangge、張格 Jangge の来訪である。その時彼らが持参してきたのは黒、黄、赤の三色の狐の毛皮、黒、白2色の貂の毛皮とされる(表1参照)。さらに彼らに同行してきた博齊里 Bojiri ら6人は朝貢先で妻をめとり、その後毎年欠かさず朝貢したという[清実録 1985a: 110]。博齊里 Bojiri は天命元年(1616年)に一時ヌルハチに反旗を翻したが、武力討伐を受けて屈服し、その後は全く恭順した。

太祖の時代に朝貢してきたのはフルハ部のほか、ウエジ部(実はフルハ部またはワルカ部であった)、使犬国<sup>3)</sup>などの住民であった。彼らの朝貢に関してはまだ一定の制度または組織が確立していなかったが、彼らに与えられる恩賞には住民内部の地位の違いに応じて一定の区別がみられる。例えば天命3年(1618年)10月に Nakada という人物を頭目にして朝貢に現れたフルハ部の住民100戸に対して、次のような恩賞が与えられたという記録がある[満文老檔 1955: 112-113]。

頭目である8人に対して(1人当り):

男奴隸10人、女奴隸10人、乗馬10頭、耕作用の牛10頭、豹皮で縁どりして蟒緞を張った皮襖、皮端罩、貂皮の煖帽、皂靴、彫りのある腰帯、春秋に着る

3) または「使犬部落」、「使狗地方」ともいい、満州語で Indahūn Takūra gurun という。フルハ部とフィヤカ(註16に説明あり)の中間、すなわち烏蘇里江河口より若干下流からゴリン川河口周辺までいた住民を指す(図2参照)。名称の由来は犬を飼い、それでそりを曳かせることが最大の特徴と見られたことにある。ただし、犬の飼育と犬ぞりの使用はフルハ部内でも行なわれ、『清実録』の中では、例えば松花江河口より若干下流の「蓋清屯」Gaigin/Gaijin という集落など、フルハ部の中の住民に対しても「使犬部落」という名称を使用している部分がある。我国の東洋史研究者の間では彼らを「オルチャ」(今日の名称ではウリチ)であるとする説が有力であるが、「使犬部落」という区分は民族学、人類学でいう「民族」ではないため、彼らを今日のウリチに直接結びつけることはできない。さらに、以下本文で列挙した順治年間の使犬部落の住民が属した氏族の名称のすべてが今日のナナイ(ゴリドまたはゴルディ)に残されていることから、その大部分が今日のナナイに連なっている可能性が高く、「使犬部落=ウリチ説」は誤りであるといえよう。

蟒緞の無扇肩朝衣、蟒緞の褂、四季の衣服、布衫、褥、衾など<sup>4)</sup>。

次の者：

男奴隸5人、女奴隸5人、馬5頭、牛5頭、衣服5襲。

さらに次の者：

男奴隸3人、女奴隸3人、馬3頭、牛3頭、衣服3襲。

末輩の者：

男奴隸1人、女奴隸1人、馬1頭、牛1頭、衣服1襲。

そのほか「家、釜、甕、瓶、瓦瓶、盃、椀、皿、匙、箸、水桶、箕、盆」などを十分与えたとある。

ここに見られる「頭目」(amban)、「次の者」(sirame niyalma)、「さらに次の者」(geli ilhi niyalma)、「末輩」(dubei niyalma)という四層の階層は後世までそのまま継承されたわけではなからうが、恐らく乾隆期(1736年～1795年)の姓長 hala i da, 郷長 gašan da, 子弟 deote juse, 白人 bai niyalma (庶民)といった階層規定の萌芽とでもいえるものである。このように住民の間で地位の相違を明確にし、それに応じて恩賞として与えるものに差をつけるやり方はその後も維持されている。というのは翌年の天命4年(1619年)に朝貢に現れたフルハ部の住民も同様に、しかも同じ量の恩賞を与えられているからである(ただしその時には第3等以下の人についての記述はない)。また、この時には上記のような生活必需品の他に「鞍、轡、箭筒、弓、箭」などの武具も与えられている[満文老檔 1955: 148]。

次の太宗の時代(1627年～1644年)になると東北辺境方面からの朝貢の件数も飛躍的に増加し、清朝側の取扱いも組織的になる。貢納品には当初松花江、烏蘇里江流域のフルハ部から貂皮、狐類(毛皮の色に応じて黒狐、玄狐、紅狐、黄狐等の種類があった)、猓狸獮、青鼠、水獺等<sup>5)</sup>があり、旧ワルカ部に当たる地域に残っていたクルカ部<sup>6)</sup>からは海豹(アザラシ)の皮があった。しかし、朝貢そのものが制度として固定

4) ここに登場する恩賞について若干説明を加えておくと、「蟒緞」(『満文老檔』の原文の満州語では *gecuheri*) とは龍の文様の入った満州官吏の制服に使われる絹織物(緞子)、「皮襖」(*jubca*) とは裏に毛皮をつけた裾の長い上衣、「皮端罩」(*dahū*) は縁飾りのついた毛皮の短い羽織、「煖帽」(*mahala*) は防寒用の帽子、「皂靴」(*sohin gūlha*) は先の丸い靴、「無扇肩朝衣」(*goksi*) とは肩飾りのない官吏の制服、「褂」(*kurume*) は「袍」(*siyigiyan*) と呼ばれる上着の上にさらに着用する袖の短い上着、「布衫」(*gahari*) は「袍」の下に着る単衣物、「褥」(*sishe*) は敷物または敷き布団、「衾」(*jibehun*) は掛け布団または夜具などである。ただし、個々の品物が具体的にどのようなものであったについては詳しくはわからない。

5) 猓狸獮(または猓狸獮とも書く)は中国東北部に棲息するオオヤマネコの一類で、銀色に輝く毛皮が美しい。水獺はカワウソウのこと。青鼠は中国東北地方に棲息するネズミの一類で、毛皮が灰色のため「灰鼠」とも呼ばれる。いずれも上等で高価な毛皮がとれることで有名であった。

6) ワルカ部の住民の多くは太祖の時代にその大部分が徙民され、太宗の時代には事実上部そのノ

化するとともに、貢納品もフルハ部からは貂皮、クルカ部からは海豹皮に統一されていく(表1参照)。それは、貂皮特に黒貂の毛皮が満州、中国、朝鮮の宮廷で珍重され、戦略的な重要性が高かったためである。毛皮としては猓狸獺、水獺の方が上であるが、それらは数が極端に少なく、定期的な貢納に耐えられなかったと考えられ、また狐、青鼠よりは貂の方が上である<sup>7)</sup>。

貂皮にも種類とそれに応じた等級があった。『柳邊紀略』巻三によれば、紫がかった黒色で毛が揃って密なものが高級で(「紫黒毛平而理密者次上」)、その次が紫黒で毛が密なもの(「紫黒而理密者次之」)、さらにその下が紫黒で毛が粗いものと毛が黄色で揃っているもの(「紫黒而疎與毛平而黄者又次之」)、最も低級なのは白いものであった(「白斯下矣」)[柳邊紀略 1985: 253]。最上とされた紫黒の貂皮の中でも「索倫貂」と「挹樓貂」が最も珍重されたが、「索倫貂」の方がさらに上とされた<sup>8)</sup>。しかし、

\\ ものが消滅していた。代わって沿海州南部の住民として史書に登場するのはクルカ部(「庫爾喀部」Kürka)と呼ばれる人々で、アザラシの毛皮を持って来貢した。彼らは名前がフルハ部と似ていることから、研究者にはしばしば混同されるが、史書では明確に区別されている。1670年代から始まる新満州八旗の編成によって、彼らの大部分は満州人に取り込まれた。

7) 猓狸獺と水獺の毛皮が貂皮よりも高価であると考えられるのは、毛皮自体が貂より大きいことと希少性が高いことが根拠にある。そして実際カワウソの毛皮については、日本の文化9年(1812年)にサハリン(当時は日本では北蝦夷地と呼ばれた)でアイヌのサンタン人らに対する負債を救済した松田伝十郎が交易品の価格改定を行なった際、カワウソの皮(獺皮)1枚をサハリン産の黒貂の皮2枚に相当すると決めている【北夷談 1972: 219】。しかし、両者が貂皮よりも上等とされるのは後世の評価かもしれない。『柳邊紀略』巻三に「今寧古塔梅勒章京以下皆著猓狸獺狼皮襖、而服貂者無一人也。若帽則皆貂矣。」と述べて、康熙中期当時(17世紀末期から18世紀初頭)、猓狸獺や狼の毛皮は寧古塔でも梅勒章京(註13に解説あり)以下の役人が服にしているが、貂皮の服を着るものはなく、ただ帽子に使用するだけという状況だった【柳邊紀略 1985: 253】。したがって、17世紀当時の中国、満州では黒貂皮の方が珍重されていたのかもしれない。

8) 「索倫貂」、「挹樓貂」というのは産地の相違によるものと考えられる。つまり、「索倫貂」は松花江河口より上流のアムール川流域からもたらされる黒貂で、「挹樓貂」とは松花江下流からアムール川下流、沿海州にかけての地域よりもたらされるものであろう。

「索倫」(「ソロン」Solon)とは17世紀当時松花江河口よりも上流のアムール川流域とゼーヤ川流域にいたとされる住民をさす。その地域には同じ時代のロシア史料には農耕牧畜に従事する「ダフル」Dakhuryと彼らとともにやはり農耕に従事する「ツングース」Tungusy がいたとされ、「索倫」は両者を区別せずにつけた呼称であろう。索倫部は太宗時代に度重なる清朝の征討を受け、結局武力的に屈服する。しかし、その直後にポヤルコフ、ハバロフらの遠征があり、略奪同然の行為を受けたことから全く荒廃し、1654年には清朝側の命令で、嫩江流域に移住してしまう。現在、「索倫」の名称は内蒙古自治区の東北部にある呼倫貝爾草原の遊牧エヴェンキの間に残されており、中国では「索倫鄂温克」(ソロン・エヴェンキ)と呼ばれている。また、嫩江流域は今でもダフルの人口が多い地域である。

「挹樓」というのは『後漢書』と『三国志』に登場する住民名で、3世紀から4世紀にかけて現在の松花江下流からアムール川下流、そして沿海州にかけての地域にいたと考えられている。彼らは竪穴式住居に暮らし、豚飼育と穀類の生産で生計をたてていたことが知られている。また、人尿で顔や手を洗うことでも知られていた【東アジア民族史1 1974: 63-77】。その特産物には櫛矢(軸に「櫛」と呼ばれた木を使い、鏃に「青石」と呼ばれる鉄より硬いといわれた石を使う)と赤玉(宝石の一種)、それに良質の黒貂があり、後世「挹樓貂」という名称

『柳邊紀略』の編者である楊賓は「蓋以索倫貂毛深而皮大也，然不若挹樓之耐久矣」と述べて、索倫貂の方が毛が深く大きい、挹樓貂の方が耐久性に優れているということを行っている[柳邊紀略 1985: 253]。それらの貂皮は皆「魚皮国」すなわち窩集諸部（つまり、フルハ部、使犬部落等。ただし索倫部も貂の産地である）でしか捕れないとされ、時代とともに値上がりしている。時代は下るが、康熙初年の頃（1662年頃）は鉄鍋ひとつが貂皮1枚だったのが、『柳邊紀略』が編纂された中期には貂皮1枚で鉄鍋が2つ買ったという。また、馬1頭を買うのに数十枚の貂皮が必要だったのが10枚足らずで、特によい馬でも14、5枚で買えるようになったという[柳邊紀略 1985: 253]。

こうした高価な毛皮類をもって朝貢に現れていた東北の貢納民達に対して太宗は多大な恩賞（烏林）でもってそれに報いた。それはまた、太祖以来の政策を受け継いだものでもある。太宗は朝貢のために京師（盛京つまり奉天）にやってきた者達を大政殿で引見し、恩賞を与えた上で、大宴会を催してその労をねぎらっている。『太宗実録』には具体的に誰に何をどれだけ与えたかについては記録がないが、与えられたものは蟒衣（龍紋入りの清朝の官吏の礼服）、帽子、靴、革帯、布、器物等で、やはりその地位によって種類、数量に差がつけられたらしい。

次の順治年間（1644年～1662年）のこととなるが、『清代中俄関係檔案史料選編』（第一編）所収の郎丘 Langqiu らの題本（第4号檔案，順治10年3月6日付）によれば、当時フルハ部においては各屯つまり村落に「頭目」がおり、さらに集団全体（恐らく姓つまり氏族全体）を統率する「総屯頭目」がいた。『清代中俄関係檔案史料選編』で名前の知れているものでは、Bayara 姓の土兒乎拿 (Turhuna) とその死後跡をついだ弟の郎九 (Langjiu) が8屯100戸を統率していたとされ、Meljere 姓では強兔力 (Qiangtuli または Kiantuli、『清実録』で「羌圖里」などと書かれた人物) が7屯を、Tohoro 姓では南凋 (Nandiao) が12屯を支配していた[松浦 1987: 10-11; 清代中俄関係檔案史料選編 1981: 5-6]。彼ら「頭目」と「総屯頭目」は清朝政府が住民の中から選んだとされている。松浦茂は「彼らは決して旧来の社会制度をそのまま容認したものではなかった」と述べているが[松浦 1987: 11]、果してそうだろうか。

ㄨ が生まれたのもこのような史書の記述によるものであろう。

「挹樓」の地域の住民は4世紀以降「勿吉」、「靺鞨」などと呼ばれたが、基本的な生活形態、文化は挹樓のものがそのまま受け継がれ、その一部（竪穴式住居、人尿使用など）は13世紀から16世紀にかけて知られた「乞烈迷」（「ギレミ」と読む。「吉烈迷」などとも表される）にまで伝えられた[遼東志 1985: 468]。

確かに、清朝政府が東北辺境からの朝貢を制度化した時に築いた組織は清朝が上から住民に押しつけたものであることは否めない。しかし、姓、屯（ともに太宗時代の呼称による。後の姓と郷つまり *hala* と *gašan* にあたる）といった組織もその原型はフルハ部の住民自身が地元で保持していたものだったのではないだろうか。

第3節で詳しく言及するが、満州をはじめとする中国東北部からアムール川流域、沿海州、サハリンにかけて居住するツングース系の住民には *hala/xala* と呼ばれる組織が共通に見られる。それはエスニック・グループや地域によって性質が様々であるが、基本的には父系単系出自集団で、父系のラインで遡及する祖先を共有すると信ずる人々の集団である。その成員権は男系のラインで継承されていく。その成員全員が系譜的に相互に結びつく必要はなく、遠い昔に関係が忘れられているもの、擬制的親族関係で結ばれているもの、ある有力者の支配下に入っていたもの、単に近くに住んでいたもの等を包含する。それには純粋な親族組織に近いものから、全く政治的、軍事的単位になっているものまでである。しかし、属性は多様であるが、満州人達はフルハをはじめとするアムール川下流域の住民の *hala/xala*（ニヴフ語では *kxal*）という同名または類似の名前を持つ組織に自分達の *hala* との共通性を見だし、それを統治に利用しようとしたことは十分考えられる。

また、まだ組織整備が十分でない太祖の時代からフルハ部からの貢納民は地域の有力者に率いられて京師に現れている。つまり、既に *hala* または集落内に統率する者とされる者という階層分化も起きていた。上で述べた太祖時代の4つの階層は必ずしもフルハ部内部の社会階層をそのまま表しているわけではなく、政府の方で規定したものである。しかし、それでも既にフルハの住民の内部にあった階層を反映しているはずである。太宗時代以降の「頭目」、「総屯頭目」、そして、それ以降の姓長 *hala ida*、郷長 *gašan da* もあくまでも清朝政府が規定し、任命した地位であるが、その原型となるべき社会階層は既に現地住民の社会には存在していたのである。清朝側が伝統的な組織を統治に利用するとともに、有力者達の側も清朝政府が与えるこれらの地位と称号を利用して、その地域における社会的地位をより確固たるものにしていたのである。

清朝の東北辺民制度は太宗の時代に、沿海州南部、松花江下流域、烏蘇里江流域、そして両江河口間のアムール川流域のフルハ、クルカなどと呼ばれた住民を対象にして一応完成し、定期的、組織的に貂、海豹の毛皮が貢納されることになった。しかし、ロシア人のアムール進出までの間にフルハ部などを辺民として完全に掌握していたわけでないことはロシア人として初めてアムール川の探検に成功したロシア・コサック



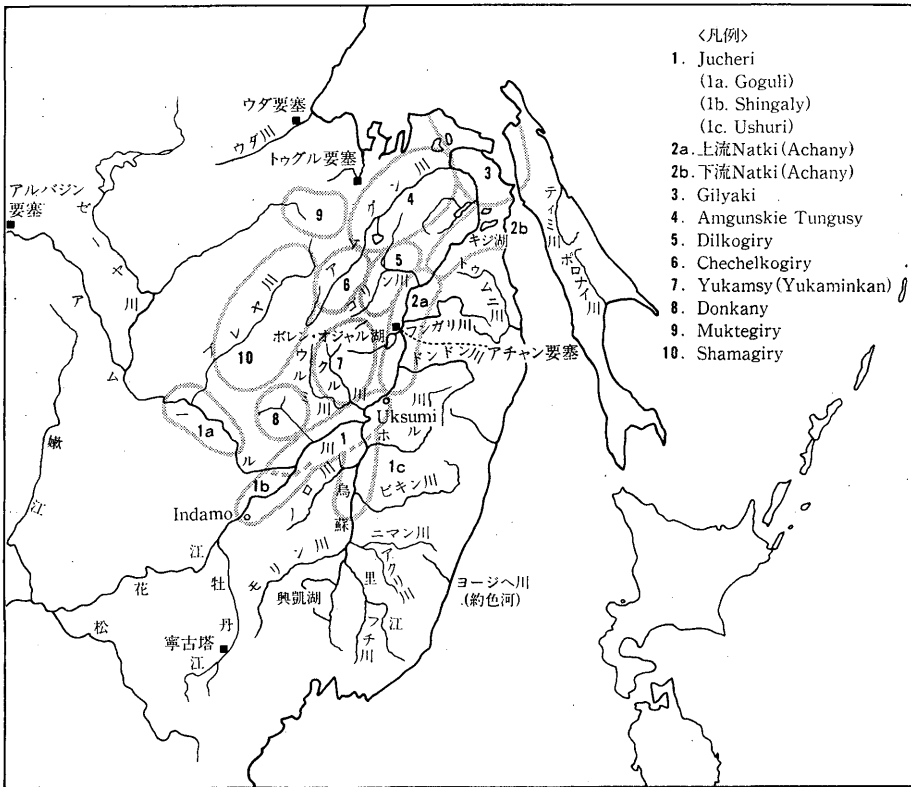


図3 17世紀のロシア資料に現れる住民の構成と分布 ([DOLGIKH 1960] による)

隊の隊長であるポヤルコフ V. Poyarkov<sup>9)</sup> などの報告から知ることができる。特に、本稿の考察対象ではないが、松花江河口よりも上流の住民、すなわちロシア側にダフ

9) ポヤルコフ Vasilii Danirovich Poyarkov (生没年不詳) は17世紀中期にロシア人で初めてアムール川の探検に成功したコサック軍団の隊長。彼の部隊は1643年にヤクーツクをたち、レナ川からアルダン川に入り、ウチュル川、ゴノム川を遡って山を越え、アムール川左岸最大の支流であるゼーヤ川上流に出てそこで越冬し、1644年の春にアムール川へ到着した。アムール川では住民からヤサーク(毛皮税)を徴収しながら下航し、河口で越冬、翌年の1645年にオホーツク海沿岸を北上してウリヤ川河口から再び内陸に入り、アルダン川、レナ川経由でヤクーツクへ帰還した。彼はその探検の間に、それまで支配下のツングース(エヴェンキ)等から間接的にしか知られていなかったダフルに直接出会い、さらにそれまで全く知られていなかったジュチュリ Jucheri、ナトキ Natki(アチャン Achanyとも呼ばれた)、ギリヤーク Gilyakiなどのアムール川下流域、松花江、烏蘇里江の住民に接触し、貴重な情報を集めることができた。彼らの探検は困難を極め、コサックの中からも多数の犠牲者が出たが、それによってロシアのアムール進出の基礎が出来上がった。なお、ポヤルコフの報告書はヤクーツクに保存されていたものがモスクワに移され、現在は「中央国立古代法令古文書館」(Tsentral'nyi Gosudarstvennyi Arkhiv Drevnikh Aktov, 通称 TsGADA)に保存されている。また、18世紀に歴史学者ミルレル G. F. Miller がヤクーツクで筆写したコピーもあり、それは『歴史法令集補遺』Dopolneniya k aktam istoricheskim (DAI) vol. 3, 1848 に納められ、出版された [DAI 1848]。

ール（またはダウル、ダグール）Dakhury/Daury/Dagury, ゴグーリ Goguly, 清側に索倫部、黒龍江フルハ部などと呼ばれた人々には武力討伐で従わせようとする清朝に対する反発からか、貢納に行くものと行かないものがいたことがわかる。

例えば、ポヤルコフは1644年にゼーヤ川中流のダフルの有力者であるドプティウリ Doptyul' のウルス（集落）で、彼とそこにやっていたツングース（恐らくエヴェンキ）のシャマギール氏族 Shamagiry の有力者であるトプクニ Topkuni, もう一人のダフルの有力者であるベブラ Bebra, そしてジュチェリ Juchery<sup>10)</sup> の有力者であるチネガ Chinega などから彼らの清朝の皇帝（彼らのいうボグドイ・ハン Bogdoi khan）との関係について相矛盾する情報を得ている。

まず、ドプティウリはポヤルコフの尋問に次のように答えている。

ハン（清朝の皇帝のこと、これは太宗を指すと思われる一筆者註一）は汗国を作って暮らしております。彼の町（盛京つまり奉天のこと一筆者註一）は丸太作りの家が建ち並び、周囲は土塁で囲まれています。彼の軍隊は弓と火器で武装され、大砲も沢山あります。彼の名はボルボイ Borboi (Bogdoi の誤りか一筆者註一) で、ハンと呼ばれています。というのは彼は偉大な人物で、全ての人々を支配しているからです。彼のところでは貂皮との引き換えで銀、絹の緞子、綾織りの綿布、銅、錫などが買えます。しかし、このダフルはそのハンにヤサークを払ったり、交易をしたりはしておりません。ハンはゼーヤ川とシルカ川のダフルのところへ軍隊を派遣し、2年から3年にわたって、我々と戦いました。その時やってきた兵士は2000から3000人ほのです [DAI 1848: 51]。（下線筆者）

それに対し、トプクニ、ベブラ、チネガは次のように供述している。

ハンの町は木造で、周りには土塁が巡らされております。ハンの軍隊には火器、弓、大砲が多数あります。我々はハンに貂皮でヤサークを払っており、彼のところで貂皮との交換で銀、絹の緞子、綾織りの綿布、銅、錫などを購入しています。我々はハンにヤサークを払っておりますが、ハンは何氏族から一人ずつ人質をとっております。ハンのところには多くの氏族の人々が人質として留め置かれています。我々からヤサークとして集められた貂皮は中

10) ジュチェリ Juchery とは現在のゼーヤ川河口からドンドン川河口までのアムール川流域と松花江、烏蘇里江の下流域に住む人々を指す。松花江河口より上流の者はゴグーリ Goguly と呼ばれる（その分布については図3を参照）。彼らについての情報を初めてロシアにもたらしたのはポヤルコフである。その居住地と農耕牧畜など若干の文化要素の一致から、彼らの中核は清側のフルハ部と一致するが、両者が完全に同じ範囲の住民を指しているかどうかは保証の限りではない。ロシア、ソ連では19世紀から彼らを満州族の一派であるとする説が有力であった。ジュチェリ Juchery の語源が「女直」にあるというのである。しかし、近年ポレヴォイ B. P. Polevoi がナナイの祖先であったとする説を表明して注目されている [POLEVOI 1979]。

しかし、ジュチェリの問題も註2のワルカ、フルハの問題のように、住民分類の変遷過程のひとつとして捉えねばならない。詳しくは註2を参照のこと。

国に送られ、やはり銀、銅、錫、緞子、綾織り綿布などと交換されます……。ハンのところではそのようなものはできません。中国から送られて来るのです。ハンの名はボルボイ Borboi といいます。彼がそう呼ばれるのは、彼が偉大な人物で、あらゆる人々を支配しているからです。ハンのところでは穀物が沢山とれます。ハンは人質をとるために我々を攻撃したことがあります。ハンは独自の言葉を使います。彼は我々を捕虜としてつれて行きますが、そこには我々の言葉の通訳がおります。また、ハンのところには独自の文字もあります [DAI 1848: 53] (下線筆者)。

この2つの引用文を比べると、清朝の首都(盛京つまり奉天)や皇帝に関する情報は一致しているが、下線を付した部分が食い違っている。これは恐らく両方とも事実で、ダフルとジュチュリ、つまり清側の索倫部と黒龍江フルハ部では清の武力に屈服して朝貢に赴く者とそうでない者とがいたことを示している。ポヤルコフも彼のあとを継いだハバーロフ E. Khabarov、ステパノフ O. Stepanov<sup>11)</sup>も松花江河口以下のジュチュリがどの程度清側に朝貢していたのかについては一切述べていない。しかし、状況は上の引用とあまり変わらず、貂皮を払う者もいれば、払わない者もいて、

11) ハバーロフ Erofei Pavrovich Khabarov (1610年~1667年?) はポヤルコフの後アムール川流域を探索したロシア軍団の隊長。彼はポヤルコフとは異なり、レナ川の上流の支流であるオリョクマ川を遡って山を越え、アムール川の源流であるアルゲン川とシルカ川の合流付近に出る経路をとってアムール川に入った。彼の遠征は1649年に始まったが、1650年には一時物資補給のためにヤクーツクへ戻っているために、本格的な活動は1650年からである。彼はアムール川を下る途中で、流域のダフルから強制的にヤサークを徴収し、反抗する者は容赦なく殲滅した。そのような彼の行動はアムール川航行中一貫しており、そのために流域のダフル、ジュチュリの集落はひどく荒廃したといわれる。

彼は1651年に現在のボレン・オジャル湖の湖口付近にアチャン要塞 Achanskii gorod を建設して立てこもり、同年にはジュチュリ=アチャン(ナトキ)連合軍を、翌1652年には海塞率いる清=ジュチュリ連合軍を撃破している。しかし、アチャン要塞が地の利を得ないことからそこを離れ、一時さらに下流のギリヤークの地で越冬したが、翌年1653年ゼーヤ川河口まで戻ったところでアムール遠征隊の隊長を解任されてしまった。彼の行状について余りにも利己的で粗暴であるという報告がヤクーツクからモスクワへなされたためである。

彼に代わってアムール遠征隊の隊長になったのがヤクーツクの書記官(ハバーロフの上司に当たる)だったステパノフ Onofrei Stepanov だった。彼は1653年から1655年にかけてダフル、ジュチュリ、ナトキ、ギリヤークの土地で積極的にヤサークを集め、毛皮とともにその納税者台帳をヤクーツクに送っている。その台帳は当時のアムール川流域の集落構成を知る貴重な資料であり、現在はやはりモスクワの国立中央古代法令古文書館(TsGADA)に保管されているが、ドルギフ B. O. Dolgikh がそれらを公表したことによって我々にも利用できる形となった [DOLGIKH 1958, 1960]。

ステパノフはさらに1658年までアムール川に留まるが、その間に清朝が1654年にはダフルを嫩江流域へ、1656年にはジュチュリを松花江上流へ移住させたために物資の補給に苦しむようになる。そして、1658年には松花江河口付近で李朝朝鮮からの援軍を得たシャルフダ率いる清の大艦隊と遭遇し、その戦闘でステパノフは戦死、ロシアのアムール遠征隊は壊滅する。それによってロシアのアムール経営は一時頓挫することになった。

なお、ハバーロフ、ステパノフのヤクーツク総督への報告書類も『歴史法令集』*Akty istorichesknie* (AI) Vol. 4, 1842 と『歴史法令集補遺』(DAI) Vol. 3, 1848, Vol. 4, 1851 に納められているが、ポヤルコフら17世紀のロシア人のアムール川での活動の詳細と当時の露清関係史については吉田金一の著書を参照のこと [吉田 1974, 1984]。

そのことがまたロシア側にヤサークを徴収される隙を与えることになったと思われる。

ロシア側のヤサーク徴収はポヤルコフ、ハバーロフの行状からみて相当強引であり、ヤサークの支払いを拒否したために全滅した村が、ダフルにもジュチュリにも多数あった [DAI 1848: 364]。しかし、それでも一部のものは清朝の武力征討に対する反発や政治的な駆引きのために、ロシア人に迎合したのもいたはずであった。例えば、アムール川の上流方面、現在の呼倫貝爾地方からザバイカルにかけての草原地帯にいた遊牧ツングース (エヴェンキ) の頭目であったガンチムール Gantimur は一度清朝に服従して呼倫貝爾地方に定着しながら、後にザバイカル方面へ逃亡してロシア側に服従し、ロシア貴族の一員にまでなっている。この事件はその後の露清関係に大きな影を落とした。

しかし、清側は大多数の住民のロシア人探検家に対する反感を巧みに利用して、その勢力を着実にアムール川流域をより下流へと伸ばした。

順治10年 (1653年) に使犬部落より10の氏族の代表者が貂の毛皮を持って朝貢に現れる。彼らは天命3年 (1618年) に朝貢に現れて以来の来貢である<sup>12)</sup>。この時の模様は詳しい記録の少ない太宗時代の朝貢のようすをよく反映していることから、少し詳しく見ていこう。

『清代中俄関係檔案史料選編』(第一編)の5号檔案(順治10年3月12日付)によれば、使犬部落(使狗地方)の帰順は当時の寧古塔梅勒章京<sup>13)</sup>シャルフダ(沙爾虎達 Šarhuda)らの命令により、格克勒姓(フルハの Geikeri 氏族のこと)の庫力甘(Kuligan)額夫とその一党が「從黒振至趙兒果楽處使狗地方」へ招撫のために赴いたことによる [清代中俄関係檔案史料選編 1981: 7]。その時帰順したのが副使哈喇(Fusihara)、呉甲喇(Ujala)、畢兒達齊里(Bildakiri)、黒吉克勒(Hecigeri)、加克素鹿(Jaksuru)、蔓即喇(G'agila)、綽各楽(Coger)、塗墨拉勒(Tumelir)、何面(Homiyan)、趙兒果楽(Jolgoro) (( )内のローマ字表記は漢字から類推した満州語

12) 実は太宗の時代にも「使犬部落」と称する地域の人々からの朝貢はあった。それは天聰7年(1633年)、8年(1634年)、9年(1635年)と3年間続いている。しかし、頭目の僧格 Sengge がいた集落が松花江河口に近いアムール川左岸の蓋清 Gaigin/Gaijin であり、また僧格自身がフルハの氏族の一員であることから、この時の「使犬部落入貢」は事実上フルハの入貢であった。太祖が反旗を翻したフルハの有力者博齊里 Bojiri を追って、招撫した「使犬国」Indahūn Takūra gurun もアムール川をそれほど下ったところではないが、こちらは恐らく烏蘇里江河口よりも下流に位置していたと考えられる。したがって、順治時代の烏蘇里江河口より下流の「使犬部落」または「使狗地方」よりの来貢は太祖の時代以来ということになる。

13) 満州名 *meilen i janggin* の漢字表記。漢語名は「副都統」という。昂邦章京 *amban janggin* (漢語名は「將軍」) の副官に当たる。清朝は順治10年(1653年)、対ロシア、モンゴル対策のために従来より東北満州の要衝であった寧古塔に昂邦章京と梅勒章京を設置した。「副都統」、「將軍」という漢語名は康熙元年(1662年)に制定された。

の原綴である)の10姓で、それらはそれぞれ近現代のナナイ、ウリチらの氏族である Possar/Fushara, Ojal/Ujala/Ujal, Bel'dai, Xojer/Xejer, Jaksor/Jaksur, Gail/Gaxil, Soigor/Saigor, Tumali, Xomi, Jolor の各氏族に当たる。ただ、庫力甘額夫らに従って寧古塔までやってきたのは副使哈喇姓の頭目哈塔 (Hatang) 章京 (この「章京」janggin という称号は清朝の官職ではなく、単に頭目を表すだけであろう) とその従者、吳甲喇姓の頭目魏喇布 (Gilabu) 章京の代理招哈達 (Qiahada または Kyahada) の3人で、あとは頭目自身は出て来れず、庫力甘額夫らにすべて託した [清代中俄関係檔案史料選編 1981: 2]。さらに3号檔案によると、哈塔ら3人と庫力甘ら5人は寧古塔からさらに盛京へ赴き、4度にわたって招宴を受けている [清代中俄関係檔案史料選編 1981: 4]。

この時帰順した戸数は432戸であったが、毛皮を支払ったのは217戸、217枚に過ぎなかった。残りの215戸は毛皮が足りず、来年払うことにしたいと申し出た。さらに、何面姓の一人はロシア兵に連れ去られ、逃げだして来た者だったという。清朝は初めて帰順した毛皮貢納者に対して向こう3年間「價銀」則ち代金を支払うことにし、それを庫力甘額夫と哈塔に渡して毛皮を払ったものに給付させた [清代中俄関係檔案史料選編 1981: 3]。

また、それとは別に寧古塔まで来訪した副使哈喇姓頭目哈塔章京とその従者、そして吳甲喇姓の頭目魏喇布章京の代理招哈達には「定例」すなわち予め定められた恩賞が与えられた。その定例の賞給とは姓の頭目の場合は「蟒緞、披領、高麗綢小襖、袴子、無皮帽子、鑿的團鞞帶系手巾、全擦臉幫皮靴一双、針五十個、首帕三条、梳篦二副、五色棉花綫、帶子十条、扇子二把、匣子一个、毛青布四匹」であったが、哈塔の場合には特にその他に「蟒緞褂子一件、添鞍粘鑿鞞轡全三等馬一匹」が賞給された。従者と代理人には「鑲花領毛青布小袖袍各一件、藍布襖袴各一件、無皮帽子各1頂、手巾團帶子各一条、襪子牛皮靴各一双、針各三十個、棉花綫三色首帕各一个、手巾各二条、梳篦各一副、扇子各一把、帶子各六条、毛青布各二匹」などが定例の賞給として与えられた。さらに事情で京師に来れなかった各姓の頭目に対しては蟒緞、披領各一件ずつが与えられた [清代中俄関係檔案史料選編 1981: 7]<sup>14)</sup>。

14) 賞給されたものについて若干解説を加えておくと、「披領」とは襟巻のことであろう。「高麗綢小襖」とは朝鮮製の絹で作ったあわせ、「袴子」とは袴またはズボンである。「鑿的團鞞帶系手巾」とはいかなるものかはわからない。革帯の一種とハンカチの類かと思われる。「全擦臉幫皮靴」も詳しくは不明だが、革の長靴かと思われる。あと小物では、「首帕」が頭巾、「梳篦」が櫛の一種、「五色棉花綫」が5種類の綿糸、「匣子」が小箱である。また、従者に与えられたものでは、「鑲花領毛青布」とは花柄で縁どった青い布、「袍」とは裾の長い上着である。「襪子」とは靴下や足袋に当たる。

このような使犬部落の来貢者に対する清朝側の対処はやはりフルハ部を対象とした対辺民政政策の延長線上にある。『清実録』でも『清代中俄関係檔案史料選編』でもフルハ部の総屯頭目や頭目達に対する賞給については蟒緞披領、緞袍の類がその地位の象徴として与えられ、他のものには毛青布などが与えられたという程度の情報しかないが、使犬部落の頭目達に「定例」と称して上記のような恩賞が支給されていたとすると、当然、フルハ部の者にも同様な賞給がなされていたと考えられる。

来貢者に与えられたのは上記のような衣類や装身具だけでなく、京師や寧古塔滞在中の食糧または道中の糧食等も含まれていた。時代は若干下るが、康熙初期から中期（17世紀後期）の状況について、『柳邊紀略』卷三の註には次のように記されている。

按會典，黒金・飛牙喀・虎爾哈等部落進貢貂皮，寧古塔將軍照數驗收送戶部。其應賞之物據將軍文書行文戶工二部，支給。又進貢人每日給穀米・燒酒・鹽・粘米・豆・馬料等項，不限日期。如格格額駙來，支給粳米，賞給衣服・緞・綢・布・縷・帶・帕・棉花・緑斜・皮・線・梳篦・扇等物，率以為常【柳邊紀略 1985: 251】。

それによると、日期を限らず毎日米穀，酒（アルヒ等といわれた焼酌の一種），塩，餅米，豆類，馬の飼料が支給されたとある。来貢者に食糧，馬の飼料などを支給することは『清代中俄関係檔案史料選編』（第一編）所収の檔案には見られないが、『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』には「三，供應貢貂人口糧等」という項目があって，乾隆時代（1735年～1795年）の来貢者への食糧支給状況を表した檔案が収められている（その詳細については次節で言及する）。乾隆時代の制度はほぼその前の時代の制度を踏襲していることから，太宗時代，順治年間にも来貢者に貢納地での滞在中の食糧を支給するのが制度になっていたはずである。

郎丘らの題本の記載を見る限りシャルフーダらがフルハ部の有力者を使犬部落（使狗地方）に派遣したことについて，ロシア人のアムール進出との因果関係は直接言及されてはいない。しかし，当時の情勢から考えて，ハバーロフらの行動に対する対策として行なわれたのは明白である。順治10年（1653年）とは海塞（Haisai）率いる清軍（そこにはフルハ，索倫らも含まれていた）がハバーロフの立てこもるアチャン要塞 Achanskii gorod を攻撃して失敗した年の翌年に当たる。その年に使犬部落の住民が清朝に帰順したのもハバーロフらの行動に対する反発によるものと考えられる。使犬部落がアムール川沿いのフルハ部の下流に位置するとすれば，それはポヤルコフのいうナトキ Natki，ハバーロフのいうアチャン Acahny と中核部において重なる。DAI vol. 3 所収のハバーロフの報告書にもあるように，彼の遠征隊の行動はジュチュリ，

アチャン（ナトキ）らとの激しい戦闘を引き起こし、住民から武力と人質の脅しでもってヤサークを取り立てているため、住民には当然ハバーロフらに対する強い反感が生じている [DAI 1848: 364]。上で触れた何面姓のものがロシア人の捕虜にされていたという話は、ハバーロフらにヤサークを取り立てるための人質として捕らわれていたことを表している。

ハバーロフらに対する抵抗としては1652年の海塞らによるアチャン要塞攻撃失敗が有名であるが、実はその前からジュチュェリやアチャン（ナトキ）達による組織的な反抗が行なわれている。例えば、ハバーロフがアチャン要塞で冬営した1651年の10月8日に総勢800人ものジュチュェリとアチャンの連合軍がアチャン要塞を包囲、襲撃している。ハバーロフの報告によると、この時要塞には106人のコサック達がいたが、約30人が立てこもり、70人で討って出て、大砲、小銃などで応戦し、170人を殺し、多数の捕虜を捕獲している。ロシア側の損害は死者1名であった [DAI 1848: 365]。

この記録から推察する限り、ジュチュェリやアチャン（ナトキ）にも800人（この数字には誇張があるかもしれないが）もの大軍を統率する指導者がおり、侵入者には組織的な抵抗ができることがわかる。それはかつてフルハ部や使犬部落が太祖、太宗の徙民政策や辺民政策に対して抵抗した力の延長上にあるものと思える。しかし、大砲や小銃などの近代装備を備えたロシア・コサック軍団の前にはなすすべもなく破れてしまい、清側に援助を乞うことになる。順治9年（1652年）の海塞らの出征は彼らジュチュェリ、アチャンつまりフルハ、使犬部落の住民の要請によっていたのである。そのことはまた、破れた海塞軍の捕虜（彼は漢族だった）がはっきりと証言している。

その捕虜の供述では寧古塔にジュチュェリ人たちがやってきて、次のように言って助けを求めたという。

ロシア人がやってきて私たちの土地を荒し、妻子を皆さらってしまいました。我々ジュチュェリとその土地に住むものが集まって、彼らを追い、その要塞を襲撃しましたが、彼らはさほど多くはいないのに、とても太刀打ちできません。ぜひ我々を守ってくださるようお願いいたします。でなければ我々は彼らにヤサークを払わされることになるからです [DAI 1848: 366]。

ジュチュェリ達のこのような行動はまた、彼らが事実上清朝の支配下、保護下であったことを示している。

清朝はアチャン要塞 Achanskii gorod 攻撃に失敗するなど当初ロシアのアムール進出に対して武力的にはなかなか有効な対抗措置がとれなかった。それは彼らに対する備えが十分でなかったことも関係しており、また清朝の中国本土進出によって、満

州方面の兵力が不足していたことにもよる。そこで清朝は順治10年(1653年)にはそれまで駐防佐領<sup>15)</sup>だけであった寧古塔に昂邦章京 *amban janggin* と梅勒章京 *meilen i janggin* を置き、初代昂邦章京にシャルフダを任命する。彼とその子バハイ(巴海 Bahai) は戦略的に住民のロシアの侵入に対する反感を巧みに利用し、ロシア軍を搦手から窮地に追い込むのに成功する。最終的にはそれが効を奏して武力的にも彼らを破るわけである。そして、その直後早速使犬部落よりもさらに下流のフィヤカ(「飛牙喀」 Fiyaka)、キレル(「奇勒爾」 Kiler) たち<sup>16)</sup>にまで手を伸ばし、そこから定期的に貂皮の貢納を受けることに成功し、彼らを辺民に組み込んでしまう。それらは『清実録』(世祖実録、聖祖実録)などに記載されている順治16年(1659年)、17年(1660年)、18年(1661年)、康熙3年(1663年)、6年(1666年)、8年(1668年)、12年(1672年)などのフィヤカ、キレルらの来貢記事である[清実録 1985c: 959, 1088, 1985d: 70, 198, 339, 426, 581-582]。それらの記事には決まったように「進貢貂皮賞賚如例」という一節があって、貂皮を持って寧古塔(このころは恐らく既に盛京までではなく寧古塔まで来ればよかった)まで来た者には例にしたがって賞給した。与えられた恩賞の内容は上で紹介した『清代中俄関係檔案史料選編』記載の使犬部落(使狗地方)の頭目らの場合と同じであろう。

使犬部落、フィヤカ、キレルらが清側に朝貢していたことは1680年代のロシア側の史料でも触れられている。そこでは1644年にポヤルコフが誰にもヤサークを払っていないと報告した「ナトキ」と「ギリヤーク」がボグドイ・ハン Bogdoi khan(清朝皇帝)にヤサークを払い、ロシアに敵対する人々として報告されている[DAI 1869: 203, 1872: 96]。

- 15) 佐領とは300人からなる八旗の最小単位の軍団、またはその軍団の長の漢語名をいう。満州語では *niru* (牛禄) という。八旗の編成では5つの *niru* でひとつの *jalan* (甲喇) をなし、5つの *jalan* でひとつの *gusa* (固山) すなわち「旗」をなす。そしてそれぞれの軍団に *ejen* (額真) と呼ばれる長が任命された。順治17年(1660年)に各長の漢語名が制定された時、*gusa ejen* に都統が、*jalan ejen* に参領が、そして *niru ejen* に佐領がそれぞれ当てられた。なお、八旗の制度は満州人の巻符の制度に由来するといわれる[東洋史辞典 1974: 583]。
- 16) フィヤカは漢字では「飛牙喀」、「非牙喀」(順治、康熙年間)、「費雅喀」(乾隆年間以降)などと表される。清代の記録では使犬部落のさらに下流のアムール川流域と河口周辺の住民を指す。その居住範囲から、17世紀にはロシア人探検家らという「ギリヤーク」*Gilyaki* とその中核部分が重なる。ポヤルコフとステパノフが残した当時の「ギリヤーク」の首長の名前の分析から、フィヤカも17世紀の「ギリヤーク」も今日のニヴフ(ギリヤーク)の祖先だけを指すのではなく、今日のウリチをはじめとするツングース系の住民の祖先も含まれていたことが判明している[SMOLYAK 1982: 223-224]。キレルは「奇勒爾」または「奇楞」(「キレン」*Kilen* と読む。キレル *Kiler* はキレン *Kilen* の複数形であろう)と表され、おもにアムール川左岸の支流の住民の総称として用いられる。彼らの中には17世紀以来ロシア人に「ツングース」*Tungusy* の名称で知られた今日のエヴェンキ *Evenki* の直接の祖先と、清代にアムール川本流域に進出してナナイの構成要員となった者とが含まれている。フィヤカ、キレル、ギリヤーク、ツングースらの分布については図2と図3を参照のこと。



従来ソ連の東洋史学者の間では清朝はネルチンスク条約締結まではアムール川流域を支配していなかったとする説が大勢を占めていた。例えば、メリホフ G. V. Melikhov は1680年の情勢としてアムール川はおろか、松花江下流から沿海州北部までもロシアの勢力下にあったとする地図を描いている [MELIKHOV 1982: 36]。一方中国側ではロシアがアムール川流域に入る前に清は既にそこを領土化していたという主張がなされている。

しかし、清側、ロシア側双方の史料から判断する限り、烏蘇里江河口辺りまでのフルハ部（ロシアのいうジュチェリ）はポヤルコフの活動以前に清朝の支配下に入り、ロシアの侵入に対してその保護を求める状態にあり、ハバーロフの活動以降は使犬部落（ナトキまたはアチャン）まで清の保護下に置かれるようになっている。つまり、ロシア側はヤサークを強引に徴収してその住民を支配下に入れたつもりだったが、ハバーロフらの功を焦った性急な行動が逆効果となって住民の反発を招いたのである。そして、松花江河口より下流のアムール川流域は1658年のステパノフ軍壊滅によって清側の勢力権に完全に組み込まれてしまったといえる。

本稿は露清関係史の論考ではないため、簡単に済みますが、太祖から太宗の時代の清朝は松花江下流域、烏蘇里江流域を武力制圧したといってもそこを自国の領土にして国民を植民させるというのではなく、逆にそこから人を集めて八旗軍の補充をすることを目的としていた。したがって、その時代には制圧された土地から人がいなくなる結果となった。太宗時代の後半から順治年間にかけては住民を組織化して辺民制度の原型を築き上げ、毛皮貢納をより制度的にした。しかし、それでも近代国家の統治観から見れば己の領土としたとはいえない状況であったことは事実であろう。そのことがロシア・ソ連の歴史家にポヤルコフらの探検までアムール川流域は無主の土地であったと主張するための根拠を与える結果となった。そのような体制は基本的には清朝の当該地域の支配が法的に消滅する19世紀中期まで続くが、結局清朝は最後までアムール川下流域の住民に対して直接統治は行なわなかった。

しかし、1658年までのポヤルコフ、ハバーロフ、ステパノフらの行動が当該地域の住民を清朝以上にコントロールしていたといえるだろうか。DAIに掲載されている彼らの報告書を見る限り、ヤサークは徴収しているが、その手段は武力と脅迫であり、しかも既に清朝に貢納している者から強引に徴収している節がある。例えば、上で引用したポヤルコフがゼーヤ川で事情聴取したダフルやジュチェリの話では、話をしている本人は清に貢納していなくても親族や周りの者に貢納するものがいたことがはっきりしている。また、ハバーロフは松花江河口付近のジュチェリの村でヤサークを

払うことを要求し、拒絶されたためにその村を壊滅させ、逃げ遅れた者を人質にとってヤサークをとっているのである [DAI 1948: 364]。そのジュチェリ達が拒否したのは恐らく清朝に貂皮を貢納していたために払えなかったか、または払う気がなかったからと思われる。

結局、17世紀の松花江河口以下のアムール川下流域をめぐる露清の争いは次のように結論付けることができよう。1644年までに清朝が松花江下流域から烏蘇里江河口付近までの住民を辺民として押えたものの、間接統治だったために、また清朝そのものが中国本土に進出して満州全体が無防備になったために、その間隙をロシア人に突かれて、彼らのヤサーク徴収を許してしまった。そして、ロシアは清の勢力がまだ及ばなかったアムール川河口までの住民からも強引にヤサークを徴収し始めた。しかし、住民の反発に会い、しかもそれを清側に利用されて結局軍事的にも破れ、その結果アムール川流域は1660年代には河口まで清朝の支配下に入ってしまったのである。しかしながら、このような17世紀当時のアムール川流域をめぐる露清関係の詳しい実態とその評価については歴史学者の研究に委ねたい。

1665年にチェルニゴフスキーがアルバジン要塞を復興してからアムール川流域の領有権をめぐる露清の抗争は新展開を迎える。ロシア側はネルチンスク要塞を拠点として組織的にアムール川上流にロシア農民を移民させ、完全な領土化を図る。清朝は三藩の乱など中国国内の情勢が不安定だったことから、まだロシアに対して有効な措置がとれなかったが、その終息とともに反撃に移る。康熙22年（1683年）にはゼーヤ川一帯のロシア人の砦を焼き払い、1684年にはアムグン川方面に進出したロシア人を追い払って、トゥギル川、ウダ要塞方面まで進撃する。そして、康熙24年（1685年）にはアルバジン要塞の総攻撃にかかる。

その間、清朝は中国本土に進出して以来手薄になった満州、ロシア国境方面の兵力を増強するために、1670年代より新しい軍団を編成する。それがいわゆる「新満州八旗」であり、その人員には旧フルハ部、索倫部などの辺民が充てられた。

実は松花江下流からアムール川流域にかけての住民を組織して八旗軍を補充し、ロシアに対抗する試みは既に順治年間に始まっている。例えば、順治9年（1652年）に寧古塔章京海塞が率いる清軍がアチャン要塞を攻撃した時の部隊には多数の地元住民がいた。破れた清軍の捕虜の話では105人程のジュチェリが彼らの居住する水域全体から参加していたという [DAI 1848: 367]。また、『清実録』では海塞が地元の狩猟民の族長である希福らを率いたとある。しかし、敗戦の責任をとらされて海塞は誅に伏し、希福は族長を罷免され、鞭打ち百回の刑に処せられてしまった（「丙戌、以駐

防寧古塔章京海塞，遣捕牲翼長希福等，率兵往黒龍江，與羅刹戰。敗績海塞伏誅，希福革去翼長鞭一百，仍令留在寧古塔。】〔清実録 1985c: 537〕。

また、ステパノフと戦ったシャルフーダが率いていた部隊にも地元のフルハ、使犬部落さらに索倫（またはロシア側資料のいうジュチェリ、ナトキ、ダフル）出身者が少なからずいたと思われる。

しかし、今までの貢納民である東北辺民を改めて正規に八旗軍に編成し始めたのは康熙年間（1662年～1722年）に入ってからである。

辺民を八旗に編入する作業の走りは康熙9年（1670年）の吉林での「庫雅喇佐領」の結成であるという〔松浦 1987: 14〕。その時任命された佐領12人の内、8人の名前が『吉林通志』巻64「職官志」に記載されているが、彼らはいずれも以前は「嘎山達」つまり郷長 *gašan da* であった者であり、さらにそのうち6人は烏蘇里江上流方面の出身であった。その出身地の内訳はただ「烏蘇里」とある者が3名、その他「烏蘇里雅蘭河源」（沿海州南部のヤラン川 *Yaran*）、「興喀」（興凱湖）、「喜路」（希魯河つまりシル川 *Siru* のこと）とある〔松浦 1987: 14; 吉林通志 1965: 4125〕。

さらに康熙13年（1674年）になると、松花江下流域、烏蘇里江とその支流の旧フルハ部の辺民が大規模に八旗に編成される。それがいわゆる「新満州四十佐領」である。それについて『清実録』（聖祖実録）では次のように述べられている。

己丑，鎮守寧古塔將軍巴海率松阿里吳喇・諾羅吳喇・吳蘇里吳喇・木倫居住之墨爾折勒氏新滿州佐領四十員并佐領下人等，入覲行禮〔清実録 1985d: 661〕。

さらに『康熙起居注』ではやはり康熙13年11月30日己丑の項により詳しい記述があり、次のように述べている。

先是，鎮守寧古塔等處將軍巴海等，以松阿里吳喇，諾羅河，吳蘇里吳喇，木倫等處居住墨爾折勒氏部落，因騎射閑熟，投誠已久，自歸依以來，氣習漸改，頗守法制，將伊等族長，里長題授佐領饒騎校。至是，將軍巴海率墨爾折勒氏新編佐領四十員并佐領下人丁來朝〔康熙起居注 1984: 185〕。

この2つの引用文に記載されている地名の内、松阿里吳喇は松花江を、吳蘇里吳喇は烏蘇里江を、諾羅河は烏蘇里江左岸に注ぐ支流であるノロ川 *Nolo* を、木倫は諾羅河の上流で烏蘇里江左岸に注ぐ支流であるモリン川 *Molin* をそれぞれ指す。松阿里吳喇とはこの場合、現在の松花江河口以下のアムール川も含むと考えられることから、ここで言及されている地域はほぼかつてのフルハ部全域になる。取りあげられている

氏族は墨爾折勒 Meljere だけであるが、これは40人の佐領を墨爾折勒氏だけから選んだのではなく、単に代表的な氏族として名前を挙げただけである。『康熙起居注』には武術に優れ、投降して清の支配下に入って時久しく、それ以来気質、風俗が改まり、法制もよく守られていることから、もとの族長、里長、つまり姓長 hala i da、郷長 gašan da をもって佐領、驍騎校に任命することにしたとある。これは表向きの理由であって、実際は兵員不足を補うためである。しかし、かつて勇猛で知られたワルカ部、フルハ部の住民も清朝の貢納民としての生活が長く続いたために、清朝に対して従順になり、『柳邊紀略』卷三にも見られたように、生活様式もすっかり満州的になっていたのも事実であろう。寧古塔將軍巴海は40人の新しい辺民出身の佐領を皇帝に謁見させるために北京まで率いてきたのである。

この「新満州四十佐領」の構成や派遣先の詳しい点については松浦茂の論考に委ねるが〔松浦 1987: 15-16〕、『吉林通志』卷64と卷65記載の佐領について若干触れておこう。

『吉林通志』卷64は歴代の吉林佐領の一覧表である。康熙13年の佐領はそれぞれ以下の通りである（人名、地名の発音は原音が明確なもの以外は現代漢語の発音で表記した）。

- 鑲黃旗：杭鼈 Hangao（博爾后 Borhou の莫勒哲爾氏 Meljere の嘎山達 gašan da）
- 正黃旗：察勒碧 Charebi（翁肯 Wenken の何業氏 Hei の哈類達 hala i da）
- 正白旗：永保 Yongbao（姓氏未詳）
- 鑲白旗：珠蘭塔 Juranta（烏蘇哩 Usuri の奇杜穆氏 Kidumu の嘎山達 gašan da）
- 正紅旗：喀柏 Kabai（街津 Gaijin または Gaigin の吳扎拉氏 Ujala の嘎山達 gašan da）
- 鑲紅旗：尼克山 Nikeshan（西爾河 Sirhe の吳扎拉氏 Ujala の嘎山達 gašan da）
- 鑲藍旗：溝祿神 Goulushen（烏蘇哩 Usuri の藕洪闊齊圖哩氏 Ouhonkouqituli の嘎山達 gašan da）

また、その2年後の康熙15年（1776年）には次の佐領が加わっている。

- 正黃旗：撓那 Naona（赫津 Hejin の何業勒氏 Hei の嘎山達 gašan da）
- 正藍旗：寧武訥 Ningwune（莫勒德里氏 Meljere）

これら9人の佐領の内6人が元郷長 gašan da で、1人が元姓長 hala i da である。

出身地は烏蘇里江流域が2人、松花江河口と烏蘇里江河口間のアムール川沿岸が1人（街津 Gaijin または Gaigin）、そして三姓近辺が3人いる（博爾后 Borhou, 翁肯 Wenken, 西爾河 Sirhe）[松浦 1987: 18]。正白旗の永保が姓氏不明で、鑲白旗の珠蘭塔の奇杜穆氏 Kidumu, 鑲藍旗の溝祿神の藕洪闊齊圖哩氏 Ouhonkouqituli は初見の氏族であるが、あとは Meljere, Hei, Ujala といった旧フルハ部の氏族であり、康熙13年の新満州四十佐領、またその後の佐領編成で吉林駐防となったものに旧フルハ部のものが含まれていたことが明らかである。

『吉林通志』巻65は寧古塔佐領の一覧表である。康熙13年に任命された佐領は以下の通りである（人名、地名の発音は原音が明確なもの以外は現代漢語の発音で表記した）。

正紅旗：科勒德 Kerede（阿木達 Amuda の郷長 gašan da で、孟姓）

正藍旗：投車 Taocha（臥密 Womi の陶姓の族長、つまり姓長 hala i da）

鑲藍旗：瑚哈圖 Huhatu（熬金 Aojin の郷長 gašan da で、何姓）

また、2年後の康熙15年（1776年）には、次の佐領が加わっている。

鑲白旗：珠穆那喀 Jumunaka（黒龍江口の嘎山達 gašan da で、孟姓）

この4人については姓がすべて漢字である風に、それぞれ、孟が Meljere, 陶が Tohero, 何が Hei に当たるという[松浦 1987: 18]。したがって、この4人も元はフルハ系の住民の姓長と郷長ということになる。その原住地は珠穆那喀 Jumunaka が松花江の河口付近（当時の黒龍江口とは松花江がアムール川と合流する地点）であるが、他の集落 (gašan) についてはその位置は不明である。

新満州四十佐領は後に寧古塔、吉林の他にも盛京、北京で勤務するもの、またネルチンスク条約締結後は国境警備のために黒龍江地方に移駐するものもあった[松浦 1987: 16]。

康熙53年（1714年）にはフルハ川（牡丹江）の出口の三姓（満州語では Ilan hala と呼ばれる）に協領が設置され、ここに4つの佐領が設置される。『吉林通志』巻65にはこの年に佐領に任命されたものの名が挙げられているが、それは次の4人である。

鑲黃旗：堪載 Kanzai（奇訥林 Ginelin 赫哲部落の努業勒氏 Nuyara または Luyara の哈賚達 hala i da）



Geikeri 氏の本拠地とされている。したがって、ここに挙げられている集落は『柳邊紀略』で「剃髮黒金」(弁髪を結った黒金)といわれた人々が居住していた地域となる(これらの集落の位置と剃髮黒金の範囲については図4を参照)。すべてに「赫哲部落」という一節が付記されているが、「黒金」と「赫哲」はともにヘジェ Heje の漢字表記で、語源的にはナナイ語と同じく「下の方」あるいは「下流方面」を意味する言葉である。言い換えれば、「ヘジェ」というのは「下流の住民」という意味になる。康熙時代には旧使犬部落が「不剃髮黒金」(弁髪を結わない黒金)と呼ばれ、やはり「ヘジェ」の一部と見られていたが、満州人から見れば松花江からアムール川流域にかけての住民は皆「下流の住民」だったわけである。

ところで、太宗時代にフルハ部の一部と見られていた松花江河口と烏蘇里江河口の間のアムール川流域の住民が康熙年間には「赫哲部落」または「剃髮黒金」と呼ばれて、旧使犬部落の者と同じ「ヘジェ」というカテゴリーに入れられてしまったのはなぜであろうか。

それは康熙13年(1674年)の「新満州四十佐領」以来の新満州八旗の編成に参加したかどうかが大きく関わっていると考えられる。つまり、その時満州八旗に参加しなかった者は、黒貂の毛皮を貢納する「辺民」としての立場に留まったわけで、その意味で、順治時代より本格的に辺民化された旧使犬部落の住民と同じ立場に立つことになったわけである。上記のように「ヘジェ」Heje という呼称は「下流の住民」という意味であるが、満州人には「満州八旗に加わらなかった者」すなわち「満州人の形成に参加しなかった者」という区別の意識が、この呼称にこめられていたともいえる。

4人の佐領の氏族の中で Nuyara (Luyara), Geigeri, Hūsihari の3つの氏族は『柳邊紀略』にも記されていた三姓窩集の3氏族である(『柳邊紀略』ではそれぞれ「拏耶勒」,「革依革勒」,「拈什喀里」と記されている)。三姓という地名、町の名前はこの3つの氏族に由来する。『柳邊紀略』の註では彼らは太宗の時代には貢納民になり[柳邊紀略 1985: 251], さらに『依蘭懸志』等によれば彼らは既に順治年間から牡丹江河口付近の松花江流域に移っていたという[増井 1983: 124]。『柳邊紀略』巻三にある「少年精悍者漸移家内地編甲入戸」というのはこのような佐領編成を指している。したがって『吉林通志』巻65に記載されている集落名は居住地のものであることになる。

Shummuru というのはクルカ部の氏族で、恐らく沿海州南部から移り住んで来たものと思われる。彼らは康熙53年に三姓協領支配の佐領となり、この地域に定着する。そして、他の Nuyara (Luyara), Geikeri, Hūsihari, そして、後に松花江流域に入

ってきたアムール・ナナイやエヴェンキ起源の氏族とともに、松花江ナナイの氏族を構成することになる。増井寛也は Nuyara などの3氏族は「ウジャラ部系のフルガ人」であるとする[増井 1983: 124]。しかし、そこまで穿たなくても、同じフルハ系の氏族でありながら、なぜ Bayara, Tohoro, Hei, Meljere の各氏族が満州氏族とされ、Geikeri, Husihari (Fushara), Luyara がナナイの氏族として残されたのかという点は、いつ新満州八旗に編入され、どこに派遣されたのかという点から説明できそうである。つまり、Meljere などは新満州八旗編成時早々に組み込まれ、寧古塔、吉林といった原住地に近いところばかりでなく、盛京、北京、さらにはアムール川上流のロシアとの国境地帯など各地に派遣され、他の満州人などと混在していったのに対し、Geikeri などは三姓など原住地に近い地方に留まったためである。

三姓はその後、雍正9年(1731年)に副都統が設置され、駐防佐領も増強されて、アムール川下流域支配の拠点としての地位を固めていく。

ところで、旧フルハ部系の貢納民を新満州八旗として清朝の正規軍に編入したことによって、太宗、順治時代の辺民体制は崩壊してしまった。というのは、軍団編成によって、松花江下流域や烏蘇里江流域の住民の多くが、佐領となった姓長 *hala i da*、郷長 *gašan da* に率いられて寧古塔、吉林、盛京、北京そしてロシア国境地帯などへ派遣されてしまったからである。また、正規の八旗軍に入ればもはや貢納民や辺民ではなくなる。しかし、一方で新しい東北辺民の増強も図られる。

1658年にステパノフ軍が壊滅して以来、清朝が着々とアムール川最下流域に勢力を伸ばしたことは既に述べた通りである。順治末期から康熙初期にかけて寧古塔からは次々と部隊が派遣され、ステパノフ軍の残党やアムール川河口から遡ってきたロシア軍の掃討、さらに1680年代にアムグン川流域に入り込んだロシア軍の追撃が行なわれ、その地域のフィヤカ(「飛牙喀」)、キレル(「奇勒爾」)などと呼ばれる人々を招撫して、彼らを辺民化した。

雍正時代(1723年~1735年)に入ると清朝の勢力は確実にサハリンにまで伸びている。『三姓副都統衙門満文檔案訳編』所収の第65号檔案(乾隆8年1743年2月29日付)によれば、雍正7年(1729年)に「西散地方」すなわち日本<sup>17)</sup>からの産物を貢納品と

17) 東北辺民関係の清朝の文書では日本は「西散」などと呼ばれていた。例えば、江戸時代中後期(18世紀末期~19世紀初期)にサハリン西海岸のナヨロで発見されたいわゆる「カラフトナヨロ文書」の第3号、第4号に「西散大国」なる言葉があり、それが日本を指すとされる。この「西散」*xisan* という名称は恐らくアイヌが日本人を指して使う「シサム」*sisam* に由来すると思われる。類似の呼称はアムール川下流域のツングース系住民の言葉にもあり、例えばナナイ語で *sisá*、ウリチ語で *sisá*、ウデヘ語で *sehæ* (または *sisá*)、オロチ語で *sisá*、ウイルタ語で *sesá/sisá*、ネギダール語で *sisan* という [SSTMYa 1977: 98]。また、ニヴフ語でも日本人は *sisam* と呼ばれる [RNS 1965: 468]。これらの呼称はアイヌ語から取り入れられたと考え



して受けるために海をわたって官吏が派遣され、「甲衣一件」（恐らく鎧の類か）を受け取って中央に献上したというが、官吏が海をわたっていった先がサハリンであることは疑いない〔三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 132; 兎島 1989: 43〕。また、その頃までにはサハリン北部の集落、山川も主だったものは正確に知られていた。例えば、康熙末期に完成された『皇輿全覽圖』を原本とした『清代一統地圖』、『大清壹統輿圖』などにはサハリン北部東海岸のニヅフの集落であるチャイ・ウオ Chai wo, ピリトゥン Pil'tun がそれぞれ正しい位置に「薩伊噶珊」, 「皮倫圖噶珊」として記入されている〔清代一統地圖 1966: 60; 皇朝中外壹統輿圖 1863: 北7巻東6〕（もし『皇輿全覽圖』にも同様の地名が記載されているとすれば、すでに康熙時代後期すなわち18世紀初頭には清朝の勢力がサハリンに伸びていたことが確実になる）。

アムール川下流域の辺民が康熙、雍正時代（17世紀後期から18世紀初期）に拡張されていたのは、登録される辺民の戸数の増加が端的に表している。『三姓副都統衙門満文檔案訳編』付録にある乾隆15年（1750年）11月26日付けの大学士傅恒等の上奏文によれば、新満州八旗の編成作業が続いていた康熙15年（1676年）に「赫哲費雅喀貢貂之人」（Hejefiyaka）つまり、松花江河口以下のアムール川流域の貂皮貢納民の戸数が1209戸だったものが、康熙61年（1722年）には701戸増えて1910戸になり、さらに雍正元年（1722年）から乾隆15年にかけて340戸増えて2250戸になったとある。また、サハリンでは雍正10年（1732年）に「庫頁費雅喀人」（Kuyefiyaka）の貢納民が146戸登録されていたのが、乾隆15年までに2戸増えて148戸となっている。したがって、乾隆15年に戸数定額とされた段階で、東北辺民の戸数は計2398戸となった訳である<sup>18)</sup>。清朝は傅恒等の上奏を認めてこの乾隆15年をもって制度的に辺民の登録戸数、集落（郷 gašan）、氏族（姓 hala）を固定化した。それによって清朝のアムール川下流域とサハリンの住民に対する朝貢制度が新しい辺民制度として完成する（完成された辺民制度に登録された氏族とその戸数については表2を参照のこと）。

その時完成した新しい辺民制度は太宗、順治時代のものとはその主要な構成員が異なる。太祖、順治年間の辺民制度では松花江下流域と烏蘇里江流域の旧フルハ部の住民が主要な構成メンバーであった。しかし、彼らが康熙年間の新満州八旗編成によって、その故地を離れ、しかも正規の満州八旗のメンバーになって、辺民ではなくなったために、新しい辺民制度ではそれより下流にいた旧使犬部落（使狗地方）の住民が

↘ られ、清朝の官吏達はアイヌに直接出会う前からナナイ、ウリチ、オロチ、ウデへ、そしてニヅフらの祖先であるヘジェ（黒金、赫哲）、フィヤカ（飛牙喀、費雅喀）、キャカラ（欺牙喀喇、恰喀拉）などからこの日本人を表す呼称を聞いていた可能性もある。

18) しかし、乾隆56年（1791年）以降の貢納状況を見ると、実際に貂皮を貢納していたのは「赫哲費雅喀」が2239戸、「庫頁費雅喀」が148戸で、計2387戸であった。

表2 乾隆時代の辺民氏族と民族誌時代の氏族の対照

登録名(読み方)	内部構成						対応する氏族名	現在の民族
	集落数	戸数	姓長	郷長	子弟	白人		
1. 葛依克勒 [Geikeri]	1	31	0	1	2	28	Geiker/Kuikal <sup>1)</sup>	満州, ナナイ(松花江, アムール)
2. 額叶爾古 [Neyergu]	4	82	0	5	5	72	Neergu <sup>2)</sup>	ナナイ(アムール)
3. 富斯哈喇 [Fushara]	7	165	1	10	5	149	Possar/Fusahali	満州, ナナイ(松花江, アムール)
4. 心勒達奇哩 [Bildakiri]	19	322	1	23	18	280	Bel'dy/Pirdaki <sup>3)</sup>	ナナイ(松花江, アムール), ウリチ
5. 賀齊克哩 [Hecikeri]	12	228	1	14	10	203	Xojer	ナナイ(アムール), ウリチ
6. 烏扎拉 [Ujala]	4	89	1	6	2	80	Ojal/Ujal <sup>4)</sup>	満州, ナナイ(アムール), ウリチ
7. 扎克蘇嚕 [Jaksuru]	6	83	1	6	3	73	Jaksor/Jaksul <sup>5)</sup>	ナナイ(アムール), ウリチ
8. 必喇勒 (Bilar)	2	43	0	3	1	39		
9. 哲勒圖哩 (Jereturi)	1	11	0	1	1	9		
10. 圖勒都勞嚕 (Tureduhuru)	1	6	0	0	1	5		
11. 烏定克 [Udingke]	1	4	0	0	1	3	Udynka/ Udingku <sup>6)</sup>	ナナイ(松花江, アムール)
12. 瑚定克 [Hudingke]	1	14	0	1	0	13	Dongka <sup>7)</sup>	ナナイ(アムール)
13. 霍勉 [Homiyar]	2	27	0	1	2	24	Xomi	ナナイ(アムール)
14. 揣果爾 [Coigur]	1	26	0	2	2	22	Shorgor	ナナイ(アムール)
15. 卓勒霍羅 [Jolhoro]	1	11	0	0	1	10	Jolor	ナナイ(アムール)
16. 圖墨里爾 [Tumelir]	6	59	1	4	2	51	Tumali	ナナイ(アムール), ウリチ
17. 嘎奇拉 [G'akila]	4	59	0	5	4	50	Gail <sup>8)</sup>	ナナイ(アムール), ウリチ
18. 奇勒爾 [Kiler]	10	134	1	6	12	115	Kiler, Yukaminkan	ナナイ(松花江, アムール), ウリチ
19. 塞瑪爾 [Saimar]	5	107	1	6	6	94	Samar/ Samandin <sup>9)</sup>	ナナイ(アムール), ウリチ, オロチ
20. 柴塞拉 (Caisal)	1	12	0	1	0	11	Chaisal	ウリチ
21. 部爾哈勒 (Burhal)	3	64	1	5	3	55	Bural	ナナイ(アムール), ウリチ
22. 奇津 (Kiji)	5	65	1	4	5	55	Duwan <sup>10)</sup>	ウリチ
23. 哈勒滾 (Haregun)	1	33	0	2	1	30	Orosugbu <sup>11)</sup>	ウリチ
24. 烏迪爾 (Udir)	1	18	0	1	0	17	Udi(Pil'duncha)	ウリチ
25. 朮奇爾 (Lonkir)	2	8	0	2	0	6	Lonki	ウリチ
26. 阿雅瑪喀 (Ayamaka)	1	8	0	0	1	7	Aimka	ウリチ, ネギダール
27. 模克托喜 (Moketohi)	1	2	0	0	0	2	Muktegir	ネギダール
28. 托羅模科 (Toromoke)	1	4	0	1	0	3	Toromkon	ネギダール
29. 烏德恩 (Uden)	1	4	0	1	0	3	Udan	ネギダール
30. 費雅喀 (Fiyaka)	27	265	6	25	13	221		ニヅフ, ウリチその他
31. 庫頁 (Kuye)	5	17	0	0	0	17	Kuisali <sup>?</sup>	ウリチ?
32. 鄂倫春 (Orochon)	6	34	0	4	0	30		ウイльта?, エヴェンキ?

登録名(読み方)	内部構成						対応する氏族名	現在の民族
	集落数	戸数	姓長	郷長	子弟	白人		
33. 特墨音 (Temoyin)	1	6	0	1	0	5		
34. 喀迪叶 (Kadiye)	1	5	0	1	0	4		
35. 瓦嚕勒 (Warule)	2	17	0	1	0	16	Oril'skii <sup>12)</sup>	ネギダール
36. 克頻 (Kepin)	2	8	0	1	0	7	Kepingka	オロチ
37. 多波農郭 (Dobononggo)	1	18	0	2	0	16		
38. 鄂岳洛 (Eyelo)	1	3	0	0	0	3		
39. 索木尼音 (Somniyin)	1	6	0	1	0	5		
40. 通武楚勒 (Tonguchure)	1	3	0	1	0	2		
41. 典産 (Dianchan)	1	4	0	1	0	3		
42. 楚沃尼 (Chuweni)	3	33	0	5	0	28		
43. 楚克濟賀哩 (Chukchihele)	1	3	0	0	0	3	Chukchagil	ネギダール
44. 侯沃堤 (Howedi)	1	4	0	0	1	3		
45. 笏特 (Hutu)	1	4	0	1	0	3	Hutunka	オロチ
46. 用帖密 (Yonggumi)	1	3	0	1	0	2	Yominka	オロチ
47. 黒古勒 (Hekure)	2	30	0	5	0	25		
48. 普尼雅琿 (Puniyahun)	1	12	0	1	0	11	Punyadinkan	オロチ
49. 頒集爾罕 (Banjirgan)	1	16	0	2	0	14	Bangirgan	ウデヘ?
50. 恰喀喇 (Kiyakala)	3	29	0	3	0	26	Kya	ウデヘ
赫哲費雅喀小計	171	2239	16	167	120	1936		
51. 縛徳 (Node)		45	1	7	1	36		アイヌ?, ニヅフ?
52. 都瓦哈 (Duwaka)		5	1	1	0	3		アイヌ?
53. 雅丹 (Yadan)		26	1	4	1	20		アイヌ
54. 綽敏 (Chomin)		15	1	3	0	11		アイヌ?, ニヅフ?
55. 舒隆武嚕 (Shulonguru)		38	1	2	0	35		アイヌ?, ニヅフ?
56. 陶 (Too)		19	1	1	0	17		アイヌ?, ニヅフ?
庫頁費雅喀小計		148	6	18	2	122		
総計		2387	22	185	122	2058		

註: 「読み方」では, [ ]は満州語表記の読み, ( )は満州語表記が不明のため, 使用されている漢字の音から復元した満州語表記を表す。

「内部構成」では左から順に集落数, 戸数, 姓長数, 郷長数, 子弟数, 白人(庶民)数の各数値を表す。

- 1) Geikerがアムール・ナナイ, Kuikalが松花江ナナイ (/g/と/k/, /r/と/l/の交替は漢語の影響)。
- 2) Possarがアムール・ナナイ, Fusihaliが松花江ナナイ。
- 3) Bel'dyがアムール・ナナイで, Pirdaki(またはBirdaki)が松花江ナナイ。
- 4) Ojalがナナイで, Ujalがウリチ。 5) Jaksorがナナイで, Jaksulがウリチ。
- 6) Udynkaがアムール・ナナイで, Udingkuが松花江ナナイ。
- 7) Dongkaは郷(集落)として登録されているが, 実はこちらが氏族名。
- 8) 郷名にYukimarというのがあり, それがYukaminkan氏族に相当か。なお松花江ナナイにもYukalaという氏族があり, 別の名をKileともいう。
- 9) Samarがナナイ, Samandinはウリチとオロチ。
- 10) Duwanは郷(集落)として登録されているが, 実は氏族名。
- 11) Orosugbuは郷(集落)として登録されているが, こちらが氏族名。
- 12) 17世紀に採取されたアムグン・ツングース(ネギダールの祖先)の氏族。

なお, 松花江ナナイの氏族名は[泉増一・赤松智城 1938: 23]により, 他の氏族名は[SMOLYAK 1975]によった。

主たる構成メンバーになる。それは乾隆時代の辺民の氏族に順治10年（1653年）に初めて朝貢してきた使犬部落（使犬地方）の10の氏族がすべて網羅されていることが端的に表している。また、次節で触れるが、辺民が登録された集落 *gašan* も、康熙時代までは松花江下流域、烏蘇里江流域のものが多く登録されていたのが、乾隆時代以降は松花江河口以下のアムール川流域とその支流のものほとんどで、烏蘇里江沿いには辺民の集落が史料に現れないということも主要構成メンバーの変化を示している<sup>19)</sup>。

結局、本格的な民族学的調査が始まる19世紀中期以降のアムール川下流域とサハリンの住民に社会的、文化的に決定的な影響を与えた清朝支配は、一度17世紀中期にて

19) 康熙時代に調査作成が始められた『皇輿全覽圖』（『清代一統地圖』または『大清壹統輿圖』という名称で出版されている）の東北方面の地図には牡丹江河口以下の松花江と烏蘇里江の沿岸に数多くの集落（噶珊）が記載され、烏蘇里江河口以下のアムール川沿いより密度が高い。しかも、そこに記載された集落はすべて『吉林通志』巻17付録に「旧設噶珊」として収録されたものと完全に一致する【清代一統地圖 1966: 82; 皇朝中外壹統輿圖 1863: 北4巻東4, 北5巻東4; 吉林通志 1965: 1399-1403】。『皇輿全覽圖』の作成は康熙47年（1708年）に始まって康熙57年（1718年）に完成されたということであり【清代一統地圖 1966】、実際の測量、調査はそれ以前に遡ることになることから、それが康熙時代後半の状態を表していることは確かである。

それに対し、『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』所収の檔案（70号、71号、72号、73号、75号、76号、77号、85号、88号、89号、90号、91号の各文書の「附件」。これらの檔案はすべて乾隆56年（1791年）以降のものであるが、本文中で述べたように、書類上は乾隆15年（1750年）の状態で固定されているはずであるから、乾隆56年以降の文書でも乾隆時代の状況を表しているといえる。以下本文中も含めて乾隆時代の辺民の氏族、集落関係の檔案とはこれら12の文書を指すことにする）では、当時辺民の集落として登録されているのが主に烏蘇里江河口以下のアムール川沿いの集落であって、それより上流では「改金」*Gaijin/Gaigin*（太宗時代の「蓋青」, 「街津」などに当たる）があるだけである。烏蘇里江河口以下の集落については『皇輿全覽圖』に記載されていない集落が数多く含まれているが、烏蘇里江沿いの集落に比定できるものはない。

しかし、他方『吉林通志』巻17の付録に「旧設噶珊」とともに記載されている光緒時代（1875年～1908年）の住民の集落には烏蘇里江沿いのものも含まれており、乾隆時代に烏蘇里江流域が無人になったわけではないことも確かである【吉林通志 1965: 1404-1410】。

このことについては二通りの解釈ができる。ひとつは松花江下流と烏蘇里江の住民は乾隆時代にはもはや辺民とはみなされていなかったために、辺民関係の檔案に記載されなかったという解釈で、もうひとつは実はそこにも毛皮を納める辺民はいたが、寧古塔や琿春（豆満江下流の町、現在はソ連、朝鮮との国境の町になっている）の副都統の管轄だったために三姓で作られた書類には残されなかったという解釈である。

どちらが妥当であるとは明言できないが、烏蘇里江流域は康熙時代から乾隆時代にかけて人口が減り、辺民の地域としての重要性が低下したことは事実であろう。本文中でも述べたように康熙13年（1674年）の「新滿州八旗四十佐領」の編成時にその中心的な役割をはたしたのが烏蘇里江とその左岸の支流（ノロ川、モリン川）沿いのフルハ部であり、その後、ここに多くの辺民が移住してきたという記録もないことから、乾隆時代にはすでに人口希薄地帯になっていた可能性が高い（40の佐領 *niru* が編成され、各地に派遣されたとすれば、壮丁だけで12,000人、その家族、親族を含めれば、数万人の人々が烏蘇里江流域を離れた計算になる）。ちなみに、19世紀末期のロシア側の統計調査によれば、烏蘇里江流域はアムール本流に比べてナナイの人口密度が低く、漢人が相当入り込んでいたようである [PATKANOV 1906: 45, 50]。

きあがったものが、ロシアとの抗争や清朝の勢力拡大によって再編成を余儀なくされ、18世紀中期になってようやく完成したといえる。では次に乾隆15年に戸数固定化によって完成した辺民制度がいかなるものであったかについて論じていこう。

## 第2節 東北辺民制度の実態

前節で述べてきたような過程を経て乾隆15年に完成したアムール川下流域とサハリン（厳密には北サハリン）の住民に対する清朝の支配体制である東北辺民制度は、基本的には太宗時代に完成された旧フルハ部の住民を対象とした制度を受け継いでいる。つまり、住民を氏族（姓 *hala*）と集落（郷 *gašan*）でもって把握し、それぞれに姓長 *hala i da*、郷長 *gašan da* を任命して氏族と集落の治安維持、貢納する毛皮の収集、搬送を命じる。そして、毛皮を持って、満州官吏が駐在する定められた地点まで出向いて挨拶すると、「烏林」*ulin* と称する恩賞が与えられ、またそこで交易も許される。しかし、乾隆時代になると、その細部にわたって制度が整えられるようになる。

氏族、集落といった住民の内部組織については次節で詳しく触れるため、本節ではそれ以外の朝貢の実態について論じていこう。

### 1) 朝貢の場所

朝貢の場所は清初には盛京（奉天）または北京であったが、順治年間から寧古塔で済ます場合が増え、康熙時代には基本的に寧古塔で行なうことになっていた。その状態は乾隆44年（1779年）にアムール川下流域住民の貂皮貢納、烏林賞与に関する業務が三姓に移管されるまで続く。例えば、康熙初期から中期（すなわち17世紀後期）の情勢を描いた楊賓の『柳邊紀略』巻三ではアムール川下流域の住民を紹介する段でまず「東北邊部落現在貢寧古塔者八」（下線筆者）と述べている。そして、「毎年自四月至六月俱以次入貢」として「三姓窩集」, 「穆連」, 「欺牙喀喇」, 「剃髮黒金」が挙げられ、「三年一貢」として「不剃髮黒金」, 「飛牙喀」, 「欺勒爾」が挙げられている [柳邊紀略 1985: 250-251]。また、同じく康熙初期から中期ごろの情勢を描いている呉振臣の『寧古塔紀略』にも、「每歲五月, 此三處人<sup>20)</sup>乘查哈船, 江行至寧古塔關外, 泊船進貂」（下線筆者）とある [寧古塔紀略 1968: 1495]。

貢納民が寧古塔へ乗って来る「查哈船」とは満州語の *jaha* のことである。これに

20) 呉振臣はアムール川下流域の住民を「呼兒喀」（フルハの同音異字）, 「黒斤」（ヘジェの同音異字）, 「非牙喀」（フィヤカの同音異字）と区分していた。

ついで羽田亨の『満和辞典』には、「先尖り後部截断状の丸木舟（板を組み合わせて造ったものも、此の形のものもは總て Jaha と稱する）」[満和辞典 1972: 237]とあり、漢語では「刀船」と訳されている。語源的にはナナイ語の *jai*、ウリチ語の *zai*、オロチ語の *jawi* 等と関係がありそうだが、これらの言葉は白樺の樹皮でくるんだ、前後両端が尖った形のボートを指す。しかし、辺民達が寧古塔に来貢するときに使った舟は歴史書で「五板船」と呼ばれる構造船であろう。同じ型の船は民族誌時代以降もナナイ、ウリチらに使われており、*gila* と呼ばれる。その最大の特徴は底板が前に突き出す点で、大きいもので数十人は乗れた。

牡丹江中流にある寧古塔は清朝成立以来長らく満州東北部の要衝としての地位を保ち、將軍府まで設置された。しかし、ロシアとの抗争やモンゴル対策のためには北流松花江沿岸<sup>21)</sup>にある吉林烏喇（吉林）の方が重要となり、康熙15年（1676年）には將軍府が吉林に移駐し、寧古塔には副都統が残るだけになる[松浦 1987: 16]。そして、寧古塔は東北辺民の朝貢窓口としての役割を続けることになるが、康熙53年（1714年）に牡丹江の出口に三姓屯が築かれ、そこに協領、そして雍正9年（1731年）には副都統が設置されることで、寧古塔の東北辺民の朝貢窓口としての役割も縮小する。そして、乾隆44年（1779年）にはヘジェ（赫哲）、フィヤカ（費雅喀）、キレル（奇勒爾）らの朝貢関係の業務はすべて三姓に移管することになり（第16号檔案）[三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 26]、寧古塔はアムール川下流域を押えるという役割を失う<sup>22)</sup>。

乾隆後期以降寧古塔に代わってその役割を果たすことになるのは三姓である。その名称の由来については既に述べた通りであるが、ここはまた新しく開かれた町であったことから、Ice hoton すなわち「新しい町」とも呼ばれた。18世紀末期から積極的にサハリン（樺太または北蝦夷地）を調査し始めた幕府派遣の日本側の調査官達が、

21) 松花江は嫩江との合流地点で屈曲しており、そのために我国では屈曲点より上流は「北流松花江」、下流は「東流松花江」と呼ばれる。

22) なお亨和元年（1801年）にサハリンを調査した中村小市郎はその主なインフォーマントであった宗谷生まれでキジ（本文に説明あり）で生涯を過ごしたカリヤシンというアイヌの話として、彼が三度満州内地へ朝貢に赴いているが、そのうち一度は「スングタイ」へ行き、他の二度は「イチョホツ」で済んだ旨を述べている（「カリヤシン都合三度ヨムシヤに行、壹度はスングタイえ行、其後イチョホツえ新規役人詰候に付両度は此所にて済、高官は壺人の由にて、ボゾヨンより勤番の様候よし」[唐太雑記 1982: 616-617]）。「スングタイ」とは寧古塔の事であり（「スングタイ」の誤りであろう）、「イチョホツ」とは三姓のことである（新しい町という意味の Ice hoton が訛ったもの）。カリヤシンが「新規役人詰候に付」と述べているのは、乾隆44年（1779年）の朝貢関係業務の移管の事をいっているのかもしれない。カリヤシンは13歳か14歳頃キジ郷の有力者バンココの召使となって大陸へ渡り、小市郎と巡り会う1801年までに25年ほどキジに住んでいたという。したがって、キジに住み始めた当初はまだ朝貢の場所は寧古塔にあったのである。

「サンタン人」らが朝貢、交易に出向く満州の町としてしばしば紹介している「イチヨホット」というのはこの Ice hoton が訛ったものである。『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』所収の乾隆初期の檔案類を見る限り、サハリンの「庫頁費雅喀」と呼ばれた住民の貂皮貢納、烏林賞与に関する業務だけは乾隆44年以前から既に三姓の管轄下にあったようである。

清朝はまたサハリンとアムール川河口付近の住民の貂皮貢納、烏林賞与の業務を円滑にかつ確実にこなすために、アムール川の最も下流の地域に季節的な出先機関を設けている。まず、最初はキジ湖のさらに下流、現在のウリチとニヴフの居住域の境界に近い集落であるプル Pul またはプリ Puli に比定される「普禄郷」に設置されたこととされる。例えば、乾隆42年(1777年)に成立した『欽定滿州源流考』巻八の「費雅喀」の註には「亦有居處甚遠不能至寧古塔之庫葉一部。毎年六月、遣官至離寧古塔三千里之普禄郷、収貢頒賜」とあり、「庫葉」は寧古塔までは来られないほど遠方であるため、毎年6月に普禄郷に係官を派遣して貂皮の収貢、烏林の頒賜を行なったというのである〔欽定滿州源流考 1777: 143〕。

和田清によれば『欽定滿州源流考』のこの記述は『柳邊紀略』巻三の「東北邊部落現在貢寧古塔者八」以下の記述を適宜採録したものであるというが〔和田 1942: 487〕、この註は『柳邊紀略』には見られない。また『寧古塔紀略』にも普禄郷で収貢頒賜を行っていたという記述はない。また、他方『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』付録の傅恒等の上奏文によれば、既に乾隆15年(1750年)に辺民固定化政策が採用された時には「奇集噶珊」Kiji gašan が「庫頁費雅喀人」の「收取貢貂頒賞烏林」の地とされていた〔三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 461〕。したがって、普禄郷が設置されていたのは『柳邊紀略』や『寧古塔紀略』が編纂された康熙後期よりもあとで、乾隆時代に入る前ということになる。それは新滿州八旗編成作業と平行して行なわれたアムール川最下流域とサハリンのフィヤカ(飛牙喀)、キレル(奇勒爾)、クイ(庫頁)らの辺民化と、康熙、雍正、乾隆と進められてきた辺民戸数の増加政策にもなっていて設置されたものと考えられる。

日本の文化6年(1809年)にアムール川最下流域を踏査した間宮林蔵はプル(彼はホルと記している)より10里(約40km)上流にある「カタカー」というところにかつて「滿州夷假府」が置かれたことがあり、諸夷と鬭争したことがあって廃止されたということを述べている〔東轅紀行 1969: 194〕。これはキジ湖の下流にあるカダ湖またはカジ湖湖畔の集落であるカダ Kada であるといわれる。年代不知ということで中国側の史料との比較ができず、情報自体の信憑性は低い、ある時期ここまで滿州

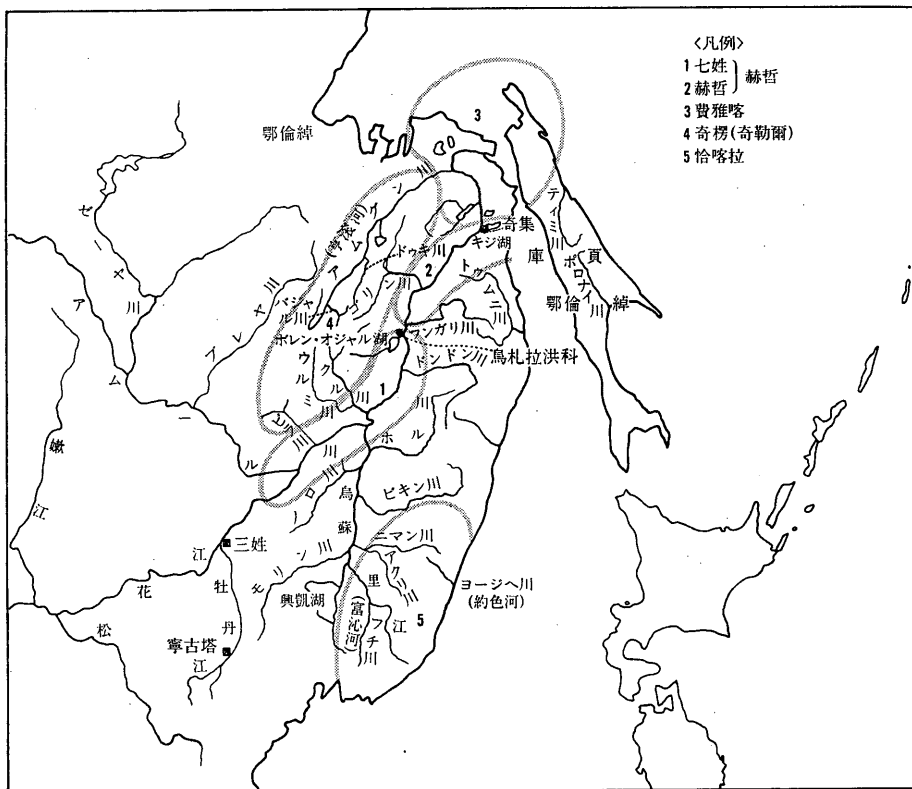


図5 乾隆時代における住民構成と分布（『皇清職貢圖』による）

官吏が出張してきて貂皮収貢，頒賞烏林を行なったこともあったということである。これから述べる奇集噶珊の場合もそうであるが，出張所が変更されるのは大体現地住民とのトラブルが起こった場合である。

アムール川下流域とサハリンの住民を主体とした辺民制度が完成した乾隆年間にサハリンやアムール川河口周辺の住民を対象とした，清朝の出先機関はキジ湖湖畔のキジに置かれた。キジは漢語では「奇集」，「奇齊」等と表される。上で述べたように，辺民戸数を固定化した乾隆15年（1750年）には既にそこが「庫頁費雅喀」を対象とした「收取貢貂頒賞烏林」のための出張先となっていた。

キジは前のプルに較べ，アムール川最下流域とサハリンの住民を押えるには有利な場所である。というのは，江戸時代の幕府派遣の調査官らの調べで明確になったが，キジはサハリンとの往來の中継基地だったからである。江戸時代の史料にいう「サンタン」（山丹，山韃）や「スメレンクル」らはアムール川を河口まで下るのではなく，キジ湖に入ってその奥でボートや舟を担いで峠を越え，タタール海峡に注ぐ川を下っ



て、現在のタバ湾かデ・カストリ湾辺りに出、そこから再び出航してサハリンへ向かう。サハリンから大陸へわたるのも同様で、必ずキジ湖を通過する。また、タートル海峡に面した海岸沿いに居住するものもアムール川に出るときにはやはりそこを通過する。したがって、キジに出張所を設けておけば、アムール川河口周辺の住民だけでなく、サハリンやタートル海峡沿岸の住民まで十分把握できるわけである。プルからキジに出張所が移ったのは勢力の後退ではなく、より広く、効果的に住民を把握するためであるといえる。

キジの出張所は乾隆時代はほぼ安定して続いた。しかし、亨和元年（1801年）にサハリン（北蝦夷地）を調査した中村小市郎らの報告によれば、サハリン西海岸のナヨロの有力者であるヤエンクアイヌが、従来キジ（キンチマ）で進貢していたところが、近年それが廃されて上流のウチャラまで出向かねばならなくなったと述べていたということから、18世紀末期にキジの出張所は放棄されたようである。また、文化6年（1809年）にキジを訪れた間宮林蔵も「此地は翻滿洲夷假府を置し處なれども、交易の事により庶夷と鬪争せし事ありし故（年暦不知）今廢すと云」[東韃紀行 1969: 184]と述べて、キジの出張所が付近の住民とのトラブルで撤去されたことを示唆している。しかし、18世紀末期当時の中国側の史料にはそのような情報は見あたらない。

キジは林蔵の調査の頃はまだ戸数20、ハラダ（姓長つまり *hala i da* のこと）1人、カーシタ（郷長つまり *gašan da*）2人という規模の大きな集落であった[東韃紀行 1969: 184]。しかし、その約半世紀後の1850年代にここを訪れたシュレンクが見たのは白骨散らばる無人の廃虚であった。彼はシーボルトの誤訳のために、かつてここに陶器工場があり、その廃虚であろうと述べているが[SHRENK 1899: 308-309]<sup>23)</sup>、実際は疫病などの流行で人々が他の集落へ移ってしまったのである。その件については安政3年（1856年）9月の「山丹人聞書の件」に痘瘡が流行したためであると述べられている[大日本古文書 1922: 127]。

アムール川探検隊の総司令官であるネヴェリスコイはこのキジ村に近いキジ湖の出口にマリンスク哨所 *Mariinskii post* を建設する。

キジの出張所が撤去されたあと、しばらくは出張所がアムール川沿いを転々とした節がある。例えば、『唐太雑記』所収のアムール川の地図には「テレ」と書かれたアムール川右岸の地点に「末年満州人の来る所山丹人と交易して帰る」という付記があり、

23) シーボルトは林蔵が「陶器など多く」と述べている部分を「とりわけ多くの陶器工場があり」(Es befinden sich hier besonders viel Porzellanfabriken)と訳していたのである。この件の詳細については加藤九祚の『北東アジア民族学史の研究』第5章を参照のこと[加藤 1986: 232-233]。

さらに「マンコ川上ノ方」に近い左岸にまた「申年満州人の来る所山丹人と交易して帰る」という付記がある[唐太雑記 1982: 625-626]。「テレ」というのはその位置から、林蔵が訪れた「デレン」のことである。「未年」は『唐太雑記』の著者中村小市郎がサハリン調査を行なった直前とすると、1799年となる。つまり、その年に出張所は一時デレンに置かれたのである。「申年」に満州人がやってきた場所は位置的に大体ボレン・オジャル湖のウチャラ（烏扎拉）に相当する。「申年」は1800年となるから、小市郎がサハリンを訪れた前年、ヤエンクルアイヌはウチャラまで朝貢、交易に向向いたことになる。

デレンが出張所として定着するのは、小市郎の調査のあとである。というのは、『唐太雑記』にはデレンでの穿官についての情報が全くないからである。そして、林蔵が訪れたときにはデレンの出張所の最盛期であった。

デレンの出張所の建物のようすについては林蔵が細かく記している。それによれば、デレンは本来は土着の住夷のいない寒村だったようである。そこに白樺樹皮で覆った仮屋を建て、周囲から人々が集まってきていた。その中心には府が設けられ、丸太で二重の柵がめぐらされた。その中に左、右、後ろの三ヶ所に交易場があった。仮府はその柵の中にさらにもうひとつ柵がめぐらされた中にあり、そこで収貢貂皮、賞給烏林の儀式、業務が行なわれていた[東鞆紀行 1969: 185]。

デレンの出張所はその後1820年代までは機能したようである。というのは、道光6年(1826年)ごろに成立したとされる薩英額の『吉林外記』巻八に「賞物齊集以上者俱赴三姓城交納」、「賞物齊集以下者俱在三姓城東北三千里德勒恩地方三姓派員收納」とあって、キジより上流に住むものは三姓まで来貢し、キジより下流に住むものは「德勒恩地方」すなわちデレンまで来貢すると書かれているからである[吉林外記 1974: 266]。しかし、その後再び出張所はさらに上流のモルキという集落の対岸にまで後退する。デレンもシュレンクが訪れたときにはかつての繁栄の面影はなく、オルチャ（ウリチ）とゴリド（ナナイ）の家が数戸あるだけの寒村になっていた。

モルキ Molki (またはミュルキ Mylki) 対岸の木城が最後の出張所であろう。この木城の存在については中国側の曹廷杰の『西伯利東偏紀要』と『東北邊防輯要』、『吉林通志』巻17だけでなく、日本側の史料である安政3年の『山丹ヨリ聞書』、ロシア側でもシュレンクなどが言及している[SHRENK 1903: 58; 大日本古文書 1922: 129]。

サハリンとキジ湖以下の住民を主たる対象とした出張所はそこに集まる人の数の多さ、またそこで行なわれる交易の景気の良さなどから、内外の調査者から注目された。

特に幕府派遣の調査官達が詳しく調べ、林蔵や徳内らの著書がシーボルトによってヨーロッパに紹介されるに及んで、ヨーロッパ、ロシアの地理学者、民族学者達まで関心を払うことになった。しかし出張所はそれだけでなく、寧古塔や三姓から貂皮を集め、烏林を賞給するために方々に官吏が派遣されていたようである。例えば、少し古い時代の事になるが、『欽定滿州源流考』巻八には烏蘇里江方面へも官吏を派遣していた事が記されている。その「奇雅喀喇」についての註には「又有班吉爾漢喀喇亦在寧古塔東南去烏蘇里四千里每二年一次遣官至尼滿河地方收貢頒賜」とあり【欽定滿州源流考 1777: 143】、普祿郷に出張所があったのと同じ時代にシホテ・アリン山中や沿海州の海岸地帯の住民からの来貢を受け、烏林を賞給するための出張所が烏蘇里江右岸の支流である尼滿河（ニマン川）方面に設けられ、官吏が派遣されていた<sup>24)</sup>。

『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』ではキジに当たる奇集噶珊以外には「收貢貂皮頒賞烏林」のための出張所については具体的には言及していない。しかし、貂皮収貢に関するいくつかの檔案には、少なくともアムール川下流方面と烏蘇里江方面に官吏を派遣していたことを暗示する表現が見られる。例えば、第70号檔案「三姓副都統額爾伯克爲造送收納貢貂清冊事咨吉林將軍衙門」（乾隆56年11月5日付）には貂皮の収貢状況を次のように表している。

乾隆五十六年四月二十八日至六月二十六日、于三姓收得赫哲、奇勒爾人等送来貢貂一千七百十四張、派佐領烏達齊等由赫哲、庫頁費雅喀人等處收得貢貂六百二十三張、派出筆帖式達三保由頒集爾罕、恰克喇人等處收得貢貂九十張、共收得貢貂二千四百二十七張。又由赫哲費雅喀、奇勒爾人等處貿易得貂皮二百四十六張【三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 137】。

その内容は、乾隆56年（1791年）4月28日から6月26日までの間に集められた貂皮は、三姓まで来貢したヘジェ（赫哲）、キレル（奇勒爾）等の分が1714張、佐領烏達齊 Udaki 等を派遣してヘジェ（赫哲）、クイ・フィヤカ（庫頁費雅喀）等のところで収集した分が623張、筆帖式達 bithesi da（文書係の長官）三保 Sanbao を派遣してバンジルガン（頒集爾罕）、キャカラ（恰克喇）等のところで収集した分が90張、併せて貢

24) 「奇雅喀喇」は「キャカラ」Kyakara と読み、また「欺牙喀喇」（『柳邊紀略』）、「恰喀拉」（『皇清職貢圖』）、「恰喀喇」（『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』）などとも表される。烏蘇里江右岸の支流域奥深くから沿海州の海岸地帯にいたとされる住民で今日のウデへの祖先に相当する。名称はウデへ最大の氏族である kya 氏族に由来するといわれる。また、『欽定滿州源流考』にキャカラとともに登場する「班吉爾漢」とは「バンジルガン」Banjirgan または「バンギルガン」Bangirgan と読み、『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』では「頒集爾罕」と表されている。彼らもキャカラとともに烏蘇里江右岸の支流域や沿海州の海岸地帯にいた住民であり、今日のウデへと関係があると推察される。しかし、キャカラのように類似の名称が今日まで残されていないため、確たることはいえない。

貂が2427張、そして赫哲費雅喀、奇勒爾人等と交易で得た分が246張であった、ということである。ここで注目すべきなのは、「派佐領烏達齊等由赫哲、庫頁費雅喀人等處」と「派出筆帖式達三保由頒集爾罕、恰克喇人等處」という部分で、前者がアムール川最下流域とサハリンの住民から貂皮を集めるために佐領が派遣されたことを意味し、後者が烏蘇里江流域、沿海州の住民から集めるために筆帖式達 *bithesi da* つまり文書係の長が派遣されたことを意味する。乾隆56年は1791年であるから、アムール川流域ではまだ奇集噶珊つまりキジが出張所として使われていたかもしれない。また、烏蘇里江流域ではやはり尼滿河方面へ派遣されたものと考えられる（各地での毛皮収貢状況については表3と図7を参照）。

『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』では上記の第70号檔案から同治12年の日付の入った第91号檔案まで同様の記述がある。咸豊8年（1858年）のアイグン条約と咸豊10年（1860年）の北京条約によって清朝は烏蘇里江河口以下のアムール河下流域全域と烏蘇里江右岸以東の沿海州を領土としては失うが、同治12年（1873年）の日付のついた檔案にも官吏を派遣して貂皮を集めたという記録があるところを見ると〔三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 329〕、それ以降もアムール川下流域住民に対する朝貢業務は続けられていたようである。

洞富雄はラヴェンステイン E. G. Ravenstein が引用した寶神父 (Maxime Paul Brully de la Burnière) の書簡に、三姓からは3艘の軍船が出されて、そのうち1艘は木城（寶神父がアムール川を下ったのは1845年のことであるから、この木城はモルキの対岸にあったものである）で長毛子から毛皮を受納し、第2船は魚の皮を着物に使う魚皮韃子から同様の貢物を集め、第3船は烏蘇里江方面を管轄することが記されていることから、1850年前後にモルキの対岸の交易場以外にも官船が行く交易場があった疑いがあると述べる〔洞 1956: 168; RAVENSTEIN 1861: 82〕。洞富雄はこれは伝聞であって疑わしいとしているが〔洞 1956: 168〕、上記の『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の記述はそれが事実であったことを示すことになる。

## 2) 朝貢の時期

三姓や出張先で実際にどのようにして毛皮収貢、頒賞烏林が行なわれたかについての具体的な情報は中国側の史料にはない。それが描かれているのは逆に日本側の史料であるため、主に中村小市郎と間宮林蔵の報告からそれを探ることにしよう。小市郎がカリヤシン（註22参照）とカンデツカ（アムール川の河口に近いタイカサンという村出身のスメレンクル、なおスメレンクルとはアイヌのニヅフに対する呼称である）

から聞いたのはキジでの朝貢の模様であり、林蔵が実見したのはデレンにおけるようすである。

まず三姓や出張所で朝貢業務が行なわれる時期であるが、三姓における毛皮収貢の業務はだいたい春4月の終わりから8月の初めまでの2ヶ月の間で行なっていたようである〔三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 137, 152〕。それに対し、キジ等の出張所へはそれより一月ほど遅れて官吏が下向した。タイカサンのカンデツカが小市郎に6月ごろ川を下ってキジまでやって来る由を話している〔唐太雑記 1982: 627〕。林蔵がデレンを訪れたのも7月11日から7月18日であり、その時が朝貢業務の最盛期であった（ただしこれらの月日はいずれも旧暦である）。

このような日程は既に康熙時代から続けられているもので、例えば、『寧古塔紀略』には、前にも引用したように、毎年5月に「呼兒喀」（フルハ）、「黒斤」（ヘジェ）、「非牙哈」（フィヤカ）らが川を上って寧古塔に来る旨が記載されている〔寧古塔紀略 1968: 1495〕。また、『欽定滿州源流考』でもやはり先に引用したように、毎年6月に庫頁らが「普祿郷」に朝貢来ると書かれている〔欽定滿州源流考 1777: 143〕。

それはこれから述べるように毛皮、烏林、糧秣など大量の荷物を運ばねばならないので、川が開いている夏場を船を使って往復した方が便利だからである。しかし、商人や見回りの役人らは冬でもそりを使ってアムール川を下ることもあった。小市郎はやはりカンデツカからの情報として「滿州人冬も山丹へ岡通来る事あれ共、小役のもの少人数にて見廻る躰に参候由」と述べている〔唐太雑記 1982: 627〕。

### 3) 出張官吏のようす

次にキジへ出張してきた満州官吏達のようすであるが、小市郎によれば、宗谷生まれのアイヌでキジに長らく住んでいたカリヤシンはキジにやって来る満州官吏について次のように語っている。

- 一、滿州イチョホットより山丹キンチマえ川通下る舟は図合船位にて、夏四五艘か又は六艘程も一同に下る。老艘人数二十三人乗、是は片側かい蚤拾一二人両側にて二十三人のよし。〔唐太雑記 1982: 619〕 (a)
- 一、滿州の役人、供廻り共惣人数八人位より拾人位迄来る。〔唐太雑記 1982: 620〕 (b)
- 一、滿州より山丹へ来る役人は頭老人、外に帳付家来共五人も有之、年に寄拾人も来る也。頭分の人斗四尺程の太刀を為持、槍・鑊砲も為持来候由。是はイチョホット寄り参候由。〔唐太雑記 1982: 620〕 (c)

また、同じく小市郎の事情聴取に応じたカンデツカは次のように語っている。

- 一、満州より山丹キチえ来る役人は頭分兩人、物書一人、家来五人位、都合八人程にて、図合位の川船にて乗、六月頃下る。右人数致手分、舟老艘へ各人づつ上乘舥に成来候由。船方は片側八人づつ両側にて老艘分十六人も有。【唐太雑記 1982: 627】(d)
- 一、満州人冬も山丹へ岡通来る事あれ共、小役のもの少人数にて見廻る舥に參候由。【唐太雑記 1982: 627】(e)

これらの情報によると、三姓 (Ilan hala または Ice hoton) からキジへ貂皮収貢、頒賞烏林のために出張して来る官吏は8~10人ほどのようである。数的にはカリヤシンの情報とカンデツカの情報が一致している。その内訳は、カリヤシンによれば頭1人、帳簿付けなどの家来が5人から10人といい、カンデツカは「頭分」2人、「物書」1人、「家来」5人であるという。また、デレンで林蔵が調査したときには、「上官夷」が3人いたという。【東韃紀行 1969: 187】。

実際三姓から出張して来る人数は、20人前後乗る船で5~6艘もの船団を組むことになったということから、総勢100人を越えたものと思われる。その中には漕ぎ手や下働きなどもいた。林蔵の時は中以下の官吏もいれて総勢50~60人ほどだった。このような大船団を組んだのは、多量の烏林や交易品、それに集めた毛皮を運ぶためであるが、そのようすは付近の住民に清朝の権威を見せつけるのに十分だったであろう。

その船について小市郎は「図合船」というだけであるが、デレンを訪れた林蔵は官吏の船を絵に表している。彼によれば、長さ7~8間(12m~14m)、横巾1丈(約3m)、100石あまりを積むことができるという。その3分の2は荷物用のスペースで、残り3分の1に板屋を造って、官吏の居所にしている。また、その後部には厨房が設けられている【東韃紀行 1969: 190】。

「頭分」とは『三姓副都統衙門満文檔案訳編』記載の貂皮収貢に関する檔案を見る限り、三姓勤務の佐領のようである<sup>25)</sup>。「物書」とは書記官筆帖式 bithesi のことで、帳簿をつけるための係であり、「家来」というのは佐領配下の武官であろう。人数が食い違うのは、派遣時の状況に応じて人員の増減があったためである。

林蔵の場合は、3人の上官夷の役職、名前も記録されている。それによると、恐ら

25) 例えば、乾隆56年(1791年)11月5日付の第70号檔案では「派出佐領烏達齊等由赫哲、庫頁費雅喀人等處收得貢貂六百二十三張」とあり、佐領が庫頁費雅喀の地、つまりキジへ派遣されていたことが示されている【三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 137】。烏達齊 Udaki は吉林通志巻65に見られる乾隆44年(1779年)任官の鑲紅旗佐領武達奇と同一人物であろう【吉林通志 1965: 4233】。また、中村小市郎がサハリン調査をした亨和元年(1801年)に近い嘉慶8年(1803年)に奇津噶珊に派遣されたのは佐領の赫崩額という人物であり、翌嘉慶9年(1804年)に派遣されたのは托京阿であった【三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 171, 189】。赫崩額は『吉林通志』巻65の乾隆60年(1795年)任官の正黃旗佐領の和陞額に当たり、托京阿はデレンで林蔵が会った正紅旗佐領托精阿と同一人物であろう【吉林通志 1965: 4232, 4236】。

く最高責任者は「正紅旗滿州世襲佐領姓舒名托精阿」という人物で、やはり佐領である。彼の名「托精阿」は『吉林通志』巻65にも見られ、乾隆34年（1769年）に正紅旗の佐領に任じられている。しかし、乾隆58年（1793年）にはその子の額勒錦がその職をついでいるから、林蔵がデレンを訪れた文化6年（1809年つまり清の嘉慶14年）に彼が佐領の仕事をするのは奇妙に思われる〔吉林通志 1965: 4232-4236〕。姓舒とあるのはかつてのクルカ部の氏族舒穆魯 Shummuru である。康熙53年（1714年）に三姓に協領が設置されて以来、正紅旗の佐領はこの氏族の者が世襲で受け継いでいた。

もう1人は廂紅旗驍騎校で、姓は葛、名は撥勒渾阿というものである。「廂紅旗」は鑲紅旗のことである。葛姓というのは三姓の地名の由来であるフルハ部起源の氏族、Geikeri 氏族のことである。3人目は正白旗の筆帖式 bithesi つまり文書係で姓は魯、名は沃勒恒阿というものである。魯姓というのはやはり三姓フルハ氏族の孛業勒 Nuyara または Luyara である〔東韃紀行 1969: 187〕。

この陣容では佐領が長で、驍騎校が副官、そして筆帖式が書記に相当する。林蔵が訪れたときは高級官吏は3人であったが、カリヤシンやカンデツカが朝貢していたときには佐領の主だった部下が8人～10人ほど来ていたのかもしれない。なお、カリヤシンは「キンチマえ来候役人は此所より小役の者来候由」（下に本文とともに引用）と述べているが、これは三姓では恐らく副都統自ら朝貢業務に当たるのに対して、キジではその配下の佐領が赴いて来るだけであることから出た発言であろう。

カリヤシンは頭分に当たる人物の装備にも触れており、4尺程（約120cm）の太刀を持ち、さらに槍、鉄砲等も備えているという。しかし、『東韃紀行』に付随している「上官夷」の図は帯剣していない。また、林蔵は兵器の類を見なかったと述べている〔東韃紀行 1969: 188, 190〕。林蔵が訪れたときは平時であったことから、朝貢、交易も平和裡ににぎやかに行なわれていたが、キジの出張所が撤去されたときのような住民の争乱に備えて、武器も持って来ていたようである。

#### 4) 朝貢業務のようす

他方、キジや三姓に朝貢へ赴くサンタン、アイヌ、スメレンクル側のようすについては、まず、カリヤシンが小市郎に次のように語っている。

- 一、山丹人滿州えムシヤに行時、皮類三四拾枚或は八九拾枚も持參、イチヨホツトにて役人の前へ出るには、乙名の類貂の皮式枚、平人壹枚づつ差出す。左候得ば木綿類を積重候て呉候由。右の外の皮類は同所市中にて十徳其外の品と交易致候由。右役人高官壹人有、太刀を脇に立置、歩行の時は從者に為持候て腰に不帶。都ての從者皆無刀、キンチ

マエ来候役人は此所より小役の者来候由。カリヤシン都合三度ヲムシヤに行、苞度はスングイえ行、其後イチヨホツトえ新規役人詰候に付両度は此所にて済、高官は苞人の由にて、ボヂヨンより勤番の様に承り候よし [唐太雑記 1982: 616-617]。

林蔵が同行したデレンに赴くアイヌの一行は「カーシタ」つまり郷長 *gašan da* の称号を持つノテト（サハリンから大陸への渡口に当たる集落）の「酋長」コーニを団長として、林蔵をのぞいて、男5人、女1人、子供1人の計7人であった [東韃紀行 1969: 182]。

林蔵が同行したコーニら一行が何枚の毛皮を持参していたかは記録にないが、恐らく、カリヤシンの言うように、30~40枚、または80~90枚ほどの貂皮を持参していたであろう。それは交易用とともに、実際キジや三姓には行けない配下の村人達の支払い分も含まれていたことになる。持参する彼らにはそのような意識があったかどうかは疑問だが、清側の帳簿上はそのような形式になっている。つまり、『三姓副都統衙門満文檔案訳編』の檔案では各戸1枚ずつ毛皮を支払ったことになっているのである。

キジや三姓などの朝貢の場に出たのようすについて、カリヤシンは乙名すなわち姓長 *hala i da*、郷長 *gašan da* は貂の皮2枚差し出し、平人すなわち白人 *bai niyalma* は1枚ずつ差し出すと述べている。それに対して、デレンでのようすを実見した林蔵は1枚ずつであるとして次のように述べている。

- 一、進貢の禮は下官夷柵門に出て、諸夷のハラタ、カーシタの類一人づつを呼出して假府に至る。上官夷三人床上に卓子三局を設け、是に腰をかけて其貢物をうけ、諸夷は笠をぬいで地上に跪き、低頭する事三次し、終て其貢黒貂皮一枚（原註：夷稱ホイヌ筒抜にしたる皮なり。ハラタ、カーシタ其他庶夷といえども皆是なり）を奉る。中官夷紹介して上官夷の前に呈す。一後略 [東韃紀行 1969: 187]

これから知る限り、一応、姓長、郷長らは出向してきた佐領または三姓では副都統らに三跪九叩頭の礼に倣った挨拶をし、黒貂を捧げる儀式を行なう。しかし、出張所においては他には儀式の類がなく、あとは集まってきた現地住民と中以下の官吏、下働きの者などと自由に交易をさせていたようである。交易の喧噪については林蔵が余さず書き残している<sup>26)</sup>。

26) 林蔵がいうにはデレンの仮府では3人の上級官吏ですらその中を従者も付けずに歩き、現地住民が触って服などを汚しても制することはなかったという。そして、中以下の官吏達とは同等の態度で対応していた。現地人間が改まった態度を見せるのは佐領が姓長、郷長らを引見するときだけであった [東韃紀行 1969: 188]。サハリン南端の日本側の交易場である白主で山丹人らが取った態度も、交易場の自由な雰囲気の上にあったのである。白主における山丹人らの行状について松田伝十郎は『北夷談第四』で、「山鞞人會所え出入りするに、晴雨に拘らず、笠をかむり、ゲリ（原註、履の事也）をはき、くはへ喜せる、後ろ手にて、鼻唄をうたひ、入出いたし、甚不法の風俗、不取締りの第一也」と述べている [北夷談 1972: 191]。



上記カリヤシンの情報と林蔵の実見聞とから判断すると、『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の檔案に示されているように、整然と毛皮の収貢と烏林の頒賞が行なわれていたのではなく、実際は住民が貢納品として持ってきた毛皮と満州官吏が烏林として持ってきた衣類、布、酒、金属製品などが取り引きされていたようである。そして、朝貢華やかかなりし頃には戸数分以上の毛皮が集まり、烏林もそれとの取引ですべて消費できたことから、恐らく帳簿上は戸数分献上されたことにし、烏林も規定通り与えたことにして、辻褃を合わせていたと思われる。

しかし、『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の「二、収納和解送貢貂」の檔案に記載されているとおりに三姓副都統の下に黒貂の毛皮が集まっていたとすれば、毎年辺民の戸数分約2400張の毛皮がアムール川下流域、サハリン、沿海州からもたらされることになる。そして、それをもし辺民体制が完成した乾隆15年（1750年）からアムールに対する清朝の実効支配が終わる1850年までの100年間続いたとすると、それだけで、24万張もの黒貂の毛皮が中国に送られたことになろう。そのうえさらに、三姓では赫哲、奇勒爾人らを相手に交易で毎年246張（これも辻褃合わせの数字である）の毛皮を手に入れていたのである。

## 5) 烏林（恩賞）の内容

次に清朝の側から貢納者に与えられた烏林の内容はいかなるものだったのだろうか。それについて小市郎はカリヤシンから次のように聞いている。

### 一、満州より山丹え交易に持来候品

十徳 反物 木綿類品々 酒 煙草 きせる 玉 鍋 粟 稗 大豆 小豆 其外  
家財の品々、唐太運上屋のごとく何にても持来と云。[唐太雑記 1982: 616] (a)

また、林蔵が見たところでは上官夷に対する貢納の儀礼に際して与えられるものについて、「ハラタに與ふるものは錦一卷（原註：長七尋）カーシндаは純子のこときもの四尋、庶夷に至ては木綿四反（原註：下品）櫛、針、銷、袱（解説註：物を包む布片）、紅絹三尺許を下し與ふ」と述べている [東韃紀行 1969: 187]。

しかし、三姓の檔案に記載されている烏林の中身はもっと豊富である。それは康熙雍正年間から規定されており、清朝に認められた地位、つまり姓長 *hala i da*、郷長 *gašan da*、子弟 *deote juse*、白人 *bai niyalma* によって、与えるものの質、量が異なっていた。また、東北辺民の姓長、郷長らのもとへ嫁ぐ満州人、漢人の女性は薩爾罕

錐 sargan jui と呼ばれたが、彼女達にも特別な烏林が与えられた<sup>27)</sup>。

例えば、乾隆56年(1791年)にヘジェ(赫哲)、フィヤカ(費雅喀)、キレル(奇勒爾)、キャカラ(恰喀拉)などの東北辺民に与えられたとされる烏林の内容は次に示すとおりである[三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 30-32]。

薩爾罕錐の烏林一套：

女齊肩朝褂；彭緞1丈5尺(約4.8m)、白絹3丈(約9.6m)、棉花8両(約300g)

袍子；彭緞2丈(約6.4m)、白絹4丈(約12.8m)、妝緞1尺3寸(約42cm)、紅絹2尺5寸(約80cm)、棉花12両(約450g)

長棉襖；金黃絹1匹、白絹3丈(約9.6m)、棉花8両(約300g)

裙子；閃緞6尺(約1.9m)、紅青緞2尺5寸(約80cm)、緑絹2丈5尺(約8m)、毛青布2尺5寸(約80cm)、紅絹3丈6尺(約11.5m)、帶子1副

袴子；毛青布1匹(4丈約12.8m)、白布2丈(約6.4m)、棉花6両(約225g)、棉縫綫2錢(約7.5g)

付帶賞給；毛青布5匹(20丈約64m)、梳子2、篋子2、包頭2、針100、帶子2、綫5、鈕子12、每塊3尺(約96cm)の絹里子3塊、漆匣1、皮箱1。

(この年の薩爾罕錐10名、賞給した女齊肩朝褂10套)

姓長の烏林の一套：

無扇肩朝衣；鱗緞1匹(4丈約12.8m)、白絹4丈5尺(約14.4m)、妝緞1尺8寸(約58cm)、紅絹2尺5寸(約80cm)、家機布3尺1寸(約1m)、棉花12両(約450g)

長棉襖；毛青布1匹(4丈約12.8m)、白布2丈(約6.4m)、棉花8両(約300g)、棉縫綫2錢(約7.5g)

袴子；毛青布1匹(4丈約12.8m)、白布2丈(約6.4m)、棉花6両(約225g)、棉縫綫2錢(約7.5g)

帽、帶、靴、襪の代わりに給付される毛青布2匹(8丈約25.6m)

付帶賞給；毛青布4匹(16丈約51.2m)、梳子1、篋子1、包頭1、汗巾高麗布1丈(約3.2m)、每塊3尺の絹里子2塊、針30、帶子3、綫3、鈕

27) 朝貢にやってきたフルハ、ワルカらの東北辺民の有力者に旗人の子女を妻に娶らせることは太祖の時代から行なわれてきたが、乾隆時代にもたびたび行なわれた。しかし、実際には旗人の子女ではなく、広く市井から募集してそれに充てたという。

子8, 桐油匣子1。

(この年の姓長20名, 賞給した無扇肩朝衣20套)

郷長の烏林一套:

朝衣; 彭緞2丈3尺5寸(約7.5m), 白絹4丈5尺(約14.4m), 妝緞1尺8寸(約58cm), 紅絹2尺5寸(約80cm), 家機布3尺1寸(約1m), 棉花12両(約450g)

長棉襖; 毛青布1匹(4丈約12.8m), 白布2丈(約6.4m), 棉花8両(約300g), 棉縫綫2錢(約7.5g)

袴; 毛青布1匹(4丈約12.8m), 白布2丈(約6.4m), 棉花6両(約225g), 棉縫綫2錢(約7.5g)

帽, 帶, 靴, 襪の代わりに給付される毛青布2匹(8丈約25.6m)

付帶賞給; 毛青布3匹(12丈約38.4m), 梳子1, 篋子1, 包頭1, 汗巾高麗布1丈(約3.2m), 每塊3尺の絹里子2塊, 針30, 帶子3, 綫3, 鈕子8

(この年の郷長185名, 内5名は2年分をまとめて受ける。賞給された朝衣190套)

子弟の烏林一套:

緞袍; 彭緞2丈(約6.4m), 白絹4丈(約12.8m), 妝緞1尺3寸(約42cm), 紅絹2尺5寸(約80cm), 棉花12両(約450g)

長棉襖; 毛青布1匹(4丈約12.8m), 白布2丈(約6.4m), 棉花8両(約300g), 棉縫綫2錢(約7.5g)

袴; 毛青布1匹(4丈約12.8m), 白布2丈(約6.4m), 棉花6両(約225g), 棉縫綫2錢(約7.5g)

帽, 帶, 靴, 襪の代わりに給付される毛青布2匹(8丈約25.6m)

付帶賞給; 毛青布3匹(12丈約38.4m), 梳子1, 篋子1, 包頭1, 汗巾高麗布1丈(約3.2m), 每塊3尺の絹里子2塊, 針30, 帶子3, 綫3, 鈕子8

(この年の子弟は107名, 賞給した緞袍107套)

白人の烏林一套:

青布袍; 毛青布2匹(8丈約25.6m), 高麗布3丈5尺(約11.2m), 妝緞1尺3寸(約42cm), 紅絹2尺5寸(約80cm), 棉花12両(約450g), 棉縫綫2錢(約7.5g)

長棉襖；毛青布1匹（4丈約12.8m）、白布2丈（約6.4m）、棉花8両（約300g）、棉縫綫2銭（約7.5g）

袴子；毛青布1匹（4丈約12.8m）、白布2丈（約6.4m）、棉花6両（約225g）、棉縫綫2銭（約7.5g）

帽、帯、靴、襪の代わりに給付される毛青布2匹（8丈約25.6m）

付帯賞給；毛青布2匹（8丈約25.6m）、梳子1、篋子1、包頭1、汗巾高麗布5尺（約1.6m）、每塊3尺の絹里子2塊、針30、帯子3、綫3、鈕子8

（この年の白人2070名、内40名は2年分をまとめて受け取る。賞給された藍毛青布袍2110套）

\* 度量衡の換算については、『東洋史辞典』（京都大学文学部東洋史研究室編、東京創元社刊、1974年12版）巻末付録を用いた〔東洋史辞典 1974：895-898〕。一応清代の度量衡を「营造庫制」として、長さの単位では1尺を約32cm、1丈=10尺=100寸とし、重量では1斤を約600g（正確には597g）、1斤=16両=160銭とした。また、1匹は4丈として計算した。

以上の賞給される烏林の各々に若干の説明をつけ加えておくと、薩爾罕錐に与えられた「女齊肩朝褂」とは女性用の礼服のことで、その生地に使われる「彭緞」とは「緞子」の一種である。「袍子」とは外側に着る長い着物のことで、この場合は綿入れのようである。それに使われる「妝緞」とは文様の入った化粧緞子のことである。また、「長棉襖」というのも長い綿入りの上着である。「金黃綢」とは金糸を使った黄金色の絹織物のことである。「裙子」とはスカートまたは裳のことで、それに使われる「閃緞」というのは縦糸と横糸に異なる色の糸を使い、光沢があって、見る角度によって色に変化するような緞子である。袴に使われている「棉縫綫」とは綿糸のことである。その他付帯賞給されたものの中では「梳子」と「篋子」はともに櫛であり、「包頭」は頭巾またはスカーフの類、「帯子」はベルトや帯の類、「鈕子」はボタン、「絹里子」は裏地用の絹、そして、「漆匣」は漆塗の小箱である。

賞給される衣類の材料は地位に関わらず共通しているものが多いが、姓長 hala i da に与えられる「無扇肩朝衣」には「鱗緞」すなわち龍紋が描かれた緞子がふんだんに使われている。この朝衣が恐らく日本でもよく知られた「十徳」と呼ばれるアイヌや山丹人らの晴れ着のひとつであろう。清朝の中央政府では描かれる龍の爪の数が位に応じて異なる。有名なナヨロの「酋長」ヨーテイヌアイヌ（楊忠貞）は三爪の龍が描

かれた官服を着ていたといわれる[蝦夷草子 1972: 410]。彼は姓長 hala i da に任じられていた。しかし、そのような爪による地位の表現も清朝末期になると必ずしも守られなくなる。例えば、あとでもう一度触れるが、ウデへの有力者が保有していた龍紋の朝衣には五爪が描かれていた。

また、姓長にだけ「桐油匣子」つまり桐油を塗った小箱が与えられた。

その他、姓長、郷長、子弟、白人らに賞給されたものには帽子、靴、帯、さらに「襪」つまり一種の足袋または靴下に相当するもの、「汗巾」つまり手拭きを使う「高麗布」(朝鮮製であるところからこう呼ばれたのか)等がある。その中で、帽子は地位を表す重要なものであった。その形は満州官吏などの帽子と同じで、頂に赤い房と石の飾りをつける。その石の色によって、地位を表すのである。現在でもレニングラードの『人類学民族学博物館』には19世紀末期にナナイの姓長、郷長らに与えられたという帽子とその地位を表す石の飾りが収蔵されている。それらは円筒形の木の箱に入れられ、家宝として大切にされていたようである。ただし、檔案を見る限り、帽子、靴、帯、足袋の代わりに青色の毛織物(「毛青布」)が支給されるようになっている。

『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の「一、関領和頒賞烏林」には上記のような形式で朝衣を構成している材料まで細かく紹介しながら、乾隆8年(1743年)から同治12年(1873年)までに賞給された烏林の内訳と量が記載されている。

薩爾罕錐 sargan jui は毎年人数が変わるためこれをのぞくとして、もし、辺民体制が完成した乾隆15年(1750年)から清朝の実効支配が終わる1850年までの100年間に定額通りに烏林が渡されていたとすると、アムール川下流域へ流出した満州官吏の朝衣類の量は次のようになろう。

- (a) 姓長は定額で22名であるから、無扇肩朝衣は毎年22套配られることになり、100年で2,200套となる。
- (b) 郷長は定額で188名であるから、朝衣は毎年188套配られることになり、100年で18,800套となる。
- (c) 子弟は定額で107名であるから、緞袍は毎年107套配られることになり、100年で10,700套となる。
- (d) 白人は定額で2071名であるから、藍毛青布袍は毎年2071套配られることになり、100年で207,100套となる。

この数値は烏林として与えられた分だけであるため、公式、非公式の交易によるものを加えればもっと大きくなる(逆に1850年代以降はロシアの介入で朝貢も滞りがちとなるため、清側も烏林の処分に苦慮したことと思われる)。

中村小市郎がキジ在住のカリヤシンから聞いた奇集噶珊での朝貢の模様や、間宮林蔵がデレンで見聞したようすなどから判断すると、佐領などの上級官吏を相手に毛皮と烏林のやりとりをしていたのは姓長、郷長クラスの人々だけで、子弟、白人などは下役との間で適当に交換していたようである。また、三姓での穿官では実際に帳簿通りの毛皮貢納と烏林賞給がなされていたかもしれないが、出張所では帳簿通りに人が集まり、その通りに烏林が賞給されていたわけではなかった。というのは、サハリンのアイヌの場合は明らかに、貢納を命じられた者が毎年全員出張所に向向しているわけではないからである。

烏林の賞給方法は原則的に3年以上欠貢すると前年分と当年分以外の烏林は賞給されないことになっている（大学士傅恒の上奏文による〔三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 462〕）。しかし、帳簿上は一応定額の数だけ毛皮が集まり、烏林を賞給したことになっている。それは恐らく、欠貢者の烏林を使って臨機応変に毛皮を買い集め、帳尻を合わせていたからであろう<sup>28)</sup>。したがって、上で仮定しただけの烏林がすべてアムール川下流域住民の手に渡ったかどうかは確かではないが、いずれにせよ18世紀中期から19世紀中期までの間に膨大な量の繊維製品、金属製品が当該地域に流入したことになる。

アムール川下流域とサハリンの住民の物質生活を支えていたのはそれらの中国、満州からの物資であったといっても過言ではない。また、我国で「サンタン」、「スメレンクル」等と呼ばれたアムール川最下流域の住民が中心となって18世紀後期を絶頂期に活発に行なわれたいわゆる「山丹交易」もこのような清朝から流入した豊富な物資が基礎になっていたのである。

ところで、100年の間に2,000套以上流入した姓長の無扇肩朝衣と郷長と子弟に渡された30,000套近い朝衣は現在当のアムール川下流域にはほとんど残っていない。それには大きく分けて3つの理由が考えられる。

まず第1の理由は裁断されて個々の端切れとして様々な衣類に使われてしまったことが挙げられる。当該地域の人々にとって龍の文様の入った錦は貴重な布製品であり、衣類装飾の材料でもある。一着の服として使えなくなっても端切れとして何度も使用

28) 『三姓副都統衙門満文檔案訳編』記載の檔案ではアムール川下流域の大部分がロシア領となってしまう1860年以降も定額通りの数の毛皮を収買したことになっているが、それは不自然である。烏林を売却して毛皮購入に充て、帳尻を合わせていたとしか考えられない。欠貢者の烏林で毛皮を購入する事例は従来からある。例えば、道光5年（1825年）5月4日付の第74号檔案によれば、その前年道光4年（1824年）にアムール川下流域で天然痘が流行し、半数近くの貢納民が来貢できなかったために、臨時の措置として頒賞できなかった烏林750套を売って銀1500両に替え、それで毛皮750枚を購入したとある〔三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 204-205; 松浦 1987: 38〕。

した。彼らはそれを布製，毛皮製，魚皮製の衣類に装飾として盛んに用いたのである。それらで装飾された衣類は現在でもまだ使用されている可能性がある。

第2の理由は，山丹交易によってサハリン，北海道のアイヌそして日本に流出してしまったことである。姓長，郷長らに与えられた満州官吏の朝衣は北海道のアイヌの有力者にとっても自らの地位を誇示する格好の印であり，また日本では「蝦夷錦」，「山丹錦」などと呼ばれて，大名や江戸の町民の間にまで人気があった。江戸時代の幕府派遣の調査官達の報告にしばしば登場する「十徳」なる着物は姓長に与えられた龍紋入りの「無扇肩朝衣」である。現在は北海道でも完全な姿で保存されてきた朝衣はきわめて少なく，江戸まで来るものもそのほとんどは既に端切れとなって，紙入れなどに使用されていたようである。

最上徳内が『蝦夷草子後編』において，「蝦夷錦は美しきものなりとて，紙入に拵ひ，青玉を風鎖にいたし，愛玩すれども，願れば蝦夷の身を異國へ賣りたる代金なり」といって，サハリン・アイヌらが負債のために大陸へ連れ去られるのを嘆いているが，蝦夷錦で作った紙入れや，青玉（青いガラスの玉，「唐太玉」，「虫の巢」などとも呼ばれた）は江戸などでも相当の評判だったようである。徳内はアイヌらの負債の蓄積の原因は当時（寛政年間すなわち18世紀末期）松前藩がアイヌらに対して強要した「ラムシャ」にあるとして，これを糾弾している [蝦夷草子後編 1972: 462-463]。

なお，大陸のサンタン，スメレンクルらの独壇場となっていたサハリンにおける交易を統制したのが有名な松田伝十郎である。彼はサハリン・アイヌを招撫するために旧来のサンタン人らに対する負債の大部分を幕府の費用で返済し（サハリン南端の交易場である白主へサンタン人らを集め，幕府の費用で買い上げたサハリン，北海道の貂皮でもって彼らに返済した），さらに無統制であった山丹品と毛皮との交換比率すなわち価格を規制した。満州からもたらされる布地，衣服については以下のように定めている。価格はサハリン産の黒貂を基準とするが，それでも皮類の品質に応じて交換比率を適宜変えることにしたようである [北夷談 1972: 219-225]。

紺地龍形二丈物（1本）	貂皮30枚位
紺地牡丹形二丈物（1本）	貂皮25枚位
赤地龍形二丈物（1本）	貂皮30枚位
赤地牡丹形二丈物（1本）	貂皮25枚位
花色龍形二丈物（1本）	貂皮27枚位
飛色龍形二丈物（1本）	貂皮30枚位
龍形十徳（1枚）	貂皮40枚位新旧による

革十徳（1枚）	貂皮10枚位品質による
緞子（1枚）	貂皮9枚位新旧による
唐木綿（1反）	貂皮2枚

（註：「二丈物」とは長さ約 6.67 m の反物をいう）

当時伝十郎が定めた日本側産品の価格では米 8 升が貂皮 4 枚、つまり貂皮 1 枚で米 2 升買え、酒 1 升が貂皮 1 枚で買えるようになっていたことから、現地の価格を米に換算すると、例えば、紺地龍形二丈物は米 60 升、龍形十徳は米 80 升程の値になる。当然江戸ではそれをはるかに上回る値で取り引きされたことであろう。

そして現在満州朝衣が当のアムール川下流域に残されていない第 3 の理由は、それを持っていった人が死ぬとともに、副葬品としてその人の墓地に埋葬されてしまったということである。やはりアムール川下流域の住民の間でも姓長、郷長に与えられる朝衣はきわめて貴重であり、ステイタス・シンボル *status symbol* だったのである。

例えば、レニングラードの『人類学民族学博物館』にはウデへの古い墓地から発掘された紺地に五爪龍紋の入った姓長の朝衣(標本番号 1917-14)、茶色と紺の綿入れ(標本番号 1917-15 と 1917-19) が収蔵されている。それらはいずれも半分に分断され、左右どちらかの袖、または半身がないが、それはウデへに特有の副葬方法によるといわれる。つまり、衣類を副葬品にするときには半分を棺に収め、もう半分はしばらく家に保存し、弔い上げの時に焼いて天に送る。この副葬方法はアムール川下流域の住民の中でもウデへだけに見られる特異な方法であるという<sup>29)</sup>。

## 6) 朝貢者に支給された食糧

朝貢のために三姓または出張所まで出向いた者に与えられるのは烏林だけではない。滞在中の食糧も支給される。その伝統は既に前項でも触れたように、太宗時代の辺民制度から続くものである。

『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の「三、供應貢貂人口糧等」には来貢した住民に支給された滞在中ないしは旅行中の食糧の数量を記した檔案類が載せられている。それによれば、例えば、その中で比較的完全な檔案が残っている嘉慶 8 年（1803 年）の檔案（第 105 号檔案）によれば、その時三姓に来貢した「赫哲費雅喀」（大陸側の辺民）に支給された米、酒その他の支給総額は次の通りである。この年に食糧支給の対象と

29) このウデへの副葬品に関する情報はスモリャーク A. V. Smolyak から直接口頭で得たものである。



なったのは薩爾罕錐4人，姓長16人（内2年分まとめての者が4人），郷長170人（内2年分まとめての者が15人），子弟105人（内2年分まとめての者が15人），白人1679人（内2年分まとめての者が360人）の計1974人であった〔三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 361〕。

米：98石2斗7升2合（約10.2 *kl*）

\* 1人当り1日8合3勺（約860 cc）で5日分

餅粟：49石1斗3升6合（約5.09 *kl*）

酒：277石5斗3升6合（約28.75 *kl*）

\* 1斗7升7合（18.3 *l*）の瓶1568個

接風酒（接待用の酒）：41石7斗7升2合（約4.32 *kl*）

\* 1斗7升7合（18.3 *l*）の瓶236個

米（4回の宴会用）：98石2斗7升2合（10.18 *kl*）

揚げ菓子用の小麦：98石2斗7升2合（10.18 *kl*）

酒（宴会用）：167石6斗1升9合（17.37 *kl*）

\* 1斗7升7合（18.3 *l*）の瓶947個

来貢者にはさらに往復の旅程に必要な食糧も支給される。その量は彼らの居住地の三姓からの遠近によって規定されている。同じく嘉慶8年（1803年）の檔案では次のように支給された〔三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 361-362〕。

a) 葛依克勒，額叶爾古，富斯哈喇の3氏族278名：

26石6斗1升5合2勺（2.76 *kl*） \* 1人当り8升2合4勺（8.54 *l*）

b) 必勒達奇哩，賀齊克哩，烏扎拉，扎克蘇嚕，必喇勒，哲勒圖哩，圖勒都笏嚕，烏定克，瑚定克，霍勉，揣果爾，卓勒霍羅，圖墨里爾，嘎奇拉，奇勒爾の15姓1018名：

132石2斗3升2合1勺（13.70 *kl*） \* 1人当り1斗1勺（10.37 *l*）

c) 賽瑪爾，柴塞拉，部爾哈勒，奇津，哈勒滾の5姓113名：

15石4斗4升7合（1.60 *kl*） \* 1人当り1斗3升5合5勺（10.73 *l*）

d) 烏迪爾，瓏奇爾，阿雅瑪喀，謨克托喜，托羅謨科，烏德恩の6姓44名：

8石3斗7合2勺（0.86 *kl*） \* 1人当り1斗8升8合8勺（19.56 *l*）

e) 費雅喀，庫頁，鄂倫春，特墨音，喀迪叶，瓦嚕勒，克頻，多波農郭，鄂岳洛，通武楚勒，索木尼音，典産，楚沃尼，楚克齊賀哩，侯沃提，笏特，用粘密，黑

古勒，普尼雅琿，頒集爾罕，恰喀喇の21姓521名：

200石3斗6升4合 (20.76 kl) \* 1人当り3斗5升4合 (36.67 l)

また，サハリンの「庫頁費雅喀」に対しては奇集噶珊に於て次のような量の食糧が支給されている [三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 362]。その時の支給対象者は，姓長6名，郷長18名，子弟2名，白人122名であった。

米：2石4斗5升6合8勺 (254.5 l) \* 1人1日当り8合3勺 (860 cc) で2日分  
宴会用の酒：42瓶

路米：

f) 耨德，雅丹，舒隆武嚕の3姓109名：

13石5斗7升5勺 (1406 l) \* 1人1日当り8合3勺 (860 cc) で15日分

g) 都瓦哈，綽敏，陶の3姓39名：

3石2斗3升7合 (335.4 l) \* 1人1日当り8合3勺 (860 cc) で10日分

\* 度量衡の換算については1升=約1.036 l，1石=10升，1升=10合，1合=10勺とした。

給付される米については姓長，郷長などの地位による差はなく，滞在中の分でも路米でも1人当り1日8合3勺(約860cc)と規定されていた。したがって，遠方からの来貢者には日数がかかることから，それだけ多くの米が支給されたわけである。また，大量の酒，宴会用の米などが用意されているところを見ると，やはり，三姓でも出張先でも来貢者に対して歓迎と慰労の宴会が開かれた。「四次筵宴用米」とあるところを見ると，規定では招宴を4回行なうことになっていたようである。それも順治時代以来の伝統である（前節で触れたように，順治10年1653年にフルハの庫力甘額夫に率いられて来貢した「使狗地方」の哈塔らは寧古塔からさらに北京まで案内され，そこで4度にわたって，賜宴を受けている [清代中俄関係檔案史料選編 1981: 4]）。

滞在日数については三姓で貢納するものには5日，キジの出張所に来貢のものには2日分と規定されているが，林蔵のデレンでの実見ではだいたい5～6日は滞留していたという。路米として支給される旅程の糧抹は1人1日分をやはり8合3勺(約860cc)として，距離に応じて支給されているが，サハリンの住民である「庫頁費雅喀」への支給日数は林蔵の旅程から考えて妥当な数字である。林蔵の旅では大陸への渡口であるラツカの崎で5日間足止めされているが，6月26日にノテトを出航して7月

7日にキジに着き、デレンに到着したのは7月11日である。したがって、デレンへは16日、キジへは12日で到着している。もし天候が許されれば、ノテトからキジへならば1週間で到着する。しかし、サハリンも広いことであるので、そのどの辺りに住むかということで、g) と f) の規定日数の差がつくのである。

烏林の場合と同じように、これだけの食糧が毎年すべて来貢者の手に渡ったかどうかは定かではないが、もし同じように1750年から1850年の100年にわたって、定額通りに支給されていたとすれば、これまた膨大な量の米、酒がアムール川下流域とサハリンに流入したことになる。また、檔案類には記録がないが、恐らく供宴用に豚、鶏等も持ち込まれているだろう。林蔵も述べるように酒や米、粟などの穀類などは彼らにとっては大変な貴重品であり、来客時や祭りの時以外にはあまり使われなかった<sup>30)</sup>。しかし、これだけの量が流入しているとすれば、19世紀中期までにそれらは朝貢、交易活動に従事したアムール川下流域とサハリンの住民には完全に根付いていたことは十分考えられる。ナナイらにおいて農耕と豚飼育が古くより定着していたことを考え合わせると、彼らの食糧の基本は魚であったとしても穀類、飼育家畜の肉が彼らの食文化に占める比率は決して低くはなかった。

## 7) 物質文化面での辺民制度の影響

本稿で扱っているアムール川下流域、沿海州、サハリンという地域の住民はその経済的基盤を漁撈と狩猟に置いていたとはいえ、決して自給自足的な閉鎖的な経済生活を送っていたわけではなかった。それが外部の者から「朝貢」と規定されようが、「交易」と規定されようが、彼らは中国、日本という国家と物資の交換を行ない、自分達の土地や技術では作れないものを豊富に手に入れていた。つまり、彼らからは特産品である毛皮、鷲や鷹の尾羽、海産物等が中国、満州、日本にもたらされ、逆に外からは布類、衣類、鍋、釜、刃物、針などの鉄製品、陶器、穀類、野菜、豚、鶏などの農産物、塩、酒などの食糧、ガラス玉などの装飾品などが彼らのもとへ入っていったのである。しかも彼らは単に自らの需要を満たすだけでなく、それをさらに中国製品は日本へ、日本製品は中国へ運ぶことによって利益を得ていた。林蔵らが描くサンタン、サハリン・アイヌらの姓長 *hala i da*、郷長 *gašan da* 等の有力者の人となり、生活水準は決して低いものではない<sup>31)</sup>。

30) 「サンタン人」が林蔵に米飯を出して好意を表したことについては【東鞆紀行 1969: 194】を、「スメレンクル」の客のもてなし方については【北蝦夷圖説 1972: 355-357】をそれぞれ参照のこと。

31) 山丹交易における物資の流れの詳細については末松保和、高倉新一郎らの論考があるのでそ

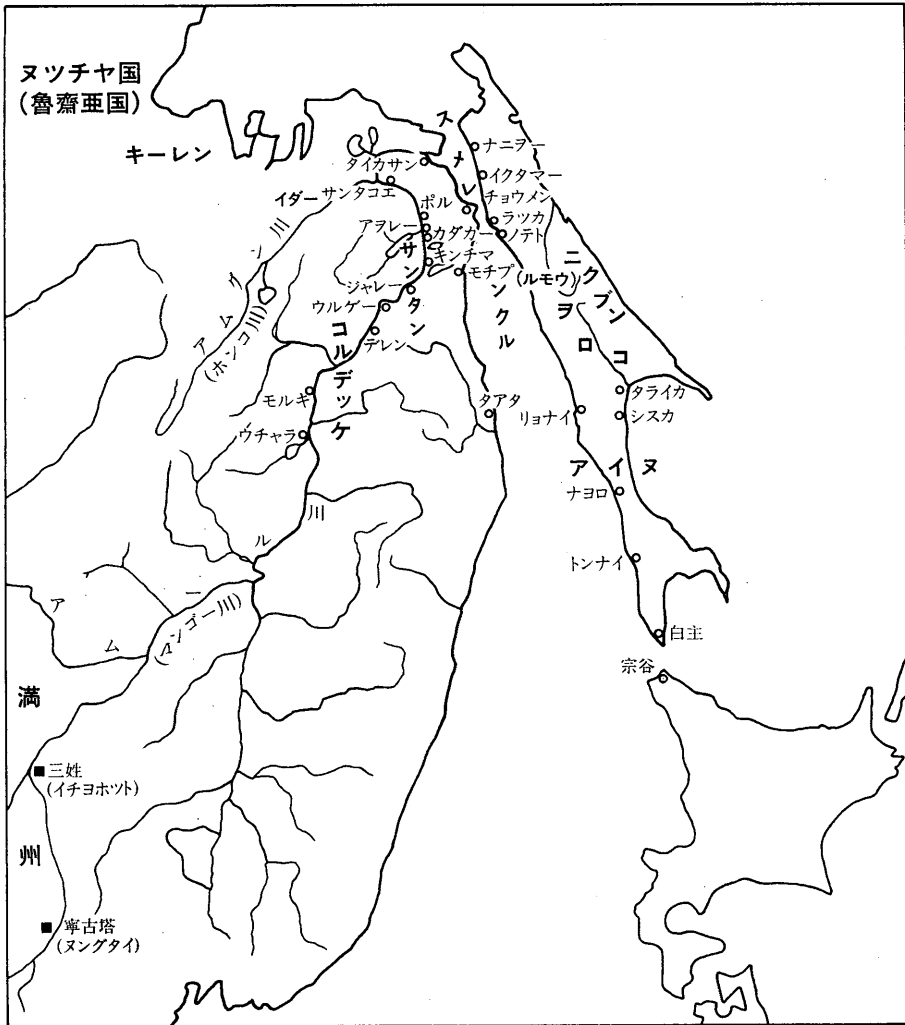


図6 18世紀末～19世紀初頭における住民構成と分布（『唐大雑記』、『東鞆紀行』による）

これに委ねることとするが [末松 1928; 高倉 1939] (そのほか「文献」を参照のこと), 当該地域の産物で最も日本で需要が高かったのは鷲や鷹の尾羽であった。それは主に弓の矢羽に使用される。マークがアムール川流域で鷲などを飼育するのを目撃しているが [マーク 1972: 198, 213], それは信仰のためだけでなく, 日本や満州へ尾羽を供給するためでもあった。逆に日本からこの地域へ送られたのは主に鍋, 釜などの鉄製品, 陶磁器, 漆器の器などである。例えば, シュテルンベルグ L. Ya. Shternberg は1910年のアムン川における資料収集において, ネギダールのもとで日本製の茶碗を採集している (標本番号 1763-117) [OFMAE 1763-21]。それは明治以降になってロシア人経由でもたらされたものかもしれないが, ネギダールがそのようなものを保持していたということは, アムール川の支流の奥でも日本製の陶器などを使うことが定着していたことを表している。サンタン交易関係の地名, 住民名については図6を参照。

表3 地域別毛布収貢状況（乾隆56年～同治12年）

西 歴	年 号	三姓	アムール 1	アムール 2	アムール 3	烏蘇里江	収貢小計	交易	計
1791年	乾隆56年	1714	0	623	0	90	2427	246	2673
1794年	乾隆59年	1713	0	623	0	0	2336	246	2582
1803年	嘉慶8年	1193	604	625	0	90	2512	246	2758
1804年	嘉慶9年	940	597	625	0	0	2162	246	2408
1825年	道光5年	729	997	627	0	90	2443	246	2689
1841年	道光21年	453	800	627	473	90	2443	246	2689
1845年	道光25年	450	800	627	470	91	2438	246	2684
1857年	咸豐7年	77	900	627	749	90	2443	246	2689
1866年	同治5年	574	652	627	500	90	2443	246	2689
1867年	同治6年	598	565	627	563	90	2443	246	2689
1873年	同治12年	576	600	627	550	90	2443	246	2689

（『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』による）

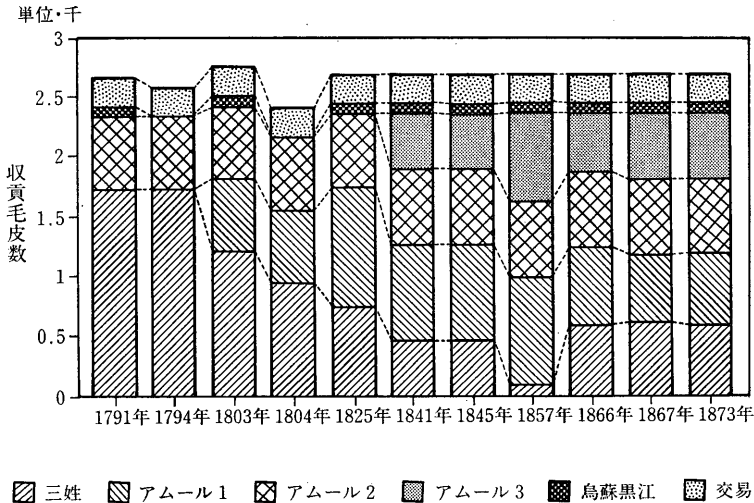


図7 地域別毛皮収貢状況付図

註：

「三姓」：三姓に向向してきた辺民から収納した毛皮を指す。その主な対象は赫哲と奇勒爾である。

「アムール1」：嘉慶年間から三姓に向向く辺民の数が減ったためキジ湖までの住民に対して官吏を派遣して収納した分である。したがってその対象とされる辺民はやはり赫哲と奇勒爾である。

「アムール2」：奇集噶珊 Kiji gašan に官吏を派遣して収納した毛皮。対象とされたのは赫哲，費雅略，庫頁等である。官吏の出張先は19世紀初頭よりアレン，モルキの対岸などに後退する。

「アムール3」：1830年代よりさらに辺民の出向状況が悪化したために積極的に官吏を派遣して収貢した分。対象はカルン界（統治対象の地域の限界）より外の赫哲，奇勒爾を対象としたというが、「アムール1」の派遣先とどのように違うのかは不明。

「烏蘇里江」：烏蘇里江右岸のニマン川方面へ官吏を派遣して収集した分。この方面へは2年に一度官吏を派遣することになっていたため，住民は2年分まとめて払うことになった。対象は恰喀拉姓 (Kiyakala hala)，頒集爾罕姓 (Banjiran hala) の45戸。

「交易」：これは一応交易によって得た分とされるが，毎年同じ額の毛皮が収集されているところを見ると，交易といっても形式的なものだったようである。

清朝のアムール川下流域と沿海州、サハリンの住民に対する統治は法的には1858年のアイグン条約と1860年の北京条約によって終焉する。その時をもって松花江流域と烏蘇里江左岸流域をのぞく当該地域はすべてロシア領となるからである。しかし、アムール川下流域の住民がその後も新しい国境に関わりなく、清朝に朝貢を続け、また清朝もそれを要求して貢納者には烏林を賞与していた節がある。そして、そのような状態はだいたい今世紀初頭まで続く。

その証拠は2つある。ひとつは『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の「二、收納和解送貢貂」所収の檔案到北京条約よりも後の時期の同治年間、光緒年間の毛皮貢納に関する書類があることである。もとより従来の朝貢という形式を踏んで来るものは少なかったであろうが、少なくとも同治時代までは乾隆15年（1750年）に定めた数の毛皮を集め、烏林を消費しているように書類はできている（例えば、同治12年1873年12月19日付の第91号檔案）。また、毛皮収貢状況の変化を見ると、咸豊初年（1851年）までは三姓に直接来貢する者の数が減っているが、同治時代に入ると逆に増え、ある程度一定する。しかし、1860年以降の毛皮収貢状況は新しい国境の外で烏林を使って事実上買い集めるような場合が多かったようである（表3と図7を参照）。

もうひとつの証拠は序節でも触れたレニングラードの『人類学民族学博物館』に保管されている光緒年間に発行された郷長 *gašan da* の任命書である。その内容の詳細は拙稿「レニングラードの人類学民族学博物館所蔵の満州文書」（畑中幸子・原山煌編『東北アジアの歴史と社会』名古屋大学出版会1991年刊行予定）で紹介しておいたが、全部で4通あり、いずれも光緒元年（1875年）から20年（1894年）までの間に発行されたものである。ひとつはトレーシング・ペーパーによるコピーであるが、他は現物である。収集者はリプスキー A. N. Lipskii で、1937年から38年にかけて行ったナナイの居住地での資料収集において発見された。それらはいずれも任命書に記載された郷長の子供、配偶者などの近親者が青い絹にくるんで大切に保管しており、家宝のようなものであったと思われる。このことは今世紀初頭ぐらまでナナイの間には清朝の権威が効力を持っていたことを表している。

しかし、やはり清朝の影響力は1850年代を境にして急速に衰え、満州中国方面からの物資は減り、ロシアからの物資が急増する。しかし、今世紀初頭まではロシアもこの地域の従来の住民を有効に統治できてはいない。ロシアの統治はロシア人による植民に主眼がおかれ、古くからいる住民に対する配慮が欠けていたからである。

この地域の物質文化はシベリアなどの他の北方地域に較べて恵まれていた。従来その豊かさを支えていたのは豊富な漁撈、狩猟資源であるとされてきたが、実際はそれ

だけではなかった。中国、満州、日本、朝鮮といった国家が近くにあり、それらと活発に交流していたことも不可欠な要因だったのである。その豊かな物質文化は清朝の衰退、ロシアの進出とともに急速に衰えていくが、その原因は清朝官吏の腐敗、漢人商人の搾取、ロシア人の入植とそれともなう漁場、猟場の縮小、疫病の流行による人口減少だけではない。近代国家の国境の概念によって、ロシアと清、ロシアと日本の間に国境が制定され、満州とサハリン、北海道の間を繋ぐ交易路が絶たれたことも決定的な要因だったのである。

国境の策定まではアムール川下流域の住民にとって物資の流れは満州から日本へ、日本から満州へと物資が自由に往来する両端が開いた道であった。しかし、その後はロシア、中国、日本からの交易路はそれぞれサハリンまたは北海道まで、松花江下流までの袋小路へと変わってしまった。

19世紀末期から長期的な本格的野外調査を行なったシュテルンベルグ L. Ya. Shternberg やアルセニエフ V. K. Arsen'ev, ピウスツキ B. Piłsudski らが描くアムール川下流域とサハリンの住民は常に貧しさと同居している。それはその時が交易路の転換期に当たり、新しい道が十分整備されていなかったからである。そのために物資の流れが滞り、さらに住民がロシアとの交流に戸惑いを見せていたのである。

以上のように、清朝支配下における朝貢と交易活動は物質文化の面でアムール川下流域とサハリンの住民に大きな影響を与えていたことが判明した。このような物質面での影響、いいかえれば経済的な側面からの影響は当然当該地域の住民の社会構造にも関わってくる。毛皮を貢納したことに対する恩賞は清朝側で与えた地位に応じて差があり、それが経済的格差を生むとともに、新しい社会階層を形成、固定化させることにもなる。そして、それはまた清朝が辺民制度を維持するために設定した社会装置の一部にもなる。次節では東北辺民制度を支えた社会装置が住民の社会にどのように影響し、それがまた彼らのエスニシティとどのように関わっていたのかについて論じていこう。

### 第3節 東北辺民制度下における氏族と集落の機能

#### 1) 清朝が規定した辺民の社会組織

清朝がアムール川下流域とサハリンの住民に対する統治機構として作り上げた「辺民制度」の社会的な基盤は満州語で *hala*、漢語で「姓」と呼ばれる父系氏族と満州語

で *gašan*, 漢語で「郷」(または「屯」)と呼ばれる集落にあった。辺民を氏族と集落単位で把握し、支配する方法は太宗時代から一貫している。本節ではその辺民支配に利用された氏族 *hala* と集落 *gašan* の実態がどのようなものだったかを明らかにしながら、清朝支配の社会的な意義、影響を考察する。

辺民制度が完成し、それが十分機能していた18世紀中期から後期当時のアムール川下流域とサハリン、沿海州の住民を統治する装置として規定された氏族 *hala* と集落 *gašan* の属性、機能について直接言及した史料はほとんどない。したがって、それに関しては19世紀中期以降の民族誌に残された当該地域の住民の社会組織に関する記述から類推するしかない。

清朝がアムール川下流域、沿海州、サハリンの住民を「辺民」として統治するために氏族と集落を利用したのは、満州人自身が持っていた社会組織との類似または共通性を見いだしたからであると考えられる。古来より、現在の満州(現中国東北部)から当該地域にかけての住民の社会には満州語の *hala*, *gašan* に近い名称と呼ばれ、かつその性格、機能が類似した組織があった。現在でもそれに類する言葉は当該地域の住民には残され、例えば、ナナイ語では *xala*, *gasyan*, ウリチ語では *hala*, *gasa/gasan*, オロチ語では *xala*, *gasa/gassa*, ウデヘ語で *xa*, ネギダール語で *xala*, *gasin*, ウイルタ語で *xala/halla*, *gasa/gassa* などという [SSTMYa 1975: 143, 459]。

また、機能・属性は異なるが、ニヴフにも類似の呼称を持った父系出自集団があり、*kxal* という。

清朝は東北辺民の社会組織を満州人の社会組織と同様に設定し、同様に行政組織の末端に組み込んで利用したと考えられることから、満州人の氏族 *hala*, 集落 *gašan* の性格、機能は辺民のそれにも反映している。また、18世紀中後期当時の辺民の代表的存在であった烏蘇里江河口からキジ湖まで広がっていた「赫哲」と呼ばれた住民の大部分は現在のアムール・ナナイの祖先であることから、アムール・ナナイの社会にも辺民社会の名残が根強く反映しているはずである。したがって、その両者を基礎にして辺民社会の氏族 *hala* と集落 *gašan* の性格と機能を推定することにしよう。

## 2) 辺民氏族 *hala* の属性と機能

まず、氏族(姓) *hala* の基本性格は、満州人の氏族 *hala-mokun* (以下で触れるが満州人の出自集団に対するこの呼称はシロコゴロフ S. M. Shirokogorov の命名である [シロコゴロフ 1967: 23]) やナナイの氏族 *xala* から考えて、人類学で術語として使用される「氏族」*clan* に近いものであると推察できる。



例えば、満州の氏族 *hala-mokun* についてシロコゴロフは、「満州族の氏族は、一人の男性祖先からのそして男性祖先を通して共通出自の意識によって結合され、そしてまた共通の氏族諸神霊を有し且つ一連の禁忌——その主なるものは一氏族の成員間の婚姻の禁止、すなわち族外婚である——を認めるところの、血縁関係の承認によって結合されている、人々の一集団」であると定義している〔シロコゴロフ 1967: 21〕。また、1940年代、50年代にナナイの間で調査をしたセム Yu. A. Sem はナナイの氏族 *xala* を父系の祖先と特定の精霊を共有し、氏族外婚を厳守し、特定の地域を占有し、氏族の漁場、猟場、埋葬場を持ち、経済的にも一体性のある集団であるとして扱っている〔SEM 1959: 12-14〕<sup>32)</sup>。

セムの主張の内、漁場、猟場の所有、経済的一体性については疑問が投げかけられているが（例えば、〔SMOLYAK 1975: 154-168〕）、そのほかについては満州の氏族とも一致する。したがって、父系の祖先を共有し、共通の精霊を持ち、氏族外婚を遵守するという点は18世紀の辺民の氏族 *hala* にとっても基本的な属性または建前だったと思われる。

満州の場合、氏族は *hala* と *mokun* という2段階の組織になっている。*mokun* は *hala* の下位組織であり、本来 *hala* が持っていた機能のすべてを代行する。しかし、*hala* に固有の名称があるのに対して *mokun* にはそれがなく、親集団である *hala* の名称を使用する。事実上満州の氏族制度の中で社会組織として機能しているのは *mokun* であるが、*mokun* は *hala* を離れては存在し得ない。シロコゴロフはその点を考慮して満州人の氏族体制を *hala-mokun* 体制とするのが的確な表現であると述べているのである〔シロコゴロフ 1967: 22-23〕。

満州の *hala* が *mokun* に機能を譲った理由は、シロコゴロフによれば、清朝が中国を支配することになった結果、*hala* の成員が中国全土に拡散したためであるという。成員が中国各地に拡散した結果、氏族総会は *hala* 単位では開催できなくなり、その他氏族の属性としてあった諸機能も *hala* 単位では果たせなくなった。そこで、*hala* の中でも比較的近所に居住する者どうしが氏族会を開き、諸事を処理することになり、氏族の組織としての実態と機能はその小集団が代行するようになる。それが *mokun* と

32) セムは彼が調査したナナイの氏族の属性を端的に表す次のような格言を紹介している。

- 1) 《*em taba*》(ひとつの火)
- 2) 《*em dyurin*》(一人の守護者)
- 3) 《*medola asi naiba achasi*》(互いに結婚するなかれ)
- 4) 《*em xumun*》(ひとつの墓地)
- 5) 《*em xalada em gasyanda*》(一人の姓長、一人の郷長)
- 6) 《*em baitadu gese iligei*》(法廷にはともに立つ)

いうわけである。したがって、*mokun* とは *hala* の地域的下位集団と規定することができる<sup>33)</sup>。

セムと凌純声によれば、ナナイにも *mokun* と呼ばれる下位集団があったことが知られている [SEM 1959: 19; 凌純声 1934: 225]。ただ、両者ともナナイの氏族 *xala* の中の内部組織で、人口が増加したことによって、分裂したものと定義するだけで、シロコゴロフの述べるように詳しい規定はしていない。セムは *xala* 内部の父系リネージ(彼の言葉では *patronimiya* という)であると述べているが、果してそれが系譜関係が明らかな父系出自集団であるかどうかについては触れられていない。ナナイの氏族にも *Bel'dai* (*Bel'dy*) のような大きな氏族の中には互いに婚姻関係を結ぶことができる下位集団があったことを考えると [SMOLYAK 1975: 118], *mokun* という名称が使われたかどうかを別にして、ナナイにもやはり *xala* の下に地理的に近接する成員どうしで結成され、実際にその機能を代行する下位組織があったことは事実のようである。そして、そのことはまた、辺民の氏族にもそのような内部組織または下位集団を中に含むものがあったことを示唆している。

満州氏族ではまた、各成員はその全成員の親族関係を熟知することが義務づけられていたために、「氏族簿」*clan book*、「氏族譜」*clan list* が作成、保管されていた [シロコゴロフ 1967: 21]。これは氏族の中では成員の親族関係を示す資料となるが、清朝の行政側としては一種の戸籍にもなる。

ナナイなどアムール川下流域や沿海州、サハリンの住民には基本的に文字がなかったために、満州のような文書化された「氏族簿」、「氏族譜」についての記録はない。18世紀の辺民達にもそのような文書化された氏族の成員に関する帳簿、または系譜などはなかったと考えられる。したがって、成員間の系譜的なつながりは人々の記憶に頼らざるを得ず、移動などによって成員が広い範囲に分散するようになれば、氏族名は保たれるが、各地の同名の氏族の成員が系譜的にどのようにつながるのかがわからなくなり、互いに親族であるという証拠はなくなったと思われる。しかし、それでも清朝が辺民を氏族(姓) *hala* と集落(郷) *gašan* ごとに把握することにしたのは、両者を戸籍または納税者台帳の基礎区分として利用する事が最大の目的だったのだろう。

33) シロコゴロフは概念として *clan* と *lineage* の区別をしておらず、満州の *hala-mokun* をすべて *clan* として扱っている。しかし、以下に指摘するように、*mokun* の成員は互いの親族関係を熟知する義務があり、そのために全男子成員を記した「氏族簿」*clan book*、「氏族譜」*clan list* を作成、保存することから、系譜関係は原則として明らかである。したがって、現在の概念からいえば *mokun* は *lineage* であるといえる。「氏族譜」*clan list* の存在についてはシロコゴロフ自身も目撃しているが、『満州族の社会構成』を翻訳した大間知篤三が間近に確認している [シロコゴロフ 1967: 92]。

19世紀中期から今世紀初頭にかけて民族学者の調査が行なわれた時代の満州、ナナイに共通に見られた氏族のその他の属性には次のようなものが認められる。

- a) 氏族内の最高の議決機関として定期的（原則的には年1回）に全成員からなる総会が開かれること。
- b) 氏族の秩序を守り、氏族が規定する様々な道徳、規則を徹底させるために必ず首長 (*hala da/xala da* または *mokun da*) がいること。
- c) 外婚単位であること。
- d) 司法権の自治を認められていること。
- e) 成員の身体、財産、地位、名誉を守るための装置を持つこと。

a) の氏族総会は満州人の場合普通年に1回、少なくとも3年に1回の割合で開かれる。会は男女別に行なわれ、男性の集会に女性が参加できないのと同様に、女性の集会にも首長をのぞいて男性は出席できない。集会では一日目に *hala-mokun* の祖先と諸神霊に対して供犠祭礼が行なわれ、二日目に首長である *mokun da* の選出と重要案件の討議が行なわれる。そして、三日目に女性の集会が開かれる。

女性の集会についての記録はないが、状況はナナイでも同じである。

19世紀末期から今世紀初頭にかけてアムール・ナナイを調査したロパーチン I. A. Lopatin によれば、ナナイの氏族会は毎年秋に、その氏族の成員が最も多く住んでいる村か、氏族の長老がいる村、または最も年輩のシャーマンがいる村で行なわれる [LOPATIN 1922: 186]。その集会で最も重要な行事が氏族の守護霊達に対する儀礼で、*ochixe uileori* と呼ばれる。その儀礼の中心は氏族の神々に犠牲を捧げ、氏族の繁栄を祈ることにある。この儀礼または祭典には男子しか参加できない。ロパーチンの説明では、女子は他氏族から婚入した妻達か将来他氏族へ婚出する娘達であり、現在その氏族の成員権を持たないか、または将来失う者であるからだという。したがって、女子はまた犠牲として捧げられた豚の肉を食べることもできない。

ロパーチンが観察した *ochixe uileori* は次のように進められたという [LOPATIN 1922: 186]。

第一日目は夜に犠牲を捧げるための準備が行なわれる。そこではシャーマンが歌を歌い、神々に犠牲を受け取るよう懇願する。参加者は歌に合わせて太鼓やがらがら音がする帯を身につけて踊る。翌朝シャーマンは太鼓を持って氏族の木に近づく。その木の下には氏族と血縁関係にあると信じられている神々の像が安置され、そこが犠牲を捧げる場所になる。シャーマンは列の先頭にたつてその木に近づき、歌い、踊り、

群衆はそこにひざまずく。シャーマンが神々の犠牲を受け入れる準備が整ったことを告げると、長老の一人が犠牲の豚を殺し、シャーマンがその血を飲み、また神像に振りかける。シャーマンは群衆がひざまずく中、祈りを捧げ、それが終わると神像は翌年まで傷まないように、専用の小屋に戻される。以上で儀式は終わり、その後盛大な宴会が開かれて、犠牲にされた豚や酒が参加者に振舞われる。

このような氏族の祖先や守護霊などへの供犠祭礼は満州人、ナナイをはじめ、当該地域の住民全域に見られる儀式である。しかし、これはこの地域の住民に伝統的なものであり、清朝の支配とは関係ない。したがって、形式、崇拝する精霊などは地域またはエスニック・グループごとに独自のものである。例えば、ナナイでは上記のような集会と儀礼が行なわれたが、ニヴフ、ウリチなどでは有名な飼い熊祭りが氏族成員と祖先との結びつき、氏族（事実上は出自集団）間の関係の確認、強化といった意味を持っていた（ニヴフの熊祭りの社会的意味については [黒田 1974, 1975; SHTERNBERG 1933] を、ウリチの熊祭りについては [ZOLOTAREV 1937b] を参照）。

18世紀の辺民も類似の儀礼、集会を行なっていたはずである。しかし、祖先供養や熊祭りのような清朝支配以前から続けられてきた社会的、宗教的行為で清朝の統治に直接関係のないものの場合、その活動の単位となったのは、清朝が規定した氏族(姓) *hala* や集落(郷) *gašan* ではなく、独自の組織、すなわち *hala/xala/kxal* またはその下位組織であった。そのような古来の伝統にまで清朝の氏族(姓)などが関与したのは、支配が徹底して清朝規定の氏族(姓)と古来の組織であった *hala/xala* が一致するようになった地域だけであったと思われる。例えば、後で詳述するが、「費雅喀姓」*Fiyaka hala* のような実際の社会組織に基づかない氏族(姓)の場合には「費雅喀姓」全体の集会、祖先供養、熊祭りなどはありえないからである。

b) の氏族の首長である姓長 *hala i da* は18世紀の辺民制度の中では郷長 *gašan da* とともに清朝政府を辺民(貢納民)と繋ぐパイプ役であった。辺民の氏族は彼らの存在によって、清朝の行政組織の末端に位置することになったといえる。しかし、それは満州人の場合でも同様である。シロコゴロフによれば満州の氏族には行政、司法の面で大幅な自治権が認められていたが、それはあくまでも清朝の行政、司法組織の一部であるという前提のもとに認められたものである。

例えば、満州氏族の首長である *mokun da* (満州の場合は氏族の機能は *mokun* が果たしていたため、首長は *hala i da* ではなく *mokun da* である) の職務は氏族集会の司会、裁判の主催<sup>34)</sup>、氏族内の重要事項の協議、諸儀礼の監督、道德の維持、結婚、

34) *mokun da* には一般に鞭打ち100回までの処罰権があったとされる。また、北部満州ではシロコゴロフが調査した時代まで、氏族には極刑を行使する権利があったという [シロコゴロフ 1967: 84, 87]。

相続、分家の許可、氏族譜の保管、成員に対する種種の助言などであった。*mokun da* の氏族内における権限は絶大で、氏族の中では將軍（昂邦章京 *amban janggin*）に匹敵したといわれる。官憲は満州人の事件については必ずはじめに *mokun da* に照会した。その状態は民国時代、シロコゴロフが調査した時まで続いていた。また、佐領は新兵募集を *mokun da* に依頼しなければならなかった [シロコゴロフ 1967: 84]。

満州人の日常生活を律する氏族組織と清朝の軍団である八旗組織とは互いに抵触し合う面があったが、日常生活に関する面では *mokun da* の権能が佐領のそれを上回ることもあった。シロコゴロフはその一例として彼が愛琿地方を訪れる以前に起きた事件を挙げている。それはヘジェル氏族 *Hejer* での出来事で、その氏族出身のある佐領が軍務のため氏族の儀式に出席する義務を怠り、代理人に欠席通知と金銭を持たせることで済ますということが続いた。その氏族の *mokun da* はそのようなことは氏族のためにはならないとして、再三その佐領に警告したが、彼はそれを無視したため、ついに強行手段に訴えた。佐領は最後には出頭してきたが、結局鞭打ち 100 回の刑に処せられ、その上で *mokun da* の前にひざまずいて赦免を乞わねばならなかったという [シロコゴロフ 1967: 87]。

満州人の場合、社会の秩序を律する職務を帯びた首長 *mokun da* は原則的には定期的に召集される氏族集会で選出される。一般にその候補者となるのは与論において賢明で、学問があり、正直で、真に困難な社会的機能を執行する才幹能力ありと考えられている若者であるとされた。ただし年齢は25歳以上とされるが、財産の多寡、以前の社会的地位などは問題にされない [シロコゴロフ 1967: 84]。

*hala* という組織が実態を失って氏族の諸機能が *mokun* に移行していた満州とは異なり、ナナイにおいては *xala* という単位がまだ十分氏族の機能を果たしていたために、ナナイの氏族の首長は *xalada* と *mokunda* の双方がいたことになっている [SEM 1959: 15]。セムによれば、ナナイの *xalada* は基本的には氏族間関係の調停の専門家であり、軍事指導者であると位置づけられる。その職務は氏族の領土の確保、氏族集会の召集、武器（弓矢、槍、鎧など）の保守管理、氏族間抗争の指導、戦闘の指揮、休戦協定の締結、氏族内での刑罰の執行、戦利品の分配などであるという。それに対し、*mokunda* の方は日常生活の面での指導者で、その職務は共に生業活動を行なう者どうしの寄り集まり (*jo baljiuri xepsiuri*) の召集、季節ごとの漁場、猟場の割当、集団狩猟の指導、集団漁撈の指導、氏族の倉庫と備品の保守管理、必要時の備品、食糧分配の差配、長老会議の代表者として裁判を行なうことなどであるとされる [SEM 1959: 15]。

清朝支配下の辺民の場合、姓長 *hala i da* の職務は上記の満州やナナイの場合のように成員の日常生活を律し、独自に裁判を行なって秩序を守るという点で清朝の行政、司法の末端に位置していただけではない。清朝が彼らの氏族に独自の行政権、司法権を与えて伝統社会を保持させたのはそれを利用して確実に貂皮を収集するためであった。したがって、姓長 *hala i da* には毎年貢納すべき貂皮を規定数集めて寧古塔、三姓または各出張所に持参し、烏林を受け取って毛皮を支払った者に配するという義務が課せられた。それは郷長 *gašan da* と子弟 *deote juse* も同様である。そのことについてはセムの調査を待つまでもなく、19世紀初頭に中村小市郎や間宮林蔵が直接見聞している。

例えば、小市郎は『唐太雑記』の中で「イチヨホツにて役人の前へ出るには、乙名の類貂の皮式枚、平人壺枚ずつ差出す」と記している[唐太雑記 1982: 616]。彼のいう「乙名」というのは姓長、郷長または子弟のことであり、彼らは平民とは違って貂皮を2枚払わねばならなかったとある。しかし、他方でデレンの出張所でのようすを直に見聞した間宮林蔵は姓長、郷長らが代表して三姓から派遣されてきた佐領に挨拶し、貂の皮1枚を差し出すように記している[東鞆紀行 1969: 187]。両者の違いは三姓（小市郎のいうイチヨホツのこと）で儀式を行なうか、出張所で行なうかによるものと思われる。いずれにせよ、辺民制度が機能していた時代には姓長 *hala i da*、郷長 *gašan da*、子弟 *deote juse* らが一部の村人を率いて三姓、または出張所に赴き、規定数の毛皮を払い、規定数の烏林を受け取っていたことがわかる。

1850年代にアムール川下流域を調査したシュレンク *L. Shrenk* によれば、当時の姓長 *hala i da*（シュレンクは *xalada* としている）の職務は毛皮の収集だけでなく、自分が管轄する氏族成員の死者と新生児の登録、満州官吏がやって来る出張所の家屋（ナナイ語で *gyassa* という）の保守管理があったという[SHRENK 1903: 57-58]。彼の時代には出張所はデレンからさらに上流のモルキ（彼の表記では *Mylki*）の対岸の木城に移された後だったが、姓長達はそこに魚などの食糧を十分用意し、さらに官吏が乗った船の修理に必要な道具、材料を揃えておく。また、彼らは毛皮の支払い漏れがないように、自分の管轄下の住民に満州官吏の到来を告げなくてはならなかった。

氏族内の死者と新生児を登録し、正確な貢納者の数を清朝の官吏に報告するという職務はシュレンクの記録にしか見られない。清朝としては乾隆15年（1750年）に既に貢納民の数を固定したために、毎年人口調査を行なう必要はなくなっていたはずである。それにもかかわらず氏族の死者と新生児を登録させ、人口動向を監視していたということは辺民達を毛皮貢納という観点以外からも監視していたことになろう。つま

り、満州人の氏族に数々の自治権を持たせながらその行政組織の一部として機能するようにしたように、辺民も氏族を通して完全に把握しようとしたのである。

ところで、ナナイの間には満州人のような氏族譜の存在はこれまでどの民族誌にも現れていない。しかし、もしシュレンクのいうようにたとえ正確ではなくとも、本当に姓長が氏族内の死者、新生児を書き込んだ氏族成員の人口に関する書類を官吏に提出していたとすれば、三姓副都統衙門の檔案の中に辺民の各氏族の系譜、人口動向に関する記録が残されているはずである。

シロコゴロフは満州の *mokun da* を氏族集会での選挙で選出されると述べているが、18世紀の辺民の氏族の首長である姓長 *hala i da* は郷長 *gašan da* や子弟 *deote juse* とともに清朝政府（具体的には寧古塔か三姓の副都統）の任命という形式を取って任じられた。しかし、それは事実上世襲であり、清朝政府からは任命という形式で親から職を受け継ぐことを承認されていたようである。それはまた、清朝の官職が世襲であったのと同様である。姓長、郷長、子弟は清朝の官職の一部であるため、任命に際してはその地位を表す石の飾りのついた帽子が授与された。ナナイの間には1930年代まで姓長、郷長の任命書や帽子、帽子の飾りなどが残されていたが、それらによれば、裁判長 *jangen* の職を表す石の色は深みのある青、姓長を表すのは緑、郷長は白、子弟は銅の飾りであった [OFMAE 5747-166]。

この姓長、郷長などの役職の世襲化は辺民の社会に特殊な家系、さらには特殊な階層を生み出す結果となる。また、世襲になることで、役職は職務から一種の官位の性格も帯びるようになる。つまり、実際には清朝から与えられた職務や伝統的な氏族の首長としての職務を果たさなくても毛皮さえ規定数貢納すれば、清朝側からはそれ相応の待遇を受け、自分の属する社会の中でも相応の地位、財産、名誉が保持できたと考えられる。そのような傾向は清朝統治が十分に機能しなかった費雅喀、奇勒爾などのアムール川最下流域の住民や支流奥深くの住民により強く見られる。

例えば、キジ湖以下の集落に登録されている「費雅喀姓」*Fiyaka hala* には6人もの姓長 *hala i da* が任命されている。それは「費雅喀姓」の中に6つの下位集団があったというよりも、姓長を輩出する6つの家系があったことを意味している。恐らくこの6人の姓長には管轄下の「費雅喀人」を押える力はなく、単に規定数の毛皮を用意して烏林賞与を受け、経済的に繁栄しただけだったのではないかと思われる。というのは、「費雅喀」という住民は形式的には辺民制度の一員であるものの、実質的にはその埒外にいたからである。「費雅喀姓」が登録された地域は近現代の民族誌ではニヴフ（ギリヤーク）、ウリチ（オルチャ）の住地とされたところであり、彼らにも多数

の氏族または独自の名称を持つ父系出自集団があったにもかかわらず、清朝はそれらを全く登録していない。

姓長は原則としては各氏族に1名ずつ任命されるものであるが、清朝は辺民の氏族すべてに姓長 *hala i da* を任命したわけではない。乾隆15年に固定化された際、姓長に任命されていたのは22名である。しかし、「費雅喀姓」には6名の姓長が任命されており、姓長が任命されたのは17氏族であった。残りの氏族では清朝に任命される首長が郷長 *gašan da* または子弟 *deote juse* であったりしており、中には「庫頁姓」のように毛皮を持参する各集落の代表者が全員白人 *bai niyalma* (つまり庶民) である場合もあった。

その氏族の首長に姓長 *hala i da* を任命するか否かはその氏族の格付けを清朝がどう決定するかを表している。そして、その格は清朝がその住民を辺民としてどれだけ重要視しているのかも示す。

姓長が任命されている氏族はすべて人口的にも居住する地域的にも規模の大きいものである。『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の「二、收貢和解送貢貂」所収の檔案に見られる氏族、集落の一覧表によれば、姓長がいる氏族はサハリンの辺民である「庫頁費雅喀」に登録された6つの氏族(姓)と30.「費雅喀姓」、18.「奇勒爾姓」、19.「塞瑪爾姓」、22.「奇津姓」、そしてキジ湖より上流のアムール川本流の集落に登録され、当時「赫哲」と分類されていた人々の中の21.「部爾哈勒」、16.「圖墨里爾」、7.「扎克蘇嚕」、6.「烏扎拉」、5.「賀齊克哩」、4.「必勒達奇哩」、3.「富斯哈喇」の諸氏族である。それらの内、奇勒爾姓と塞瑪爾姓は後にナナイの氏族構成に参加し、「赫哲」の氏族は今日のナナイの氏族構成に含まれる。したがって、姓長を任命された17氏族の内、9つの氏族が今日のナナイの氏族構成に参加することになり、それだけ当時のナナイの祖先達が辺民として重要視されていたことを窺わせる(各氏族の戸数、姓長、郷長らの人数については表2を参照)。

満州の *mokun*、ナナイの *xala*、またニヅフの *kxal* いずれもこの地域の氏族は建前上 c) の外婚規定を持っている。同じ *mokun*、*xala*、*kxal* の者と結婚することは許されない。ナナイでは氏族外婚を破ると *sekka* と呼ばれる悪霊が生まれて人の血を吸う、網にかかった魚を逃がす、ボートを転覆させるなどのいたずらをして人々を苦しめることになると信じられていた [LOPATIN 1922: 185]。また、嫁は必ず他氏族の者であることから、夫の氏族の成員となるために、婚入に際して夫方の氏族の火に犠牲を捧げる儀礼が行なわれたという [LOPATIN 1922: 185-186]。

しかし、ナナイの氏族には *Bel'dai*、*Xojer*、*Kiler* などのように中に由来を異にす



るいくつかの下位集団を包含したものもあり、そのような氏族では属す下位集団が異なれば、中で結婚することも許された [SEM 1959: 14]。また、満州の氏族 *mokun* にも始祖以来5世代は分裂が許されないという規定があったが [シロコゴロフ 1967: 82-83]、逆に見れば、それ以上経てば分裂して互に通婚できる新しい氏族 *mokun* を創ることができるということであった。

このようなことから、18世紀の辺民の氏族 *hala* は必ずしもすべてそれを単位とした氏族外婚が遵守されていたとはいえない。ナナイの大氏族 *Bel'dai* の前身と思われ、18世紀段階で既にドンドン川河口付近からゴリン川河口以下までの広大な範囲に分布した「必勒達奇哩姓」*Bildakiri hala* や姓長が6人もいた「費雅喀姓」*Fiyaka hala* などとはそれだけでは外婚単位にはならなかったであろう。

中村小市郎がカリヤシンから事情を聞いたところでは、当時（18世紀後期から19世紀初期）辺民達の間では満州と同様に *d* の司法権の自治も認められていた。小市郎はこの件に関して、「山丹の地満州より国政の教なし。喧嘩又は人殺等有之候ても、乙名共取扱償ひ等にて事済候由。」と述べている [唐太雑記 1982: 627]。それは山丹つまりアムール川下流域には満州で通用している清朝の法令は適用されず、殺人のような刑事事件が起きてても「乙名」すなわち姓長、郷長または氏族、集落の長老達が集まって裁判し、賠償等によって解決されるということを行ったものである。

ナナイの間にはこの辺民時代の氏族裁判の記憶が残されていたようで、セムの調査ではナナイの最も古い裁判形態は彼のいう *mokunda* (*mokun* の首長) を長とした長老達による合議であったという。ナナイの氏族成員が犯してはならないとされ、長老達がそれを監視した規則は、1)殺人、2)窃盗、3)女性（関係）に起因する侮辱、4)言葉による侮辱、5)行為による侮辱であり、係争はこれらによって引き起こされる。ナナイの間では一般に有罪となったものには罰金刑が課せられるが（それは中村小市郎の報告と一致する）、罰金の内容は貂、狐、鼬等の毛皮、満州や中国の品物、または漁撈、狩猟の道具類であった [SEM 1959: 15-16]。

また、19世紀末期から今世紀初頭にかけてナナイを調査したロパーチンは興味深い裁判の模様を報告している [LOPATIN 1922: 187]。

彼が報告するのは氏族間の係争である。彼によれば、ナナイの間では営利目的の殺人、窃盗などはほとんどなく、しばしば起こるのは氏族間の関係を損なうような事件、例えば、漁場、猟場をめぐるトラブルであるという。ただし、漁場、猟場をめぐるトラブルといっても基本的には氏族による漁場、猟場の占有はなかったといわれることから（詳しくは [SMOLYAK 1975: 154-168] 参照）、個人的な争いが氏族間の係争に

発展することになると考えられる。

ロパーチンが裁判の例として挙げているのは誰かが他人の罾にかかっていた獲物を失敬した事件である。裁判は加害者、被害者といった当事者以外に必ず各氏族の長老が立ち会う。まず、定められた期日に原告側の氏族の長老の家に関係者全員が集まる。その家の前の広場には大きな焚火が焚かれる。その前で原告、被告双方の尋問、陳述が行なわれ、被告側の長老の陳述も行なわれる。もしそれで被告側が罪を認めればそれで審理は終わる。ロパーチンは書いていないが、何らかの賠償が払われて終わるのであろう。

しかし、それでも被告側が罪を否認するときには、被告側長老が長時間にわたって尋問された後、羽と足を縛ったカラスが持ってこられ、焚火に投げ入れられる。もし被告が本当の犯人であれば、その時カラスが断末魔の苦しみでもがくように彼ももがき苦しむといわれる（同様な方法による窃盗犯の探索はオロチ、ウリチでも見られる [LAR'KIN 1964: 79; ZOLOTAREV 1939: 81-82]）。被告が犯人であると判明すれば、彼は鞭打たれ、罰金 *uile dauri* を払わされる。もし彼が同じ犯行を繰り返すことになれば、彼は集落を追放される。

ロパーチンもセムも言い落としているが、各裁判には *jangen* と呼ばれる裁判長がいて、裁判を取り仕切った。*jangen* は紺色の石の飾りのついた帽子をかぶり、裁判を司る様々な精霊像を彫り込んだ銅板の飾りを胸に下げて裁判に望んだ。そのような飾りは *jangen duxuni* と呼ばれる [OFMAE 5747-166, 181, 182]。この *jangen* という呼称は明らかに満州語の *janggin* (章京) に由来する。この *jangen* がいかにして任命されたのかについては情報がいないため不明である。しかし、清朝の官職を表す帽子があるところを見ると、清朝の官位のひとつに組み込まれていたようである。

ロパーチンやセムが報告する古風な裁判風景は恐らく古い時代から続けられてきたもので、清朝の辺民制度とは無関係であろう。しかし、清朝はこのような住民の裁判の伝統を続けさせ、その責任者である裁判長 *jangen*、姓長 *hala i da* (または *xalada/mokunda*) らを清朝の官職に位置づけることによって、司法の自治を許しながらも巧妙に住民をコントロールしたと考えられる。

19世紀中期以降の民族誌、調査報告などに見られる満州人やナナイの氏族には e) の成員の地位、財産、名誉を守るための装置があったようであるが、18世紀の辺民の氏族にそのような装置があったかどうかについては記録はない。成員の地位、財産、名誉を守る装置とは具体的には、例えば満州人の場合、政府の官職を世襲にして必ず氏族の特定の家系から人を政府に送り込むようにする、経済的な相互扶助の原則によ

り、成員を卑賤な状態に置かないようにする、成員が犯罪を犯したときにはその負債を氏族が負担し、たとえ極刑が宣告されても被告を氏族に引き渡すように要求する、成員が他の氏族の成員に殺害されたときは氏族がその復讐を行なうなどの事をいう。

ここまできめは細かくないが、ナナイにも例えば、経済的相互扶助の原則や殺人に対する氏族の血讐などは行なわれていた。

血讐、すなわち殺人の被害者の家族ないし親族が加害者の親族に同じ殺人で復讐する慣習は、当該地域ではニヴフ（ギリヤーク）のものが有名であった。ニヴフの社会では早急に血讐を行なわねば被害者の一族にさらに不幸が続くと信じられていた [SHRENK 1903: 24-27]。ニヴフの間で比較的遅くまで血讐が残されていたのは、彼らには清朝の統制が十分及ばず、独自の社会秩序が清朝の行政機構と関係なく機能していたことによる。それに対して満州人や「赫哲」すなわちナナイやウリチの一部の祖先に当たる人々には、清朝の統制が効を奏して血讐は鳴りを潜めてしまった。というのは清朝にとっては、血讐が繰り返され、氏族間の恒常的な対立が生じては辺民社会が不安定になり、清朝の権威にかかわるとともに、毛皮収買業務に支障が生じるからである。

しかし、シロコゴロフやロパーチンの報告では今世紀初頭でも満州人やナナイの間に血讐が残されていたことが示されている [シロコゴロフ 1967: 94-95; LOPATIN 1922: 187-188]。特にロパーチンは血讐の実例を挙げているが、それは恐らく彼が聞き取った話が清朝統治とロシアの統治の入れ替わる時期（恐らく19世紀後期）に当たり、血讐を止めるような国家権力がなかったためであるといえる。

血讐はニヴフだけのものではなく、やはり満州からアムール川下流域、サハリンにかけての住民の間に共通に見られる現象であり、したがって、18世紀の辺民達にも原則的には存在したはずである。しかし、それを行なう単位が清朝が規定した当時の氏族であったかどうかは一概にはいえない。大きな氏族は中に外婚単位を包含するように、血讐の単位を幾つも包含していたとも考えられる。

以上のように18世紀後期の清朝辺民制度全盛期の辺民の氏族の属性、機能の概略を民族誌に見られる満州人やナナイの氏族から類推してきたが、結局18世紀当時清朝が辺民に規定した氏族は彼らの伝統的な社会組織を基礎にしながら、その上に行政組織の末端としての機能、属性を付加したものであるといえる。

### 3) 集落 gašan の属性と機能

次に集落 gašan (郷) についてであるが、残念ながら辺民制度における集落の機能と属性に関する資料は全くない。また、氏族 hala (姓) の場合とは異なり、満州人やナナイの集落についての資料も少なく、そこから類推するのも難しい。

アムール川下流域、サハリンという地域では漁撈に大きく依存し、その資源が安定しているために住民の定住性が高いといわれるが、それでも居住地の移動を余儀なくされることがある。例えば、季節的な漁場、猟場の交替で定期的に移動することはしばしばある。また、洪水などのために地形変化が起こり、従来の漁場が使えなくなって居住地を変えたり、内部での抗争や外部からの武力侵入によって逃げねばならないこともある。したがって、集落の成員構成は必ずしも安定しているわけではない。

こうした事情で、集落の中の組織は研究者にとっては調査が難しく、これまで十分な資料が残されていないのである。

現在のところ当該地域の集落の成員構成に関していえるのは、氏族または出自集団によって、居住が制限されることはないという点である。

確かに清朝が規定した集落 gašan (郷) にはひとつの氏族 hala (姓) しか登録されていない場合が大多数である。また、氏族には特定の地域に偏って居住する傾向があることも事実である(民族誌時代のナナイ、ウリチ、ニヴフの各氏族の居住傾向については表5, 6, 7, 図8, 9を参照)。しかし、清朝の規定した集落(郷)にも複数の氏族(姓)が登録されているものもわずかではあるが存在し(例えば、間宮林蔵が訪れたデレンと思われる「徳林噶珊」など)、また、特定の地域に偏るといってもその地域を排他的に占有するわけではない。やはり幾つもの氏族が複雑に入り組んで居住する形となるのである。

ソ連の民族学では従来氏族が特定の集落、漁場、猟場を所有ないし占有するという考え方が強かったが、近年それを見直す動きが出ている。例えばスモリャークの研究では、基本的に当該地域には居住、生業活動の場(漁場、猟場など)に関して特定の氏族による所有、占有の規定はなく、土地は必要に応じて使用することができる [SMOLYAK 1975: 154-168; 佐々木 1987: 336-343]。ただし、個人的な優先権はあり、先にその場所を使い始めた者の権利を認め合い、それが父から子へと相続される例はある。そのような事例が従来のソ連の研究者の間で、特定の氏族または父系リネージによる居住地、漁場、猟場の占有という考え方に結びついたのである。

18世紀の辺民の場合も清朝の定めた集落も含めて、彼らの集落は複数の氏族の成員

が混住し、氏族の枠にかかわらず漁撈、狩猟活動をしていたと考えられる。

ところで、清朝が規定した集落についてであるが、『三姓副都統衙門満文檔案訳編』の「二、收納和解送貢貂」所収の檔案附件の氏族、集落の一覧表を見る限り、ひとつ目につく点がある。それはひとつの集落に複数の郷長 *gašan da* がいたり、子弟 *deote juse*、白人 *bai niyalma* に率いられた別のグループがいたりする点である。これは清朝がひとつの集落に複数の組織を置いたことになる。

『三姓副都統衙門満文檔案訳編』所収の氏族、集落の一覧表は乾隆15年（1750年）に辺民戸数の固定化が図られて以来、帳簿に機械的に記入されたものであるため全く実態を反映してはいないが、清朝の統治方針は反映している。ひとつの集落に複数の組織を置いたのは、恐らく、乾隆15年の段階でその集落に複数の有力者が認められ、それが制度化されたためである。

「姓長」についてのところでも述べたが、「姓長」 *hala i da*、「郷長」 *gašan da*、「子弟」 *deote juse* というのは役職であるとともに一種の官位でもある。清朝はこれらの役職を、有力者達のその社会における格付けや毛皮貢納の実績などから判断して割り当てたものと考えられる。そしてその役職には必ず統括すべき集落（姓長の場合は氏族も加わる）と戸数が割り当てられ、任命書に明記される（任命書に記入される管轄すべき戸数は乾隆15年（1750年）定額時の数であり、『三姓副都統衙門満文檔案訳編』「二、收納和解送貢貂」所収の檔案附件の氏族・集落の一覧表と全く同じである）。現存の郷長の任命書の採取地から判断してナナイの場合は19世紀末期まで一応郷長は任命書に書かれた集落またはその近所に住んでいたようである。しかし、集落は住民構成が変化し易く、栄枯盛衰が常ならないことから、任命書に書かれた統括すべき集落とその戸数は名目だけになっていた場合が多かったと推察される。しかし、姓長と同様、郷長、子弟も世襲であり、その役職は特定の家系の社会における地位を保証するものであった。

#### 4) 辺民支配の社会的影響

以上、辺民制度の社会的装置としての氏族（姓） *hala* と集落（郷） *gašan* の機能と属性を、清朝が模範としたと考えられる満州人の社会と支配が最も徹底したナナイの社会の事例から推察してみた。ただし、本節で論じたのは、清朝が規定した氏族（姓） *hala* と集落（郷） *gašan* の理念型または清朝の希望した建前である。実際にそれらがどの程度機能したのか、住民にどこまで受容されたのかは、清朝の統治がどの程度浸透していたかにかかっている。そして、それはこの地域の住民のエスニシティを性

格づける重要な要因のひとつでもある。

辺民支配の浸透度は19世紀中期以降の民族誌に残されたこの地域の住民の氏族構成に端的に現れている。つまり乾隆15年に規定された辺民氏族に由来する氏族が民族誌にどの程度残されているのか、また、民族誌時代の氏族構成の中で辺民氏族に由来する、またはそれ以来の氏族が何パーセントを占めるのかというところに清朝の支配の浸透度、徹底度が現れている。そして、アムール川下流域とサハリンでは、「氏族」は人々が最も帰属意識を覚える対象となる集団または社会組織のひとつである。

近年の研究ではエスニシティを表出する母体であるエスニック・グループは、特定の文化要素を共有する、共通の出自を持つといった客観的な要因とともに、自分が所属しているという帰属意識、すなわち成員の主観的な意識によっても支えられているとする意見が有力になっている。当該地域の氏族は、帰属意識の対象となる集団とはいえ、必ずしもエスニック・グループと一致するわけではない。しかし、エスニック・グループを支える重要な集団ないし組織のひとつではある。したがって、そこに清朝が働きかけたということは、当該地域のエスニック・グループの成立、変遷に清朝が深く関与したということになる。

では清朝の支配浸透度の違いによって氏族の属性、構成に違いが顕著に現れているアムール川本流域の住民について詳細に検討してみよう。今日そこに設定されている「民族」、すなわちなナイ、ウリチ、ニヅフが19世紀中期に民族学調査が開始されて以来一貫して帰属意識の対象となる「エスニック・グループ」であったかどうかは問題であるが、便宜上これら現代の「民族」に即して論じることとする。

まず、当該地域の中では最も上流になる松花江ナナイ（現在の中国の「赫哲族」）から始めよう。

今世紀初頭以来の調査では松花江ナナイには次の表のような氏族があったことが知られている（表4参照）。

ラティモア、凌純声、泉壻一と調査者によって表記に若干の相違はあるが、ラティモアの記録だけに見られる **Kumara** と **Mengjir** 以外は三者に共通である。

松花江流域は17世紀後期の新満州八旗の結成以来、その住民の多くが満州人の一員となったために、辺民としては扱われなくなっていた。したがって、18世紀中期以降の辺民の氏族には松花江流域の住民の氏族、集落は含まれていない。しかし、上の表にある松花江ナナイの氏族には17世紀のフルハ部以来と思われる氏族名が見られる。それは **Gekir** (**kəik'ə hala** または **Kuikal-hala**)、**Futar** (**fu'təha hala** または **Fusahali-hala**)、**Luir** (**luirə hala** または **Luyara-hala**)、そして **Shumuru** (**sunmun**

表4 今世紀初頭における松花江ナナイの氏族構成

ラティモア	凌 純 声	泉 靖一・赤松智城
Birdaki (Pi)	pirdak' i hala	Pirdaki-hala (畢)
Futar/Maranka (Fu)	fut' əha hala	Fusahali-hala (富)
Gekir (Ko)	kəik' ə hala	Kuikal-hala (葛)
Kilen (Yu)	juk' əŋ hala	Yukala-hala (尤)
Kumara (Ho)		
Luir (Lu)	luirə hala	Luyara-hala (陸)
Mengjir (Meng)		
Shumuru (Su)	summun hala	Summuru-hala (蘇)
Udingke (Wu)	udink' ə hala	Udingku-hala (烏)

([LATTIMORE 1933: 47; 凌純声 1934: 224; 泉靖一・赤松智城 1938: 23] による)

hala または Summuru-hala) の4つの氏族である。これらはそれぞれフルハ部の氏族である Geikeri, Hūsihari, Luyara (または Nuyara), そして Shummuru に相当する。前述のようにそのうち前3者は烏蘇里江の河口付近から松花江下流までの間に居住し、「三姓」Ilan hala という町の名称の由来となった。また、Shummuru は元来沿海州南部の旧ワルカ部 (太宗時代にはクルカ部と呼ばれた) の氏族で、18世紀初期に松花江流域に移住してきた。

この4つの氏族は康熙51年 (1712年) に三姓に協領が設置されると、その駐防八旗に編成され、もとの姓長たちは佐領に任じられた (第2節参照)。したがって、その段階で彼らはもはや毛皮を支払う辺民から満州人の一員になったはずである。前節で触れたように、デレンで間官林蔵が出会った満州官吏の3人は Shummuru (舒姓), Geiker (葛姓), Luyara (魯姓) であり、彼らは満州人として毛皮を集める側に立っていた。しかし、松花江ナナイの氏族構成の中に残っていたところを見ると、雍正、乾隆年間以降も八旗に参加せずに在留したものがいたのであろう。松花江下流域の住民の朝貢状況についての資料が現在手元にないため、その住民が乾隆時代に「辺民」の一員であったかどうかは分からないが、少なくとも満州人とは区別されるヘジェ (赫哲) という呼称が適用され得る立場に立っていたことは確実であろう。

上の表に見られる松花江ナナイの氏族構成にはフルハ部とクルカ部に由来する4つの氏族の他に、Birdaki (pirdak'i hala または Pirdaki-hala), Kilen (juk'əŋ hala または Yukala-hala), Udingke (udink' ə hala または Udingku-hala) といった氏族がある。そのうち、Birdaki はアムール・ナナイの Bel'dai 氏族と同族であり<sup>35)</sup>,

35) アムール・ナナイの Bel'dai 氏族は、18世紀の辺民の氏族としては Bildakiri hala という名称で帳簿に登録されている。表記に若干の相違はあるが、Birdaki (または Pirdaki) と Bildakiri は同じ氏族を指すと考えて差し支えない。

下流方面からの移住者と考えられる。また、Kilen と Udingke はアムール川左岸の支流流域を原住地とする氏族で、エヴェンキに由来するともいわれる<sup>36)</sup>。

したがって、上記の氏族構成より、民族誌時代以降の松花江ナナイはフルハ部の残留組と辺民制度の最盛期である乾隆時代以降に流入してきたアムール・ナナイの一部、それに同じ時期にアムール川左岸の支流から移住してきたエヴェンキに由来する人々から構成されていることになる。そして、Birdaki, Kile, Udingke いずれも18世紀の辺民の氏族として登録されていることから、ラティモアだけが採取した2つの氏族をのぞいて、松花江ナナイの氏族はすべて辺民氏族に由来するといえる。

19世紀以降松花江ナナイの中ではアムール川左岸の支流から移住してきた人々が勢力としては最も有力であった。というのは、中国では現在松花江の「赫哲族」の言語を「奇勒恩方言」と「赫真方言」とに分類し、前者の方が松花江独自の方言で話者の数も多いとしているが[安俊 1986: 1]、その「奇勒恩」という名称の由来は Kilen 氏族にあるからである。アムール川左岸の支流流域から多数の移住者があったことも清朝の辺民支配と無関係ではない。彼らは満州、中国からの物資を求めて、アムール本流や松花江流域に進出したのである。

烏蘇里江のナナイの氏族構成については残念ながら民族誌時代には正確な記録が残されていない。19世紀以降、烏蘇里江流域はナナイの人口が希薄になり、さらに漢人が多数移住したために漢化されて従来の氏族構成が壊れてしまったのであろう。それに対し、アムール・ナナイの氏族構成は人口に至るまで記録されている。

それについてはパトカノフ S. Patkanov が、1897年に行なわれた初めての全ロシア規模の統計調査を整理して一覧表にまとめている(表5、図8参照)。その一覧表は各氏族の人口と分布傾向が一目で分かり、きわめて便利なものである。しかし、中には氏族名ではないものが含まれていたり、ひとつの氏族を異なる名称で登録して重複していたり、また統計から洩れたものがあつたりなどの混乱が若干見られる。それを他の古文書などによって補正すれば、19世紀中期以来アムール・ナナイには少なくとも次の27の氏族が知られていた [PATKANOV 1906: 57; SMOLYAK 1975: 106-131]。

Aktanka, Bel'dai (Bel'dy), Bolo\*, Bular, Cheu\*, Gail (Gaxil), Geiker, Gorin\*, Jaksor, Diger, Donka, Jolor, Kile (Kilen), Luer (Nuer), Neergu, Ojal, Oninka,

36) 凌純声と泉靖一はラティモアの Kilen 氏族を *juk'əŋ hala*, *Yukala-hala* と採録している。これは *juk'əŋ hala* または *Yukala-hala* というのが Kilen 氏族の有力な分派であったことに起因する。



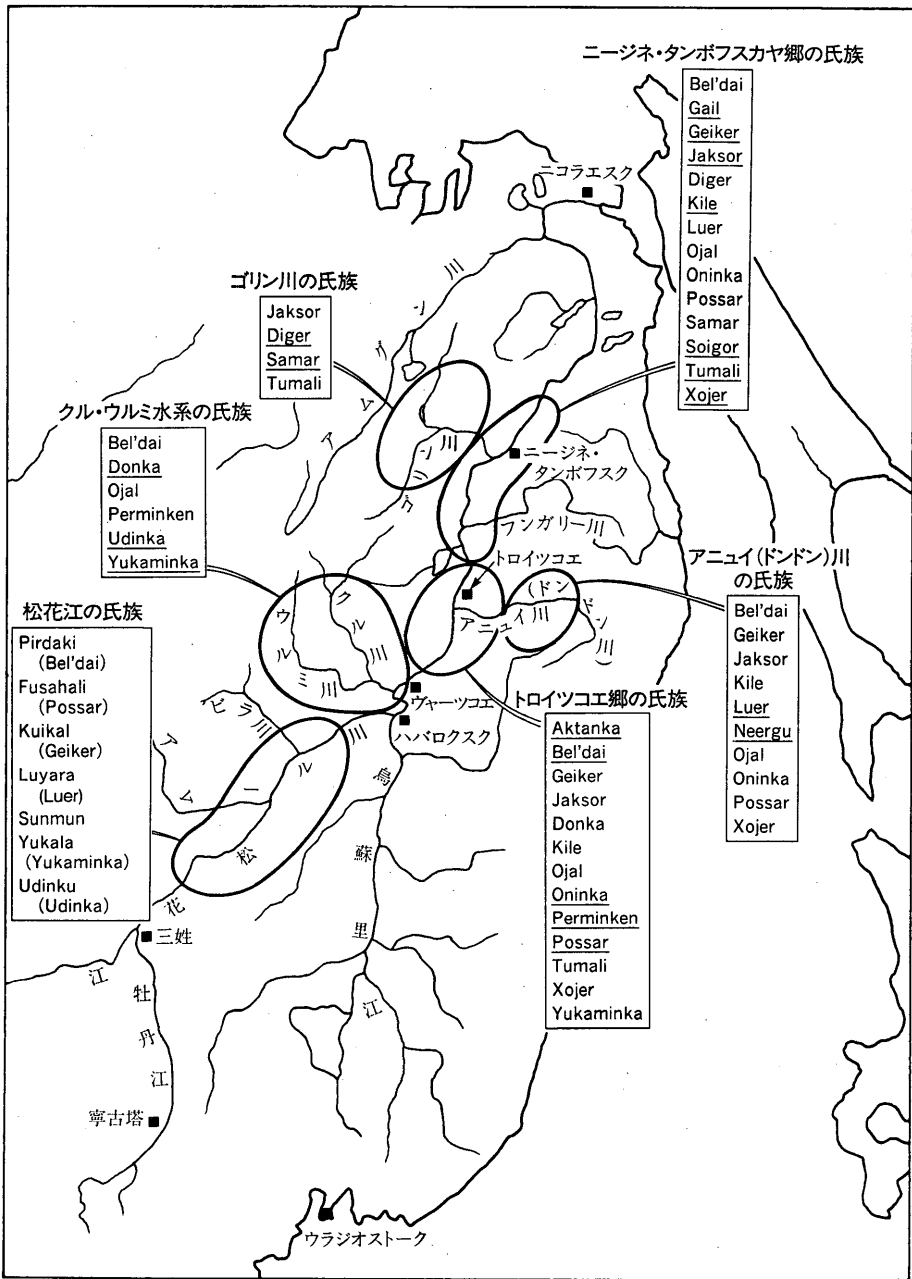


図8 19世紀末期～今世紀初頭におけるナナイの氏族分布  
(下線を付したものはその地域の代表的な氏族であることを表わす)

表5 19世紀末期におけるアムール・ナナイの氏族構成

氏 族 名	Vyatskaya 郷	Troitskaya 郷			Nizhne- Tambovskaya 郷		Gorin 川流域	計
		Anyui	左 岸	右 岸	左 岸	右 岸		
Aktanka	—	—	8	55	—	—	—	63
Bel'dai	46	126	185	453	71	48	—	929
Gail	—	—	—	—	170	18	—	188
Geiker	—	18	—	74	15	131	—	238
Jaksor	—	40	3	19	23	173	5	263
Diger	—	—	—	—	14	32	83	129
Donka	76	—	40	12	—	—	—	128
Kile	—	140	4	60	272	105	—	581
Luer (Nuer)	—	13	—	—	—	8	—	21
Neergu	—	109	—	—	—	—	—	109
Ojal	2	14	57	74	88	—	—	235
Oninka	—	6	21	138	35	48	—	248
Perminken	1	—	—	56	—	—	—	57
Possar	—	46	100	97	—	4	—	247
Samar	—	—	—	—	48	80	297	425
Soigor	—	—	—	—	11	22	—	33
Tumali	—	—	—	12	85	51	13	161
Udynka	46	—	—	—	—	—	—	46
Xojer	—	11	48	66	270	61	—	456
Yukaminka	39	—	27	—	—	—	—	66
計	210	523	493	1,116	1,102	781	398	4,623

([PATKANOV 1906: 57] と [SMOLYAK 1975: 107]による)

Vyatskaya 郷とはクル・ウルミ水系(クル川, ウルミ川が合流してツングースカ川となってアムール川に注ぎ込む)を包含する。

Troitskaya 郷はアムール川上流方面ナナイの居住地。

Anyui とはアニューイ川(ドンドン川)流域を指す。

Nizhne-Tambovskaya 郷はアムール川下流方面ナナイの居住地。

Perminka, Pussar (Puszar), Samar, Sieche\*, Soigor (Sorgor), Tumali, Udynka, Xojer, Xomi\*, Yukaminka (Yukamsy) (\*印がついたものは1897年の統計調査までに消滅していた氏族である)。

これらを『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』所収の18世紀の辺民氏族の一覧表と比較すると次のように対応する(表2も参照)。

Bel'dai=4. 「必勒達奇哩」[Bildakiri]

Bural=21. 「部爾哈勒」(Burhal)

Gail=17. 「嘎奇拉」[G'akila]

- Geiker=1. 「葛依克勒」 [Geikeri]  
 Jaksor=7. 「扎克蘇嚕」 [Jaksuru]  
 Jolor=15. 「卓勒霍羅」 [Jolhoro]  
 Donka= 「東克」 (Dongka) (12. 「瑚定克」 [Hudingke] の郷 gašan)  
 Kile=18. 「奇勒爾」 [Kiler]  
 Neergu=2. 「額叶爾古」 [Neyergu]  
 Ojal=6. 「烏扎拉」 [Ujala]  
 Pussar=3. 「富斯哈喇」 [Fushara]  
 Samar=19. 「塞瑪爾」 [Saimar]  
 Soigor=14. 「揣果爾」 [Coigur]  
 Tumali=16. 「圖墨里爾」 [Tumelir]  
 Udynka=11. 「烏定克」 [Udingke]  
 Xojer=5. 「賀齊克哩」 [Hecikeri]  
 Xomi=13. 「霍勉」 [Homiyān]  
 Yukaminkan= 「玉奇瑪爾」 (Yukimar) (18. 「奇勒爾」 [Kiler] の郷 gašan のひとつ) ([ ] 内は『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の表紙の装飾に使われている檔案の原文の写真と三姓副都統発行の郷長 gašan da の任命書より復元した満州語の原綴り, ( ) 内は漢字表記から類推した満州語の原綴りである。なお辺民氏族に付された数字は表2と共通の番号である)

結局上記27の氏族の内、18の氏族が18世紀の辺民の氏族に由来することになり、その割合は3分の2になる。しかも、Aktanka 氏族、Perminka 氏族はアムール・ナナイ最大の氏族である Bel'dai 氏族からの分派であるとも考えられ、Oninka 氏族は Neergu 氏族と関係が深く、19世紀末期にはそれを吸収している。それらの事情を勘案すれば、18世紀の辺民氏族に由来する氏族の比率はもっと高くなるだろう。

なお、18の辺民氏族に由来する氏族の内、Bel'dai, Gail, Jaksor, Jolor, Ojal, Pussar, Soigor, Tumali, Xojer, Xomi の10の氏族は第1節で触れた順治10年(1653年)に清朝に朝貢した使犬部落の10姓に相当する<sup>37)</sup>。また、Geiker, Possar,

37) 第2節でも紹介したように、当時の名称はそれぞれ畢兒達齊里 (Bildakiri), 戛即喇 (G'agila), 加克素鹿 (Jaksuru), 趙兒果案 (Jolgoro), 吳甲喇 (Ujala), 副使哈喇 (Fushara), 綽各案 (Coger), 涂墨拉勒 (Tumelir), 黑吉克勒 (Hejigeri), 何面 (Homiyān) と表記されている (( ) 内は漢字表記から類推した満州語の原綴り) [清代中俄関係檔案史料選編 1981: 2]。

Luer, Ojal は17世紀のフルハ部の氏族でもある<sup>38)</sup>。これら17世紀の使犬部落, フルハ部由来の氏族はいずれも成員数が多く, アムール・ナナイの中核を成す氏族である。そして, 19世紀末期に消滅した氏族をのぞいていずれも今日まで存続している。したがって, アムール・ナナイでは氏族構成の中核は17, 18世紀以来の辺民氏族からなっていたといえよう。

次にゴリン川とキジ湖の間でナナイに隣接するウリチの氏族構成を検討しよう。スモリャーク A. V. Smolyak が整理した1850年代から1920年代にかけての時代のウリチの氏族には次のようなものがあった [SMOLYAK 1963: 146-148, 1975: 95-96] (表6, 図9も参照のこと, なお各氏族に付した番号は表6, 図9と共通である)。

1. Aimka, 2. Al'dusal', 3. Angin, 4. Awali, 5. Bayawsal, 6. Bel'dy, 7. Bural, 8. Cherul', 9. Dankan, 10. Duwan, 11. Gail, 12. Gal'dancha, 13. Gubatu, 14. Jatala, 15. Jarincha, 16. Jechuli, 17. Kilor, 18. Konincha, 19. Kuisali, 20. Lonki, 21. Moudancha, 22. Mulinka, 23. Munin, 24. Ol'chi, 25. Orosugbu, 26. Pil'duncha (Udy), 27. Punadi, 28. Samandin (Samar), 29. Senkian, 30. Sigdeli, 31. Sulaki, 32. Tumali, 33. Ujal, 34. Ul'chi-xala, 35. Wal'ju, 36. Xatxil, 37. Xojer, 38. Xolgoi, 39. Egdemseli, 40. Jorincha, 41. Jaksul, 42. Chaisal

以上の氏族がすべて現在のウリチの居住地域を居住地とする氏族というわけではない。ウリチという「民族」は実に様々な由来を持つ氏族の集合体である。しかし, 17世紀, 18世紀の史料にその土地の氏族として登場していれば, 少なくとも当時その氏族の中核部分ないしは一部分が既にその土地に存在していたことになる。

上記の42の氏族の中で, 『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』所収の辺民氏族の一覧表にも名前を連ねているものは次の15氏族である (表2参照)。

1. Aimka=26. 「阿雅瑪喀」(Ayamaka)\*
6. Bel'dy=4. 「必勒達奇哩」[Bildakiri]\*
7. Bural=21. 「部爾哈勒」(Burhal)+

38) フルハ部の氏族としての名称は Geikeri, Hūsihari, Luyara, Ujala であった。これら4氏族は三姓副都統配下の佐領を輩出しており, それが18世紀に辺民の氏族としても登録されているのは奇妙に思われるかもしれないが, これらの氏族は成員が八旗に参加した者と郷里に残留して辺民になった者とに二分したのである。Husihari/Fusihara と Ujala は17世紀にフルハと使犬部落の双方にまたがって存在しているが, そのことは「フルハ」, 「使犬部落」といった分類が清朝側の恣意的な分類であることを端的に表している。

表6 19世紀中期～今世紀初頭におけるウリチの氏族構成

集 落 名	氏 族 名
Bol'ba	4. Awali, 7. <i>Bural</i> , 15. Jarincha, 17. <i>Kilor</i> , 21. Moudancha, 29. Senkian
Wai	4. Awali, 18. Konincha, (時折ナナイが居住することあり)
Karpati	18. Konincha, 27. Punadi, 29. Senkian
Daideu	4. Awali, 11. <i>Gail</i> , 17. <i>Kilor</i>
Angan	4. Awali, 6. <i>Bel'dy</i> , 11. <i>Gail</i> , 16. Jechuli, 17. <i>Kilor</i> , 32. <i>Tumali</i>
Pashunya	6. <i>Bel'dy</i>
Xol'dyukta-da	32. <i>Tumali</i>
Paxta	4. Awali, 6. <i>Bel'dy</i> , 7. <i>Bural</i> , 17. <i>Kilor</i> , 18. Konincha
Xalan	4. Awali, 11. <i>Gail</i> , 13. Gubatu, 26. <i>Pil'duncha</i> , 32. <i>Tumali</i>
Gawan' (Gauni)	4. Awali, 15. Jarincha, 20. <i>Lonki</i> , 21. Moudancha, 23. Munin, 28. <i>Samandin</i>
Peda (Yai 川)	12. Gal'dancha, 21. Moudancha, 22. Mulinka, 23. Munin
Pulya ( // )	12. Gal'dancha, 20. <i>Lonki</i> , 21. Moudancha, 22. Mulinka, 28. <i>Samandin</i>
Undani ( // )	12. Gal'dancha, 21. Moudancha, 28. <i>Samandin</i>
Ferma (Xywyndani)	11. <i>Gail</i> , 16. Jechuli, 31. Sulaki
Koton	16. Jechuli
Udan	16. Jechuli, 19. <i>Kuisali</i> , 31. Sulaki, 33. <i>Ujal</i>
Dyren	16. Jechuli, 19. <i>Kuisali</i>
Kujum	25. <i>Orosugbu</i>
Pul'sa	10. <i>Duwan</i> , 16. Jechuli
Mul'ka	10. <i>Duwan</i> , 16. Jechuli, 33. <i>Ujal</i> , 38. Xolgoi
Monokodawa	25. <i>Orosugbu</i> , 38. Xolgoi
Kada (カダ湖)	4. Awali, 10. <i>Duwan</i> , 24. Ol'chi
Doxta	25. <i>Orosugbu</i>
Sarxi	25. <i>Orosugbu</i>
Bulawa	10. <i>Duwan</i> , 16. Jechuli, 24. Ol'chi, 25. <i>Orosugbu</i> , 33. <i>Ujal</i>
Tawrawni	25. <i>Orosugbu</i>
Dal'daku	25. <i>Orosugbu</i>
Auri	3. Angin, 6. <i>Bel'dy</i> , 25. <i>Orosugbu</i>
Mai	3. Angin, 6. <i>Bel'dy</i> , 10. <i>Duwan</i> , 35. Wal'ju, 41. <i>Jaksul</i>
Dudi	1. <i>Aimka</i> , 2. Al'dusal', 25. <i>Orosugbu</i> , 39. Egdemseli
Wesse	39. Egdemseli
Mongol	29. Senkian, 30. Sigdeli, 35. Wal'ju, 40. Jorincha
Kadushka	35. Wal'ju
Kada (Savinsk)	5. Bayawsal

Koima	5. Bayawsal, 8. Cherul', 30. Sigdeli
Paxta (Pokrovka)	8. Cherul'
Kazima	37. <i>Xojer</i>
Puli	37. <i>Xojer</i> , (ナナイの Samar 氏族も居住)
Uxta	34. Ul'chi-xala, (ニヅフも居住)
Tencha	37. <i>Xojer</i>
Kadaki	37. <i>Xojer</i>
Sulankusi	9. Dankan, 14. Jatala
Sil'churu	9. Dankan, 36. Xatxil
Ken'zha	26. <i>Pil'duncha (Udy)</i>
Kol'chom	14. Jatala, 26. <i>Pil'duncha (Udy)</i> , 39. Egdemseli
Joloko (Udyl' 湖)	26. <i>Pil'duncha (Udy)</i>
Jolmaki ( / )	1. <i>Aimka</i> , 26. <i>Pil'duncha (Udy)</i>

([SMOLYAK 1963: 146-148] による)

(斜体字のものは18世紀の辺民氏族に由来する氏族であることを示す。なお、集落は上流から下流へ向かう順序で記載した)

- 10. Duwan = 「都万」(Duwan) (22. 「奇津」Kiji の郷 gašan のひとつ)
- 11. Gail = 17. 「嘎奇拉」[G'akila]\*
- 17. Kilor = 18. 「奇勒爾」[Kiler]\*
- 19. Kuisali = 31. 「庫頁」(Kuye)
- 20. Lonki = 25. 「瓏奇爾」(Lonkir)
- 25. Orosugbu = 「鄂羅索布果」(Orosobgu) (23. 「哈勒滾」Halegun の郷 gašan のひとつ)
- 26. Pil'duncha (Udy) = 24. 「烏迪爾」(Udir)
- 28. Samandin (Samar) = 19. 「塞瑪爾」[Saimar]\*
- 32. Tumali = 16. 「圖墨里爾」[Tumelir]\*
- 33. Ujal = 6. 「烏扎拉」[Ujala]\*
- 37. Xojer = 5. 「賀齊克哩」[Hecikeri]\*
- 42. Chaisal = 20. 「柴塞勒」(Caisal)+

(\*印のついたものはナナイとの共通氏族, +印のついたものはナナイ, ウリチの中間氏族, \*印のついたものはネギダールとの共通氏族であることを表す。なお辺民氏族に付された数字は表2と共通の番号である)

辺民に由来する氏族は42氏族の中の15氏族であるから、割合は約35.7% (3分の1強)である。ナナイの場合が3分の2であったことを考えると、辺民氏族に由来する

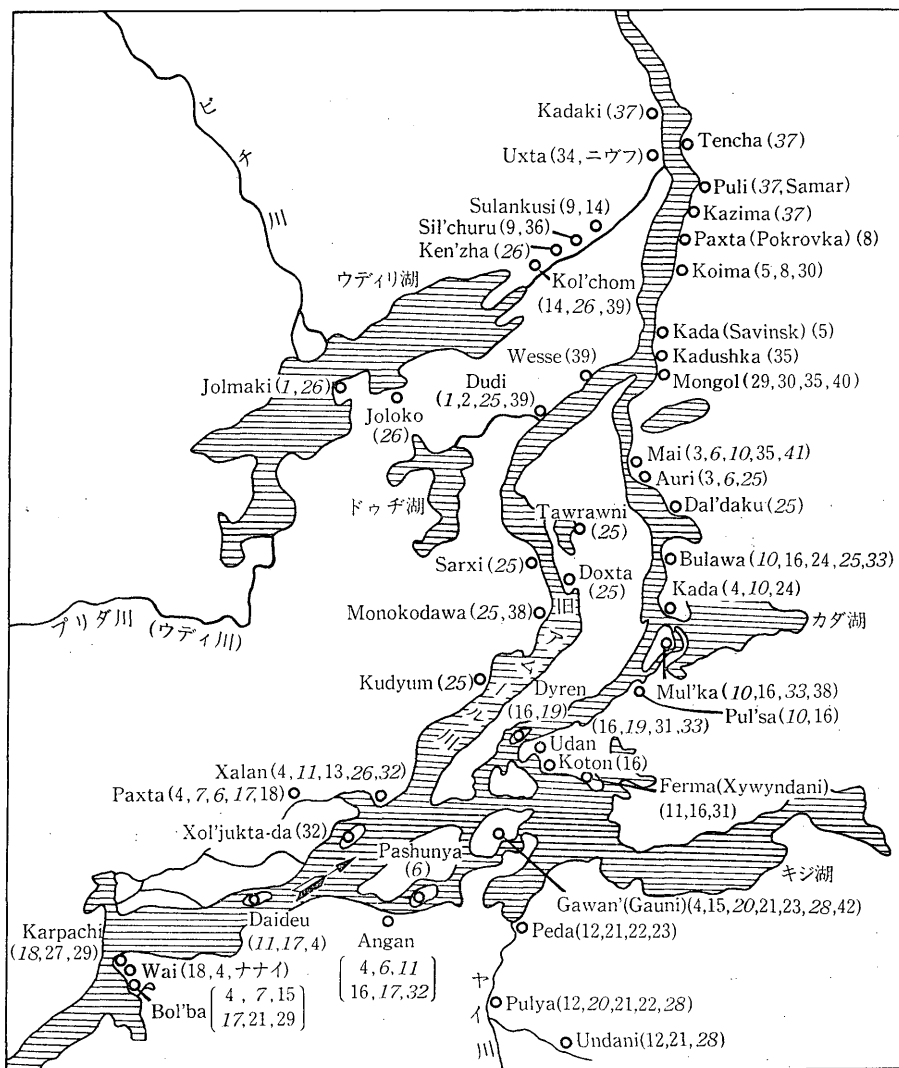


図9 19世紀中期～今世紀初頭におけるウリチの氏族分布  
 (数字は表6記載の氏族の番号を表す。また斜体字の番号は辺民氏族に由来する氏族であることを表す)

氏族の割合はナナイの半分ということになる。しかも記号を付して表したように、15氏族内 Bel'dy, Gail, Kilor, Samandin (Samar), Ujal, Tumali, Xojer はナナイの氏族と名称を同じくする氏族であり、Bural と Chaisal はナナイとウリチの中間的な性格を持った人々の氏族である。また、Aimka はネギダールとの共通氏族である。したがって、明らかにウリチ固有の氏族で、辺民時代より記録に残されていたの

は Duwan, Lonki, Orosugbu, Pil'duncha (Udy), Kuisali の5つの氏族である<sup>39)</sup>。

上記15の辺民氏族に由来する氏族の分布には一定の傾向が見られる。すなわち、ナナイとの共通氏族と中間氏族はウリチの居住範囲の中でも比較的上流方面に偏っており、ナナイの各氏族の分布の延長上にある。ただし、Xojer 氏族だけは逆に極端に下流に偏っており、ニヅフと常に接する集落に多い。そして、それ以外のウリチ固有の氏族はキジ湖よりも下流に分布する傾向にある。また、辺民として登録されなかった氏族はウリチの居住地に満遍無く分布する(図9参照)。

乾隆時代のアムール川下流域の住民の分類は、キジ湖を境にしてそれより上流を「赫哲」、下流を「費雅喀」とする傾向にあった。そのことを勘案すれば、ウリチの氏族でもナナイとの共通の氏族または中間的な氏族は、かつて「赫哲」と分類されており、ウリチ固有の氏族またはネギダール、ニヅフとの共通性を持ったものが「費雅喀」に分類されていたともいえる。そして、18世紀に「費雅喀」と分類された人々の内、個々の氏族名をきちんと辺民の氏族として登録されたのは、現在のウリチの氏族に連なる Duwan, Lonki, Orosugbu, Pil'duncha (Udy), Kuisali の5つの氏族だけであったということになる。残りは住民名を氏族名として 30. 「費雅喀姓」Fiyaka hala という氏族が設定され、そこにまとめられてしまったのである。

したがって、当然18世紀の「費雅喀」という住民、「費雅喀姓」Fiyaka hala という辺民氏族にはニヅフだけでなく、ウリチの祖先となる人々も含まれていたことになる。その証拠に、「費雅喀姓」の郷 gašan には「烏克屯」(Uketun) すなわち Uxta/Uxtr, 「魁瑪」(Kuima) すなわち Koima, 「奥哩」(Aori) すなわち Auri などの19世紀中期以来代表的なウリチの集落とされるものが含まれている。

ついでにニヅフの氏族構成と辺民氏族との関係についていえば、ニヅフには100近い無数の氏族があるにもかかわらず(表7参照)、18世紀の辺民氏族の一覧表には同じ名前もしくは類似の名前の氏族がひとつたりとも登録されていない。いい替えれば、ニヅフには辺民氏族に直接由来する氏族はひとつもないことになる。

当時アムール川の河口周辺部やサハリン北部にも清朝の支配の手は確実に延びていた。その証拠に 30. 「費雅喀姓」Fiyaka hala の郷 gašan として登録された集落の

39) この5つの氏族の中でも、Kuisali はアイヌ起源の氏族である。これを 31. 「庫頁」Kuye に比定したのは、それが『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』の所収の檔案の中で「赫哲費雅喀」Heje fiyaka の範疇に分類され、大陸側の辺民として扱われていたからである。「赫哲費雅喀」という表現は大陸側辺民の総称であり、サハリンの辺民は「庫頁費雅喀」Kuye fiyaka と呼ばれる。しかし、31. 「庫頁」がアイヌ起源のウリチの氏族である Kuisali の直接の祖先であるかどうかの証拠はない。そのほか、Duwan 氏族はサハリンのアイヌかニヅフに由来する氏族で、ニヅフにも同名の氏族があり、互いに由来を同じくすると意識されている。Pil'duncha (Udy) はウデヘに由来するともいわれ、Udy という名称は Udehe を指すともいわれる。



表7 19世紀末期～今世紀初頭におけるニヴフの氏族構成

地 域	氏 族 名
サハリン東海岸	Akrwong, Kewong, Kedaung, Kekrwong, Koiwong, Lyubunkal, Lawng, Mskwong, Tlaglun, Tywlifing, Tygmychfing, Tywnynkal, Tykfing, Pil'daung
サハリンティミ川流域	Arkaifing, Wiskwong, Koiwong, Kryuzping, Plyifwong, Ruifing, Sakwong, Toiwong, Tywnynkal, Urmykwong, Uskwong, Xunniwong, Chiriwong, Chxarshping, Shannifing, Yrkyrshping
サハリン西海岸 (Pogibi村以北)	土着の氏族: Palxping, Pilawong, Pnyag'an, Pyrkifing, Townung, Choran, Chfaun, Yg'nyng 大陸由来の氏族: Kegngang, Koznankal, Lezngran, Nyon'lak, Nog'lan, Targ'ong, Xyixnyn, Xirlyong, Xutyrgan, Cheiwung, Chomiping, Chfynung
サハリン南部	土着の氏族: Arkaifing, Kryuzfing, Kenabung, Ryiwng 北からの氏族: Lezngran, Pyrkifing, Chfynung
アムール川河口周辺の海岸地帯 (アムール・リマン)	右岸: Kegngang, Nyon'lak, Pilawong, Mybing, Xutyran, Xyixnyn, Chomiping, Choran, Iyg'won 左岸: Akkal, Arg'ong, Kegngang, Mat'-Kegngang, Pila-Kegngang, Lezngran, Megrifing, Kaw'yung, Targ'ong, Tnaunung, Choran, Cheiwung, Chfynung, Yg'nyng アムール本流に由来: Amngkal, Arg'ong, Wazxfing, Dexal', Lumrping, Ngag'ramlang, Twabing, Xirlyong, Xutewix
アムール川本流	Amngkal, Arg'ong, Dexal', Kegngang, Lezngran, Lumrping, Ngag'ramlang, Pilawong, Pyrifing, Tamliwong, Twabing, Xirlyong, Xojer, Xutewix, Choran, Yg'nyng, Chfynung

([SMOLYAK 1974]による)

中には「布叶爾」(Buyer) すなわち Puir (アムール川河口, 左岸の海岸にある集落。現在でもニヴフの有力な村である), 「廟」(Miyoo) すなわち Meo (アムール川右岸の集落), 「扎哈達」(Jahada) すなわち Chxardax (アムール川河口近くの左岸の集落), 「喜雅里」(Hiyari) すなわち Xiyare (シュレンク L. Shrenk がニヴフの最も上流の村としたところ) など19世紀中期以降の民族誌にニヴフの集落とされたところが含まれている。しかし, 清朝はその住民の個々の氏族を登録しなかったのである。

ニヴフの氏族 *kxal* もナナイと同じく父系出自集団であり, 父系のラインでたどれる共通の祖先を持つと信じる人々からなる集団である。しかし, その機能, 属性にはナナイとは異なる点がある。それは言語系統と結びついた文化的な固有の独自性 (ナナイはツングース語の一派であり, ニヴフ語はそれとは異なる系統不明の言語である) による相違であるとともに, 歴史的な要因による相違, すなわち清朝支配の影響の強

弱などによる相違でもある。

例えば、ニヴフの氏族 *kxal* はナナイの氏族 *xala* に比べてひとつひとつの氏族の規模が小さい。それは両民族の人口と民族誌に現れる氏族の数とが端的に表している。1897年の統計では当時アムール・ナナイの人口は5439人（当時の民族分類でゴリド Gol'dy とサマギール Samagiry を合わせた数）だったのに対し、ニヴフは4615人（これにはニヴフの代表的な大集落であったコリ村 Kol' とチョミ村 Chomi の人口が含まれていない）であり [PATKANOV 1906: 53, 153; SMOLYAK 1975: 24], 両者とも規模はほぼ互角であったといえる。しかし、ナナイでは Samar 氏族すなわちかつてのサマギールをいれても27の氏族 *xala* しかないのに対し、ニヴフでは実に100近い数の氏族 *kxal* が知られている。しかもナナイには Bel'dai (929人), Kiler (581人), Xojer (456人), Samar (425人) というような巨大な氏族があり、それらは内部に直接の親族関係のない成員や由来を異にする下位集団を抱えている場合が多いのに対して、ニヴフでは数十人のレベルの氏族しかない。恐らくニヴフの *kxal* には「氏族」clan よりも「リネージ」lineage という概念を適用した方が適切なものもあると思われる。

氏族、リネージのような単系出自集団は世代を経るとともに、分裂ないし分節をしていくのが自然の姿である。例えば、満州人の氏族 *mokun* でも5世代たたねば分裂は許されないとされるが、逆に見れば、6世代以上前に遡らねば共通の祖先が見つからないグループは独立して新しい氏族 *mokun* を結成することができる。満州の場合は文書記録としての氏族簿、氏族譜が残されるので、成員間の親族関係や、分裂した *mokun* 間の系譜的な繋がりまで明白であるはずだが、それでも成員が地理的に離れたなどの理由で分裂が起きる。

文字記録を持たないアムール川下流域の住民の場合は、成員間の親族関係は記憶に頼るしかないため、移住などで成員が離散すればたやすく忘れられ、それだけ新しい氏族ができる機会も多いはずである。事実、ニヴフ、ウリチなどでは分裂によって新しい氏族が生まれ、成員が死に絶えたり、有力な氏族に吸収された氏族は次々に消滅した。つまり、氏族構成は常に新陳代謝を繰り返したわけである。

ナナイの氏族も基本的にはそのような性格を持っている。そして、新しい氏族の分裂誕生、古い氏族の吸収消滅も起きている。例えば18世紀の辺民以来の古い氏族である Neergu 氏族は19世紀末期に Onenko 氏族に吸収された。また、順治10年（1653年）に朝貢に現れて以来知られていた Xomi 氏族は19世紀末期には消滅している。そのほか各氏族には離合集散の歴史を物語る伝承が数多く残されている。しかし、氏族

の新陳代謝はニヴフ、ウリチに比べると緩慢であった。その証拠に17世紀以来名称も変わらず現在まで存続した氏族が9つもあったのである。

ナナイに氏族の数が少なく、しかも古い大きな氏族が存続したのは、それだけ彼らに対する清朝支配の影響が強かったことを物語っている。本来清朝は辺民の間に伝統的にあった氏族 *xala/hala* を利用し、それを行政組織の末端に取り込んだが、支配が長くさらに徹底するとともに、逆に清朝が規定した社会組織が辺民の伝統的な社会を拘束するようになる。清朝の収貢頒賞業務はあくまでも登録された氏族 *hala*、集落 *gašan* に基づいて行なわれたために、中国、満州方面からの物資を得るためにはそれに従わねばならないからである。ナナイの祖先達は関係が疎遠になって、本来ならば分裂するところでも、または外から別の集団を取り込んで、乾隆15年(1750年)以降は新しい氏族の創設が清朝に認められない以上、登録済みの氏族の名前を保持していなければならなかった。*Bel'dai* などの大氏族に親族関係がないいくつかの下位集団が含まれているのは、収貢頒賞の恩恵に預かるために、本来ならば分裂するはずの集団も、後から加わってきた集団も *Bel'dai* などと名乗っていたからである。

このように、清朝が規定した社会組織が伝統社会を縛っていく現象は、辺民の中心的存在であった「赫哲」と呼ばれる人々を中心に見られた。ウリチの氏族構成でも述べたが、ウリチの氏族の中でもキジ湖よりも上流の「赫哲」に分類されていた人々の氏族、つまり *Bel'dy*, *Ujal* などのナナイとの共通の氏族と、*Chaisal*, *Bural* などは18世紀の辺民に由来する氏族である。彼らも収貢頒賞の恩恵を得るために辺民として登録された氏族名称を保持し続けたといえる。

しかし、「費雅喀」をはじめとする遠隔地の人々にとっては清朝の行政組織はあまり意味を持たなかった。特に「費雅喀」の地、すなわちキジ湖より下流の今日のウリチ、ニヴフの地域では、清朝はその社会を把握できなかった。ここは小さな氏族が絶えず離合集散を繰り返し、しかも各氏族が社会生活、宗教行事などにおいて、実に複雑な関係を結び、それが社会構造の中核をなしていたからである。

例えば、ニヴフでは氏族 *kxal* 間の関係において *wife giver* であるか、*wife taker* であるかが大きな意味を持つ。前者は後者に対して常に象徴的に優位に立つ。例えば、ニヴフの熊祭(飼い熊儀礼)は氏族成員の弔い上げの儀式でもあるが、その時、主催する氏族 *kxal* は常に *wife giver* に当たる *kxal* を上座に据え、その成員に重要な役割を担ってもらわなければならない。熊を殺すときの一番矢を引く役は必ず *wife giver* の *kxal* の成員に与え、饗宴においては常にその長老に真っ先に一番上等な肉を食べてもらおう。しかもこの優劣関係は二重構造になっており、結婚に際して、婿の *kxal*

は婚資を嫁の *kxal* にではなく、嫁の *kxal* にとって wife giver となる *kxal* に贈らなければならない（ニヴフの社会構造の詳細については [黒田 1974, 1975] を参照）。

人類学者でも理解しがたいこのような複雑なニヴフの社会構造を収貢頒賞に携わる清朝の官吏達がたやすく把握できたとは思えない。彼らは無数に存在し、しかも理解しがたいほどに複雑な関係で結ばれているニヴフの *kxal* をひとつひとつ登録するのをあきらめ、結局全部まとめて「費雅喀姓」Fiyaka hala として、有力な家系を姓長 hala i da と郷長 gašan da に任命するだけにとどめたのである。「費雅喀姓」の中にウリチの祖先と思われる人々が含まれているのは、キジ湖より下流ではウリチとニヴフの混住の集落もあるなど両者が常に密接に接触していたこと、ウリチにもニヴフほど複雑ではないが、類似の氏族間関係が見られたことなどにより、一部の明確な氏族（Orosugbu, Udy など）をのぞいて一緒にされてしまったものと思われる。

以上アムール川本流域のナナイ、ウリチ、ニヴフを例にとって氏族構成、さらには社会構造の相違に清朝支配の徹底度が絡んでいることを述べてきたが、同じことが周辺の支流のネギダール、ウイルタ、オロチ、ウデへらにも当てはまる。彼らの状態はナナイとニヴフの中間的なもので、辺民氏族に登録されたもので今日まで存続した氏族もあれば、辺民制度とは全く関係なかった氏族もある。したがって、清朝の支配も中途半端に終わったといえよう。乾隆15年に固定された辺民氏族には現在のどの氏族に当たるか全く見当のつかないものが10以上残されているが、それは恐らくネギダール、オロチら周辺の住民の氏族である可能性が高い。しかし、かつて実際に存在して現在までに消滅したのもあれば、清朝の官吏が誤りを犯し、実際には存在しなかったものを登録していたことも考えられ、一概にどの民族のどの氏族であるとは断定できない。

本節では清朝統治の社会的な装置とその影響について述べてきた。その結果いえるのは、この辺民支配のための社会的装置は、対象とした辺民達の固有の社会組織を利用しながらそれを行政組織の末端に組み込んだものであり、辺民の社会に大きな影響を及ぼしていたことである。そしてさらにその影響の地域的な相違が民族誌時代の住民の社会構造の相違に反映されていたことが明らかになった。

## 終節 結 論

以上、清朝の統治がアムール川下流域とサハリンの住民に対してどのような影響、意味があったのかについて物質文化と社会構造の2つの側面から考察を加えた。その

結果、まず物質文化の側面では、当該地域の住民の物質文化、経済生活は交易、朝貢によって外からもたらされる物資に大きく依存していたことが明らかになった。その外からの物資の中で最も比重が高かったのが、毛皮貢納の恩賞として与えられる烏林であり、それは満州官吏の朝衣またはその材料となる緞子などの絹織物、毛織物、その他針、糸、櫛などの小物であった。それらは当該地域の住民の衣文化を支えるだけでなく、北海道のアイヌや日本との交易の時の商品となり、彼らはそれらによって今度は日本から毛皮、鍋釜などを手に入れることができた。

清朝が課した黒貂の毛皮による朝貢は結果的に満州と日本とを結ぶ壮大な交易路を発達させることになった。この両端が開いた道を物資が自由に往来することで、その経路にいるアムール川下流域とサハリンの住民に物質的、経済的恩恵がもたらされたわけである。しかし、近代国家の進出とそれらによる国境の策定によってこの交易路が閉ざされるとともに、彼らの経済的な繁栄も終焉する。19世紀中期、つまり民族誌時代に入る直前までの彼らの物質文化の豊かさはあくまでも自由な物資の往来によって支えられていたのである。

次に清朝統治の社会構造への影響については、清朝が当該地域の辺民の社会をどこまで理解、把握したかによって地域的な違いが生じたということがいえる。

清朝は基本的に辺民の社会を把握するために彼らに本来的に存在した氏族 (*xala/hala/kxal*) と集落 (*gasyan/gassa* など) を利用した。清朝はそれらの社会組織に満州人社会の基本的な組織であった氏族 *hala-mokun* や集落 *gašan* との共通性を見だし、それらに満州社会を投影させて統治に利用したのである。そして、キジ湖より上流の「赫哲」のようにその意図が確実に実現された地域では清朝が規定した氏族 *hala* や集落 *gašan* がその住民の氏族 *xala/hala*、集落 *gasyan/gassa* を規定し始め、民族誌時代以降も辺民時代の氏族や集落が数多く保持された。ナナイの大部分と、ウリチの一部に辺民由来の氏族が多数残されていたのはそのためであった。

しかし、キジ湖以下の「費雅喀」と区分された人々のように遠隔地では清朝官吏の監督も不十分で、かつ官吏達はその社会の基本構造を理解できなかつたために、住民の社会組織を行政組織の末端に組み込むことができなかつた。そのような地域では固有の社会規範、慣習が根強く生き続け、民族誌時代に確認された氏族または出自集団も辺民氏族に由来するものはごく少数しかなかった。現在のキジ湖以下のアムール川流域とサハリン北部に住むウリチ、ニヴフの氏族の中で辺民氏族に由来するものはウリチのごくわずかな氏族にすぎず、ニヴフにはそのような氏族 *kxal* はひとつもないのはこのためである。

アムール川の支流（左岸のアムグン川、ゴリン川、クル・ウルミ水系、右岸のフンガリー川、ドンドン川、ピキン川、ニマン川などの流域）でも一部の氏族は乾隆15年（1750年）の辺民戸数確定時に辺民氏族に登録された。しかし、その時漏れた氏族が多く、また、その後新たに分裂ないし統合によって発生した氏族も、清朝は全く追跡していないことから、18世紀の辺民氏族に由来するものは民族誌に記載されている氏族のごく一部でしかない。ただし、今日のオロチ、ウデへの社会慣習には部分的に満州人の影響（例えば裁判を取り仕切る裁判長を *jangin* というなど）がいくつか見られる。

本稿では清朝の統治がアムール川下流域とサハリンの住民に与えた影響を物質文化と社会構造の2つの側面から見てきたが、実は影響はそれだけに留まらない。実際は彼らの精神文化、宗教生活にも深い影を落としている。

例えば、ナナイの間には信仰対象となる精霊の体系として *enduri*（正確には [ənduri]）と *sewa*（正確には [səwə]）という2つの体系がある。前者は満州人とアムール川下流域のツングース系の諸民族に共通であり、後者は満州人以外のツングース系の諸民族（エヴェンキら北方ツングースも含む）に共通である。そして、*sewa* に比べ、*enduri* の方が儀礼も信仰対象もより洗練され、かつナナイの間では *enduri* の方が強力であると信じられている。したがって、*enduri* というのは満州人またはその祖先達（例えば女直など）の間で発達した信仰形態と信仰対象がアムール川下流域に普及したものであるということが出来る。ただし、その普及した時代が清朝支配時代であったとは限らない。アムール川下流域と満州（中国東北部）との文化的な交流は遙か昔から続いており、清朝興隆以前に広がっていたとも考えられる。

そのほか、1920年代の調査ではゴリン川の Samar 氏族（当時はまだサマギールと呼ばれた）の集落で漢人の民間信仰の神像を描いた聖画像（現地語で *maza* という）が多数発見され、収集されている。それらの聖画像の中には例えば、関帝のような代表的な中国の民間信仰の神が描かれているものもある。その調査を行なったコジミンシキー I. I. Koz'minskii によれば、それらの聖画像は何か願をかけるときに使用されたらしく、その画像に祈りを捧げ、願い事を託した後、焚き上げられる。その際、焼かれた聖画像が高く舞い上がれば願い事は叶えられ、下に落ちれば、受け入れられないとされる [OFMAE 3348-204]。そのような聖画像とそれにまつわる信仰、儀礼がいつ、どのようにしてゴリン川流域に持ち込まれたかについてはまだ何の資料もないが、このことはアムール川の支流域まで中国、満州の文化の強い影響下にあったことを物語っている。

さて、序節において清朝の支配が当該地域の多様なエスニシティの形成に関与したのではないかということをはのめかしておいたが、最後にその点について触れておこう。

アムール川下流域とサハリンのエスニシティは実に複雑な様相を呈している。現在の民族学、人類学で認められているこの地域の原住民の「民族」はツングース系のナナイ、ウリチ、オロチ、ウデヘ、ネギダール、ウイлта(オロッコ)、エヴェンキと言語系統不明のニヅフとアイヌであることは本稿の冒頭で述べておいた(アイヌは現在公的にはサハリンには存在が認められていない)。しかし、この分類が当該地域のエスニシティを忠実に反映したエスニック・グループであるとは決していえない。この分類の成立過程を省みれば明らかであるが、それはシュレンクらが19世紀末期に整理した分類を補足しながらも、行政側の要請と当地のロシア人の間に流布していた名称分類との妥協でできた分類である。したがって、厳密な意味でのエスニック・グループへの分類であるとはいえない。

しかし、他方でこの地域のエスニック・グループをいかに設定すべきかという議論が本格的になされたことがないのも事実であり、また「エスニック・グループ」、「エスニシティ」という概念そのものに対する定義も定まっていない。ただ、前にも述べたように、一般的な傾向として、「エスニック・グループ」を特定の文化要素を共有する、共通の出自を持つといった調査者に明らかに見える客観的な要因とともに、自分が所属するという帰属意識、すなわち住民の主観的な意識によっても支えられているとする意見が有力になっている。

当該地域の場合、特定の文化要素(例えば言語、物質文化、宗教など)を分類の指標に使おうとすると、各要素の分布が余りにも複雑なために境界線が設定できなくなるという現象が起きる。上記の8つの「民族」も妥協の産物であり、各文化要素の分布はほとんど民族の分布境界と一致しない。

しかし他方で、住民の主観的な意識を重視しても、彼らが帰属意識を持つ集団は重層しており、やはり複雑な分布図を描く。例えば、スモリャーク A. V. Smolyak は当該地域の住民が帰属意識の対象とする集団として近隣の集落からなる常に日常生活をともにする地域集団、時折協力し合って漁撈、狩猟活動を行なうこともある地域集団の集合体(これがコミュニケーション可能な範囲となるかもしれない)、そして父系氏族の3種類の集団を挙げている [SMOLYAK 1975: 52]。この3集団の関係では、特に地域的な集団と氏族とは互いにクロス・カットしあうのが通例である。しかし、最近の研究ではこれらの集団は機能する場面を異にすることがわかってきている。例え

ば、地域的な集団は特に漁撈や狩猟などの生産活動において機能するのに対し、氏族は祖先供養、氏族の守護霊に対する供犠祭礼など宗教的な活動で機能するといわれる。常日頃は集落単位、または近隣の集落が一緒になって氏族とは関係なく漁撈活動が行なわれるのに対し、儀礼となると近隣の同じ氏族に属するものが集まって行かない、その集落内の者でも氏族が異なればただの客人として扱われる。

結局当該地域の住民は機能、属性の異なる集団をそれぞれ使い分けていたわけで、研究者は特定の種類の集団をもって本人の帰属意識に基づく「エスニック・グループ」であるといい切ることはできない。しかし、地域的集団も氏族もいずれもエスニック・グループの設定には欠かせない集団であることは事実である。その中でも氏族は200年を越える時間軸上でのエスニック・グループの変遷とエスニシティの形成過程を見る場合には最も重要になろう。というのは氏族は成員権が出自に依存するため、世代を越えて存続するからである。

清朝は上述のように辺民支配の社会装置に辺民達が本来的に保持してきた氏族と集落を利用し、それらを逆に規定してきたわけである。その意味で清朝の統治はこの地域のエスニック・グループとそれが表出する性格の総体であるエスニシティの形成に深く関わっているといえる。例えば、自然状態ならば世代を経るうちに次々と分裂ないし分節を起し、絶えず新陳代謝を繰り返すはずの氏族を200年以上にわたって縛り続けたことも実は支配対象とされた辺民たちのエスニシティに重大な影響を及ぼしていたはずである。そして、長い間清朝の行政組織として拘束されたか否かの違いが、氏族の属性と構成に地域的な相違を生み出すとともに、どのような属性の氏族を社会に持つか、どのような氏族構成をなしているかがまたエスニック・グループとして自他を区別する指標にもなり得る。

従来、アムール川下流域とサハリンに見られる多様なエスニシティの形成についての議論には内部での文化接触と、せいぜいシベリア方面からの北方ツングース的要素（エヴェンキ、エヴェンなど）とパレオ・アジア的要素（チュクチ、コリヤークなど）の流入ぐらいしか視野になかった。しかし、この地域は清朝という巨大国家が200年以上にわたって支配したという歴史を持ち、その影響は本稿のこれまでの考察以外にも計り知れないものが残されている。特に清朝を築いた満州人が当該地域の住民に言語的、文化的に近かったことも、清朝がここに独自の影響力を行使し得た理由のひとつであるとも考えられる。また、清朝の支配と同時に日本、朝鮮などはかの国家も密接な関係を保っていた。この地域のエスニシティの研究にはこれら周辺の国家とそれを築いた諸民族との関係も視野にいれなくてはもはや議論できないことになった。



## 付 記

本論文は昭和61年度、62年度の2年度にわたって行なわれた国立民族学博物館共同研究「シベリアにおける原住民文化の変容過程」（代表者・黒田信一郎北海道大学助教授、民博客員助教授）の研究成果の一部である。

## 文 献

### I. 著書、論文

阿南惟敬

- 1980a 「清初の黒龍江虎爾哈部について」『清初軍事史論考』甲陽書房所収, pp. 9-18, (初出『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社, 1961年)。  
 1980b 「清初の太宗の黒龍江の征討について」『清初軍事史論考』甲陽書房所収, pp. 19-44, (初出『防衛大学校紀要』第7輯, 1962年)。  
 1980c 「清初の東海虎爾哈部について」『清初軍事史論考』甲陽書房所収, pp. 45-73, (初出『防衛大学校紀要』第8輯, 1963年)。  
 1980d 「清の太宗のウスリー江征討について」『清初軍事史論考』甲陽書房所収, pp. 86-109, (初出『防衛大学校紀要』第20輯, 1970年)。  
 1980e 「清初の使犬国について」『清初軍事史論考』甲陽書房所収, pp. 74-85, (初出『榎博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社, 1975年)。

綾部恒雄

- 1985 「エスニシティの概念と定義」『文化人類学2』特集=民族とエスニシティ, 京都: アカデミヤ出版会。

安 俊

- 1986 『赫哲語簡志』北京: 民族出版社。

BARTH, F.

- 1969 Introduction. In F. Barth (ed.), *Ethnic Groups and Boundaries*, Boston: Little, Brown and Company.

DOLGIKH, B. O.

- 1958 Etnicheskiĭ sostav i rasselenie narodov Amura v XVII v. po russkim istochnikam, M. N. Tikhomirov ot. red., *Sbornik Statei po Istorii Dal'nego Vostoka*, Moskva: Izdatel'stvo AN SSSR, pp. 125-142.  
 1960 *Rodovoi i Plemennoi Sostav Narodov Sibiri v XVII v.*, (Trudy Instituta Etnografii, novaya seriya, tom LV), Moskva: Izdatel'stvo AN SSSR.

関 嘉 録・王 桂 良・張 錦 堂

- 1981 「清代庫頁費雅喀人的戸籍與賞烏林制」『社会科学輯刊』1981年第1期, pp. 85-92。

洞 富 雄

- 1956 『樺太史研究—唐太と山丹—』新樹社。

泉 靖一・赤松智城

- 1938 「赫哲族踏査報告」『民族学研究』4(3): 12-33, 日本民族学会。

加藤九祚

- 1986 『北東アジア民族学史の研究』恒文社。

児島燕子

- 1989 「18, 19世紀におけるカラフトの住民—「サンタン」をめぐる—」北方言語・文化研究会編『民族接触—北の視点から—』六興出版, pp. 31-47。

黒田信一郎

- 1974 「ギリヤーク社会の形成原理 (1) —L. Ya. Shternberg の記述を中心とする素描—」  
『北方文化研究報告』8: 29-44, 北海道大学文学部附属北方文化研究施設。  
1975 「ギリヤーク社会の形成原理 (2) —象徴体系の構造論的解読—」『北方文化研究報告』9: 29-60, 北海道大学文学部附属北方文化研究施設。  
1980 「トゥングース語系諸族の親族体系覚書 (一)」『北方文化研究』13: 1-22, 北海道大学文学部附属北方文化研究施設。

LAR'KIN, V. G.

- 1957 Nekotorye dannye o rodovom sostave udegeitsev. *Kratkie Soobshsheniya Instituta Etnografii AN SSSR*, No. XXVII, Moskva, pp. 35-41.  
1964 *Orochi*. Moskva: Izdatel'stvo Nauka.

LATTIMORE, O.

- 1933 The Gold Tribe, "Fishskin Tatars" of the Lower Sungari. *Memoirs of American Anthropological Association* 40: 5-77. (reprinted by Kraus Reprint Corporation, New York, 1964).

凌 純 声

- 1934 『松花江下游の赫哲族』上冊, 南京: 国立中央研究院歴史語言研究所。

LOPATIN, I. A.

- 1922 *Gol'dy Amurskie, Ussuriiskie i Sungariiskie*. (Zapiski Obshhestva Izucheniya Amurskago Kraya tom XVII), Vladivostok.

呂 光 天

- 1982 「明清之際黒龍江下游和庫頁島の少数民族」『社会科学輯刊』1982年 第6期, pp. 98-109。

マーク, R. K. (МААК, R. K.)

- 1972 「アムール河流域民族誌」北方産業研究所編訳『季刊ユーラシア』5: 65-93, 6: 125-152, 7: 167-223 (1859 *Puteshestvie na Amure*, SPb.)。

増井寛也

- 1983 「清初の東海フルガ部とゴルドの形成過程」『立命館史学』4: 100-135, 立命館大学。

松浦 茂

- 1987 「清朝辺民制度の成立」『史林』70(4): 1-38, 京都大学文学部内史学研究会。

MELIKHOV, G. V.

- 1985 The Northern Border of the Patrimonial Estates of Manchu (Ch'ing) Feudal Lords During the Conquest of China (1640s to 1680s). In S. L. Tikhvinsky (ed.), *Chapters from the History of Russo-Chinese Relations 17th-19th Centuries*, Moscow: Progress Publishers, pp. 13-47.

小川運平

- 1909 『満州及樺太』博文館。

OGORODNIKOV, V. I.

- 1927 *Tuzemnoe i Russkoe Zemledelie na Amure v XVII v.* Trudy Gosudarstvennogo Dal'nevostochnogo Universiteta, Seriya III, Vladivostok.

PATKANOV, S.

- 1906 *Opyt Geografii i Statistiki Tunguskikh Plemen' Sibiri na osnovanii dannykh perepisi naseleniya 1897 g. i drugikh istochnikov*. chast'II, (Zapiski Imperatorskago Russkago Geograficheskago Obshhestva po Otdeleniyu Etnografii t. XXXI, chast'II), SPb.

PILSUDSKII, B.

- 1898 Nuzhdy i potrebnosti sakhalinskikh gilyakov. *Zapiski Priamurskogo Otdela Imperatorskago Russkago Geograficheskago Obshhestva*, tom IV, vyp. IV. Khabarovsk, pp. 1-38.

POLEVOI, B. P.

- 1960 O mestonakhozhdenii achanskogo gorodka. *Sovetskaya Arkheologiya*, 1960, No. 3, Moskva, pp. 328-333.  
1979 Dyucherskaya problema (po dannym russkikh dokumentov XVII v.). *Sovetskaya Etnografiya*, 1979, No. 3. Moskva-Leningrad, pp. 47-59.

RAVENSTEIN

1861 *The Russians on the Amur*. London: Trubner and co., Paternoster Row.

ROSSOKHIN, I. i LEONTIEV, A.

1784 *Obstoyatel'noe Opisanie Proizkhozhdeniya i Sostoyaniya Mandzhurskogo Naroda i Voiska, v Oc'mi Znamenakh Sostoyashshego*. 16 t., SPb.

佐々木史郎

1985 「クマ祭に集まる人々——狩猟儀礼に表出するエヴェンキ族の社会構成原理について——」『国立民族学博物館研究報告』10(2): 451-480, 国立民族学博物館。

1987 「ピウスツキ資料に基づく北サハリンにおける民族関係の研究——サハリン・ギリヤークとアムール・ギリヤーク——」加藤九祚・小谷凱宣編『ピウスツキ資料と北方諸民族文化の研究』国立民族学博物館研究報告別冊5号, 国立民族学博物館, pp. 329-346。

1991 「レニングラードの人類学民族学博物館所蔵の満州文書」畑中幸子・原山 煌編『東北アジアの歴史と社会』名古屋大学出版会(予定)。

SASAKI, Shiro

1989 *Kratkoe issledovanie po etnicheskoj istorii narodov Nizhnego Amura i Sakhalina c XVII veka do nachala XIX veka*. 『北方文化研究』20: 71-94, 北海道大学文学部附属北方文化研究施設。

SEM, Yu. A.

1959 *Rodovaya Organizatsiya Nanaitsev i ee Razlozhenie*. Vladivostok.

島田 好

1937 「近代東部満州民族考」『満州学報』5: 71-96。

白山友正

1933 「山丹交易事情—明治以前の日満通商関係」『経済史研究』40: 98-107。

シロコゴロフ, S. M. (SHIROKOGOROFF, S. M.)

1967 『満州族の社会組織』, 大間知篤三, 戸田茂喜共訳, 刀江書院。(1924 *Social Organization of the Manchus*, Royal Asiatic Society (North China Branch) Extra Volume III, Shanghai.)

SHRENK, L.

1883 *Ob Inorodtsakh Amurskago Kraya*, tom I. SPb: Izdanie Imperatorskoi Akademii Nauk.

1898 *Ob Inorodtsakh Amurskago Kraya*, tom II. SPb: Izdanie Imperatorskoi Akademii Nauk.

1903 *Ob Inorodtsakh Amurskago Kraya*, tom III. SPb: Izdanie Imperatorskoi Akademii Nauk.

SHTERNBERG, L. Ya.

1933 *Gilyaki, Orochi, Gol'dy, Negidal'tsy, Ainy*. Dal'giz-Khabarovsk.

SIEBOLD, P. F. von

1975 *Nippon VII*. (Herausgegeben vom Japanische-Hollandischen Institut, Textband II), Tokyo: Kodansha, Ltd.

SMOLYAK, A. V.

1963 *Sostav, proiskhozhdenie i rasselenie ul'chskikh rodov (seredina XIX—pervaya chetvert' XX v.)*. *Sibirskii Etnograficheskii Sbornik V*, (Trudy Instituta Etnografii, t. LXXXIV), Moskva: Izdatel'stvo AN SSSR, pp. 142-167.

1966 *Ul'chi*. Moskva: Izdatel'stvo «Nauka».

1974 *Rodovoi sostav nivkhov*. I. S. Gruvich ot. red., *Sotsial'naya Organizatsiya i Kul'tura Narodov Severa*, Moskva: Izdatel'stvo «Nauka», pp. 176-217.

1975 *Etnicheskie Protssesy u Narodov Nizhnego Amura i Sakhalina, seredina XIX—nachalo XX v.* Moskva: Izdatel'stvo «Nauka».

1982 *Narody Nizhnego Amura i Sakhalina*. I. S. Gruvich ot. red., *Etnicheskaya Istorija Narodov Severa*. Moskva: Izdatel'stvo «Nauka», pp. 223-257.

1984 *Traditsionnoe Khozyaistvo i Material'naya Kul'tura Narodov Nizhnego Amura i Sakhalina*. Moskva: Izdatel'stvo «Nauka».

末松保和

1928 『近世に於ける北方問題の進展』至文堂。

高倉新一郎

1939 「近世に於ける樺太を中心とした日滿交易」『北方文化研究報告』1: 163-193, 北海道大学文学部附属北方文化研究施設。

竹内運平

1933 「山丹交易に関する考察」『國學院雑誌』第39巻5月号, pp. 61-79, 6月号 pp. 54-77, 國學院大学。

田中克己

1959 「明末の野人女直について」『東洋学報』42(2): 1-24, 東洋文庫内東洋学術協会。

VASIL'EV, V. P.

1857 *Zapiski o Ningute. Zapiski Imperatorskago Russkago Geograficheskago Obshchestva, t. XII, SPb., pp. 79-109.*

和田 清

1942 「支那の記載に現はれたる黒龍江下流の原住民について」『東亞史論叢』生活社所収(初出『東亞学』第1輯1939年), pp. 454-506。

吉田金一

1973 「十七世紀中ごろの黒竜江流域の原住民について」『史学雑誌』第82編第9号, 東京大学文学部内史学会, pp. 29-49。

1974 『近代露清関係史』近藤出版社。

1984 『ロシアの東方進出とネルチンスク条約』近代中国研究センター(東洋文庫)。

ZOLOTAREV, A. M.

1937a *Iz istorii narodov Amura. Istoricheskii Zhurnal, 1937, No. 2, Moskva, pp. 27-40.*

1937b *The Bear Festival of the Olcha. American Anthropologist, 39(1): 113-130.*

1939 *Rodovoi Sostav i Religiya Ul'chei. Dal'giz-Khabarovsk.*

## II. 資 料

AI

1842 *Akty istoricheskie, sobrannye i izdannye arkhograficheskoyu kommissieyu, (Russkaya Arkheograficheskaya Kommissiya red.), tom 4, SPb.*

DAI

1848 *Dopolneniya k aktam istoricheskim, sobrannym i izdannym arkhograficheskoyu kommissieyu. (Russkaya Arkheograficheskaya Kommissiya red.), tom 3, SPb.*

1851 *Dopolneniya ka aktam istoricheskim, sobrannym i izdannym arkhograficheskoyu kommissieyu. (Russkaya Arkheograficheskaya Kommissiya red.), tom 4, SPb.*

1869 *Dopolneniya k aktam istoricheskim, sobrannym i izdannym arkhograficheskoyu kommissieyu. (Russkaya Arkheograficheskaya Kommissiya red.), tom 11, SPb.*

1872 *Dopolneniya k aktam istoricheskim, sobrannym i izdannym arkhograficheskoyu kommissieyu. (Russkaya Arkheograficheskaya Kommissiya red.), tom 12, SPb.*

大日本古文書

1922 東京帝國大學文學部史料編纂掛編纂『大日本古文書』幕末外國關係文書之十五, 東京帝國大學文學部史料編纂掛(1972年復刻, 東京大学出版会発行)。

蝦夷草子

1972 最上徳内著「蝦夷草子」大友喜作編『北門叢書』第一冊, 国書刊行会。

蝦夷草子後編

1972 最上徳内著「蝦夷草子後編」大友喜作編『北門叢書』第三冊, 国書刊行会。

東アジア民族史1

1974 井上秀雄他訳註『東アジア民族史1—正史東夷伝』東洋文庫264, 平凡社。

北夷談

1972 松田伝十郎著「北夷談」大友喜作編『北門叢書』第五冊, 国書刊行会。

皇清職貢圖

『皇清職貢圖』（『欽定四庫全書』所収）。

皇朝中外壹輿圖

1863 『皇朝中外壹輿圖（同治二年鐫）』（板藏湖北撫署景桓樓）。

吉林外記

1974 薩英額撰『吉林外記』（『中国方志叢書』東北地方34所収）台北：成文出版社。  
薩英額撰『吉林外記』（『百部叢書集成』所収）。

吉林通志

1965 長順修『吉林通志』（『中國邊疆叢書第一輯』所収）台北：文海出版社。

康熙起居注

1984 中國第一歷史檔案館整理『康熙起居注』北京：中華書局。

唐太雜記

1982 中村小市郎著「唐太雜記」高倉新一郎編『犀川会資料全』札幌：北海道出版企画センター。

北蝦夷圖説

1972 間宮林蔵口述，秦貞廉筆記「北蝦夷圖説」大友喜作編『北門叢書』第五冊，国書刊行会。

遼東志

1985 「遼東志」『影印遼海叢書』一，瀋陽：遼瀋書社。

柳邊紀略

1936 楊賓編『柳邊紀略』北平（北京）：文殿閣書莊。

1985 楊賓編「柳邊紀略」『影印遼海叢書』一，瀋陽：遼瀋書社。

滿文老檔

1955 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔 I（太祖1）』東洋文庫。

1956 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔 II（太祖2）』東洋文庫。

1958 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔 III（太祖3）』東洋文庫。

1959 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔 IV（太宗1）』東洋文庫。

1961 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔 V（太宗2）』東洋文庫。

1962 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔 VI（太宗3）』東洋文庫。

1963 滿文老檔研究会訳註『滿文老檔 VII（太宗4）』東洋文庫。

滿州語文語辭典

1987 福田昆之編『滿州語文語辭典』横浜：FLL。

滿和辭典

1972 羽田亨編『滿和辭典』国書刊行会。

寧古塔紀略

1968 吳振臣著「寧古塔紀略」『清朝藩屬輿地叢書』十五，台北：廣文書局。

OFMAE

1763 *Opis' Fonda Muzeya Antropologii i Etnografii*. No. 1763, 資料収集者：L. Ya. Shternberg, 収集年：1910年，収集地：アムゲン川，民族：ネギダール，記入者：L. Ya. Shternberg, 記入年：1910年，レニングラード。

1917 *Opis' Fonda Muzeya Antropologii i Etnografii*. No. 1917, 資料収集者：V. K. Arsen'ev, 収集年：1910年，収集地：沿海州，Zolotoi 岬，Samarga 川，民族：東オロチ（ウデへのこと），記入者：V. K. Arsen'ev, 記入年：1911年，レニングラード。

3348 *Opis' Fonda Muzeya Antropologii i Etnografii*. No. 3348, 資料収集者：I. I. Koz'minskii と N. K. Karger, 収集年：1926年，収集地：ゴリン川，民族：ゴリン川のナナイ（サマギール），記入者：I. I. Koz'minskii, 記入年：不明，レニングラード。

5747 *Opis' Fonda Muzeya Antropologii i Etnografii*. No. 5747, 資料収集者：A. N. Lipskii, 収集年：1936年，1937年，収集地：ハバロフスク州 Kur-Urmi 地区，Nanai 地区，Komsomol'sk 地区，民族：ナナイ，記入者：N. A. Lipskaya, 記入年：1940年，1941年，レニングラード。

欽定滿州源流考

1777 阿桂・于敏中修『欽定滿州源流考』（沈雲龍主編『近代中國史料叢刊』第十四輯所

収) 台北：文海出版社。

清実録

- 1985a 『清実録一（満州実録，太祖高皇帝実録）』北京：中華書局影印。
- 1985b 『清実録二（太宗文皇帝実録）』北京：中華書局影印。
- 1985c 『清実録三（世祖章皇帝実録）』北京：中華書局影印。
- 1985d 『清実録四（聖祖仁皇帝実録）』北京：中華書局影印。

清代一統地圖

- 1966 國防研究会，中華大典 編印會合作『清代一統地圖（乾隆二十五年鑄製銅版）』台北。

清代中俄關係檔案史料選編

- 1981 中国第一歴史檔案館編『清代中俄關係檔案史料選編』第一編，北京：中華書局。

RNS

- 1965 Savel'eva, V. N. i Taksami, Ch. M., *Russko-Nivkhskaa Slovar'*, Moskva: Izdatel'stvo «Sovetskaya Entsiklopediya».

三姓副都統衙門滿文檔案訳編

- 1984 遼寧省檔案館，遼寧社会科学院歴史研究所，瀋陽故宮博物館訳編『三姓副都統衙門滿文檔案訳編』瀋陽：遼瀋書社。

SSTMYa

- 1975 Tsintsius, V. I. ot. red., *Sravnitel'nyi Slovar' Tunguso-Man'chzdurskikh Yazykov*, tom I, Leningrad: Izdatel'stvo «Nauka», Leningradskoe Otdelenie.
- 1977 Tsintsius, V. I. ot. red., *Sravnitel'nyi Slovar' Tunguso-Man'chzdurskikh Yazykov*, tom II, Leningrad: Izdatel'stvo «Nauka», Leningradskoe Otdelenie.

東韃紀行

- 1942 間宮林蔵口述，秦貞廉筆記「東韃紀行」南満州鉄道株式会社・弘報課編『東韃紀行』，満州日日新聞東京支社出版部。
- 1969 間宮林蔵口述，秦貞廉筆記「東韃紀行」高倉新一郎編『日本庶民生活史料集成』第四卷（探検・紀行・地誌，北辺篇），三一書房。

東洋史辞典

- 1974 京都大学文学部東洋史研究室編『東洋史辞典』12版，東京創元社。

西伯利東偏紀要

- 1985a 曹廷杰著「西伯利東偏紀要」『影印遼海叢書』四，瀋陽：遼瀋書社。
- 1985b 曹廷杰著「西伯利東偏紀要」叢佩遠・趙鳴岐編『曹廷杰集』上，北京：中華書局。